明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年四月七日

○第百五十九回国会 参議院会議録第十三号（その一）

平成十六年四月七日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第十三号

平成十六年四月七日

午前十時開議

第一　航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二　外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　破産法案（内閣提出）

第六　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第七　日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案（趣旨説明）

一、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以下　議事日程のとおり

○議長（倉田寛之君）　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。野沢法務大臣。

〔国務大臣野沢太三君登壇、拍手〕

○国務大臣（野沢太三君）　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年、外国人犯罪の深刻化に伴い、その温床とされる不法滞在者を大幅に減少させることが求められており、また、我が国に適法に在留している外国人の中にも不法就労活動を行ったり犯罪を犯す等、公正な出入国管理を阻害する者も少なくなく、これらの者に適正かつ厳格に対処する必要性が生じてまいりました。

さらに、近時における国際情勢の変化に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにかんがみ、より公正な手続で難民の適切な庇護を図る観点から、難民認定制度の見直しを行うことが求められているほか、障害者の社会活動への参加を不当に阻むことのないよう、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行う必要もあるところであります。

この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、罰則の強化を始めとする不法滞在者等対策であります。

不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な不法滞在者に係る上陸拒否期間を伸長する一方で、自ら当局に出頭した者については簡易・迅速に出国させるための出国命令制度の新設等を行うことにより不法滞在者の自主的な出頭を促す措置を講じるほか、偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど、本来我が国に入国・在留することのできない外国人に対して、意見聴取を行う等の手続を取った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことのできる制度を新設するものであります。

第二は、仮滞在許可制度の創設等を含む難民認定制度の見直しについてであります。

難民認定申請中の者及び難民と認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため、不法滞在者である難民認定申請中の者について、仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行い、難民認定を迅速に行うとともに、難民として認定された者のうち一定の要件を満たす者には一律に在留を認めることとするものであります。なお、仮滞在許可制度の濫用防止を図るために、許可をする際には住居及び行動範囲の制限等の条件を付し、その条件に違反した場合は許可を取り消す規定及び許可期間中に逃亡する行為等に対する罰則を整備しております。また、難民認定手続の中立性、公正性をより高める観点から、難民不認定処分等について異議の申立てがなされた場合に、その申立てに対する処分の決定に当たっては有識者等から成る難民審査参与員の意見を聴くことを義務付ける制度も設けることといたします。

第三は、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しについてであります。

現行の出入国管理及び難民認定法においては、精神上の障害のある外国人について一律に上陸拒否の対象としているところ、これを改めまして、精神上の障害により判断能力を欠く常況等にある外国人が本邦における活動を補助する者を随伴し

ない場合に限って上陸を拒否することとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　江田五月君。

〔江田五月君登壇、拍手〕

○江田五月君　ただいま議題となりました難民等の保護に関する法律案につき、民主党・新緑風会の発議者を代表して、提案の趣旨と内容を説明します。

一九八一年、我が国は難民条約を批准しました。変動する国際情勢のあらしの中で、過酷な運命に遭遇した人に、国境を越えて人の情けを及ぼそうというのは、国際社会を構成するすべての国が自覚すべき共通の倫理であり、文化的態度なのです。しかし、我が国の実態はどうでしょう。庇護を求める外国人に対し、余りにも冷酷であり、生活支援は余りにも貧弱で、人間味に欠けています。平成十五年の難民申請者数は三百三十六人、難民として認定された人はわずか十人にすぎません。

不認定の人や申請中の人の多くは、入国管理センターの施設に収容されています。そこでは、希望を失った人が自殺を図ったり暴力的行動に出たりすることも多く、それを抑えようとして職員が暴行を加えることもまれではないのが現実です。収容される方も職員の方も、ともに疲れ切っており、意味のない対立が生まれてしまっているのです。

これらの事実は、現行の出入国管理及び難民認定法が明らかに欠陥法であることを示しています。物の豊かな日本にはおよそふさわしくない、この人の情けの貧困は、挙げて政治と行政の責任です。

政府改正案も、一歩前進と評価できる点もあることは率直に認めます。しかし、制度の根幹は従来と変わっていません。

そこで、国際的動向を踏まえた難民認定、生活支援のための新しい法制度が必要と考え、本法案を提出しました。

以下、本法案の主な内容について説明します。

第一は、難民認定委員会の設置についてです。

本法案は、内閣府の外局に、専門家により構成される難民認定委員会を設置し、現在、法務省入国管理局が行っている難民認定業務をここに移管することとしました。

もともと、入国管理局が出入国管理と難民認定の両方を行う現行制度は、根本的な矛盾をはらんでいるのです。主権国家の厳正な規律が前面に出てくる手続と、庇護を求める流浪の民に国の温かい救済の手を差し伸べる手続とを、同じ組織が行う制度ですから、対象者に混乱を与えるなど、運用が困難なのは当然です。しかも、難民調査官が国際情勢や難民が発生している地域の情報などを十分に入手していないケースも指摘されています。

そこで、この制度の矛盾を解消するため、また難民の認定には、調査に必要な専門知識や透明性、客観性、迅速性、公平性が求められることから、難民認定業務を法務省の入国管理業務から分離しました。政府改正案は、異議申立て段階における難民審査参与員制度を設けただけで、問題点は解消できません。

第二は、難民認定申請者の法的地位についてです。

本法案は、申請者に特別の在留許可を与えます。現行法が申請者に法的地位を与えていないため、その多くが強制的に入管施設に収容されているという実態を改善するためであります。ただし、制度の濫用を防止するため、退去強制手続や刑事手続の対象になっている者や難民認定再申請者の一部の者に対しては例外を設けます。政府改正案は、せっかく仮滞在制度を設けたのに、期間要件や直接入国要件があり、これでは難民受入れに消極的な行政を変えないというメッセージだと受け取られかねません。

第三は、難民認定の手続の透明化についてです。

本法案では、難民認定委員会が難民認定基準を策定し公表するとともに、難民認定までの審査期間を原則六か月と設定しています。調査の際に弁護士等が関与することも可能にしました。また、不認定の場合、その理由を本人に通知することとしています。政府改正案では、不透明さの改善は期待できません。

第四は、異議申立ての期間についてです。

本法案は、行政不服審査法による異議申立てができることとした結果、申立て期間は六十日以内となります。政府改正案も、同法の適用を認めることとしたのに、なぜか申立て期間を七日以内に限っています。

第五は、在留難民等に対する生活上の支援についてです。

国内での難民受入れのための政策は、難民申請に至る入口から、難民と認定された者が定住して安定した生活を始めるという出口までをカバーするものでなければなりません。また、条約難民のほか、人道的見地から政策判断で受け入れられたいわゆる条約外難民も生活支援が必要です。

そこで、本法案では、これらの難民等に対して生活上の支援を行うため、生活相談、日本語の習得、保健及び医療の確保、居住の安定、職業訓練及びあっせん、就学などについて生活支援推進計画を策定し、ＮＧＯなどとの協力の下にその支援を行うものとしています。

以上のとおり、我が国の難民認定と難民等生活支援につき、現行法制の微修正でなく、国際人権に対する深い理解に裏打ちされた新しい法体制を整備しようというのが私たちの提案です。国際情勢が過酷さを増している今こそ、国際社会が抱える困難な課題を我が国が積極的に担っていくとのメッセージを全世界に向けて発することが何にも増して大切です。

何とぞ、御審議の上、速やかな御賛同を賜りますようお願いします。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。千葉景子君。

〔千葉景子君登壇、拍手〕

○千葉景子君　私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。

今日の世界は、情報、物の国境を越えた動きが活発化し、国境を越えて移動する人々の流れも以前にも増して複雑化しています。このような中

で、世界の多くの地域で繰り返し生ずる暴力と組織的人権侵害の連鎖は、人々が強いられた移動を余儀なくされる状況を生み出し、過酷で深刻な課題を私たちに突き付けております。このような状況下、命と暮らしの場を求めて我が国を目指す人々に対しどのような方針で臨むのかは、国際社会の一員として大変重要な問題です。

これまで政府は、国際的友好の増進、外国人留学生や優秀な技術者の積極的受入れ、外国人観光客や外国資本の誘致に力を注いできました。また、一九八一年、難民条約を批准した我が国には難民を積極的に受け入れる責任もございます。

他方、国際的なテロや組織犯罪の水際防止策として入国管理の厳正化も要求されています。しかし、出入国管理規制を不必要に厳しくしたり、手法を誤れば、我が国が外国人に対して排他的であるとの印象を与えるばかりか、人権侵害を引き起こすおそれすらあります。

政府は、外国人に開かれた国を構築するという課題と不法入国の防止という課題をどのように両立していくのか、その基本方針を法務大臣にお尋ねいたします。

不法滞在者対策について伺います。

法改正の目的の一つに、治安対策としての不法入国の防止と不法滞在者の自発的帰国の促進が挙げられていますが、推定二十五万人程度とされている不法滞在者の削減や不法入国の抑制にこの法改正がどの程度の効果を発揮するとお考えか、法務大臣にお尋ねします。

また、法改正とは別に、法務省は昨年末より特定国の外国人留学生の入国許可要件を厳正した結果、申請者の多くに許可が下りない状況が発生し、まじめに日本で勉強しようとしている留学生が排除される結果を招いております。

さらに、入国管理局のホームページでは、一般市民に不法滞在者に関する情報提供を呼び掛け、疑わしいと感じる外国人を匿名で容易に通報できるシステムが導入されましたが、国際的な人権NGO、アムネスティ・インターナショナル日本等から、外国人一般に対する不安感、反感、嫌悪感などをあおるおそれがある等の批判が相次ぎました。

私も先般、法務委員会での質疑の際、通報動機として不安、近所迷惑等を例示することは、外国人に対する偏見や差別を助長し、あおり立てるもので、人権擁護の先頭に立つべき法務省として、ホームページを抜本的に改訂すべきであると指摘させていただきました。

こうした今までの不法滞在者対策で、本当に摘発すべき密入国組織や悪質な不法滞在者、不法就労者が摘発されているのでしょうか。法務大臣の御答弁をお願いいたします。

また、不法滞在の外国人といっても、既に地域に定着し、近隣とのトラブルもなく、家族で生活の基盤を築いている人々も少なからず存在します。一九九九年の入管法改正の際採択された附帯決議の趣旨にかんがみ、このような人々に対しては、一定の要件の下で、国外に退去させずに正規の在留資格を付与する方策も検討すべきと考えますが、法務大臣の御見解を伺います。

さて、UNHCR、国連難民高等弁務官事務所による二〇〇〇年の難民認定の世界番付を見ますと、日本は、対面積比で百五十九か国中九十位、対人口比では百二十五位、対GDP比では百三十六位という極端な劣等生であることが明らかです。二〇〇三年の難民申請者三百三十六人のうち、認定者はわずか十人です。不認定処分の取消しを求める提訴は、一九九八年の七件から二〇〇三年には五十二件に、また難民認定を求める外国人の強制送還の執行停止を求める訴えも同じ期間中に六件から七十四件に増えています。

今年に入って、ミャンマー人に対する難民認定不許可処分の取消しを求めた訴訟で、帰国すれば政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるとして、処分取消しの判決が二例続き、さらに、タリバン政権時代に迫害を受けたとして来日したアフガニスタン国籍の男性が難民不認定処分の無効確認を求めた訴訟で、難民に該当するにもかかわらず見過ごした法相の不認定処分には重大な瑕疵があるとされ、退去強制処分が取り消されました。単なる不認定処分の取消しではなく、重大な違法性を指摘した初めての判決です。こうした判決をどう受け止めておられるのか、法務大臣に見解を伺います。

次に、難民認定制度そのものについて伺います。

日本の難民認定制度の根本的な問題は、入国・在留管理と難民認定が同一の行政部門で行われているということです。今回の法改正においてもこの点での変化はなく、難民条約の趣旨に沿って難民認定行政を抜本的に見直す姿勢が見受けられません。

民主党が提出している難民等の保護に関する法律案のように、入管業務と難民認定業務を分離させるべきだと考えますが、法務大臣の見解を伺います。

次に、仮滞在許可制度について伺います。

政府案では、難民認定申請者に仮滞在許可制度を創出していますが、その要件が厳し過ぎるために難民申請者の多くが仮滞在を受けられない状態になる可能性が懸念されます。例えば、日本への直接入国が要件の一つとして挙げられていますが、現実にはほとんどの難民は第三国を経由して来日します。

こうした要件が適用されることにより、かえって退去強制手続が先行し収容を強化することになるのではとの危惧さえありますが、法務大臣の見解を伺います。

さらに、仮滞在許可を受けられなかった者については、審査中、強制退去はさせないとのことですが、強制収容の対象となるのか否か、併せて法務大臣にお聞きいたします。

難民申請の期限である六十日ルールとその硬直的な運用にも難民を締め出す要因になっているとの批判が絶えませんでした。

今回、政府提出案では、直接、申請期限は定められていないものの、仮滞在や難民認定に伴う在留資格付与の条件として六か月以内の申請に限定がなされています。なぜ民主党案のように法定難民認定申請期間を撤廃しないのか、六か月とする合理的な理由について法務大臣にお尋ねいたします。

また、この期限を法定することにより、厳格にこの期限が運用され、結果的には以前より厳しく難民を締め出すことにはならないのか、そのおそれはないのか、法務大臣に答弁を求めます。

次に、難民認定の不服申立て制度について伺います。

第四次出入国管理政策懇談会による難民認定制度に関する検討結果についてＵＮＨＣＲが意見表明しているように、異議申立てに関する決定は第一次審査機関、すなわち法務省とは異なる独立行政機関によってなされるべきであるところ、政府案では一、二審とも法務大臣が決定することになっております。これで十分なチェック機能を期待できるのでしょうか、懸念されます。

また、今回の法案では、不服審査について、法務大臣が難民審査参与員の意見を聴いて決定するとの項目が加わりましたが、参与員の選出基準も不明確であり、法務大臣への意見具申の方法についても明確に規定されていないため、公平公正な審査を担保できるのか、審査結果に実効性が伴うのか、懸念を禁じ得ません。この不服申立て制度が有効に機能すると思われるのか、法務大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、難民認定審査手続について伺います。

難民認定申請が却下された場合、その理由について本人にも十分な説明がなされない現行制度が改められておりません。民主党案のように、却下理由の開示や認定に要する客観的事実の収集の方法を改めるべきだと考えますが、法務大臣の見解を伺います。

また、現在の手続では、難民が自ら難民であることを証明するよう求めていますが、命の危機さえ迫る中、着のみ着のまま逃れてくる難民申請者に立証のための資料などを準備する余裕がないのは自明の理であり、難民の実情に対する理解を決定的に欠いていると言わざるを得ません。また、難民支援のＮＧＯ等から、申請者の本国の事情に精通していない調査員が審査に当たっているなどの問題が指摘されています。

民主党案は、通常の人事ローテーションで配置される入管職員ではなく、専門知識を有する難民認定調査官を置き調査を担当することとしていますが、政府は同様の措置を取る意思があるかどうか、法務大臣にお尋ねいたします。

次に、難民認定申請者の拘禁について伺います。

在留資格が与えられていないことから、難民申請した者に対しては、退去強制令書による強制収容がまず行われるのが通例であります。その際、適切な医療が受けられなかったり、子供が収容された親から引き離されて児童相談所に送られたり、法的支援がないまま帰国へ追い込まれたりする事例が多数報告されています。外に連れていかれる際は犯罪者のように腰ひもを付けていくという不必要な対応が存在し、また、収容所係員による暴行、強圧的言動などもＮＧＯ等から多数報告されています。法務省の入国管理施設に収容中の外国人から、処遇について過去六十八件の不服申立てがされております。

御承知のように、刑務所における処遇に関しては、外部からの指摘で国会での調査が開始され、真剣な議論の結果、行刑改革の第一歩がスタートいたしました。

政府は、この刑務所改革の経過も受け止め、自ら先頭に立ち、難民の長期収容をなくすとともに、この改正案の提出を機に難民の処遇の在り方や人権の保障について改善しようとする意思があるのか、法務大臣の答弁を求めます。

次に、難民生活支援について伺います。

難民認定申請中あるいは裁判中、さらに認定後の人たちへの情報提供、日常生活の補助、訴訟費用の支援等、公的な生活支援策の必要性が強くなってきております。

今回の政府提出法案では、仮滞在許可を得た人に対してどのような生活支援を行うのか、また、民主党案のように、難民の生活支援に係る国や地方公共団体の責務を明示すべきと考えますが、法務大臣の見解をお尋ねします。

難民支援に関しては、先日、日本における難民を支援するＮＧＯ等の合議体であるレフュジー・カウンシル・ジャパン、ＲＣＪが設立されました。この団体は、政府や行政機関、一般市民と連携しながら、難民支援に取り組むことを目指しております。国際社会においても難民支援は、政府、行政とＮＧＯとの連携により成果が上げられています。

政府として、このような活動とどのように協調関係を築いていくのか、法務、外務両大臣の御見解を求めます。

日本が難民の受入れにどう取り組むかは、我が国の国際貢献に対する姿勢を表すことになります。日本がこの二十年間で受け入れた難民の数がわずか三百人余という事実は、人道的な問題に目を背け、国際社会の一員として責任を果たしてこなかったと批判されてもやむを得ない実態です。

国連難民高等弁務官として世界じゅうで難民保護活動にリーダーシップを発揮してこられた緒方貞子さんを私たちだれもが誇りに感じています。緒方さんを通して私たちは自国を去らなければならない人々の過酷な実態を知り、私たちが国際社会の一員として何をしなければならないのかを考える機会を得ました。

今こそ私たちの人道に対するメッセージを世界に明確に示すときです。今後、難民問題にどのように取り組んでいかれる御所存か、法務大臣の決意を伺って、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣野沢太三君登壇、拍手〕

○国務大臣（野沢太三君）　千葉議員にお答えを申し上げます。

まず、外国人の受入れと不法入国の防止についてのお尋ねがありました。

現在、政府一体として水際対策の強化を行っており、厳格な出入国管理もその一環ですが、これはテロリスト等好ましくない外国人を我が国に入らせないための措置であり、我が国が外国人に対して排他的であるとの指摘を受けるものとは考えておりません。

また、外国人に開かれた国を構築することは、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から望ましいものと考えており、不法入国、不法滞在を防止するための取組も、我が国が歓迎すべき外国人を受け入れやすい環境作りにつながるものと考えております。

今後とも、外国人と共生するという考え方に立って、外国人観光客など歓迎すべき外国人の受入れの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、改正の効果についてのお尋ねがありました。

今回の改正では、不法滞在者に対する罰則を大幅に強化するなどの方策により不法入国者を含む不法滞在者の発生を抑止しつつ、出国命令制度の新設、上陸拒否期間の見直し等を行うことにより自主的な帰国を促すこととしており、これらの措

置に加え、不法滞在者の摘発、入国審査の厳格化による不法入国者の阻止など種々の方策を総合的に講ずることにより、不法滞在者の大幅な削減に結び付くものと考えております。

次に、不法滞在者対策の成果についてのお尋ねがありました。

入管当局においては、上陸審査及び在留審査の厳格化に加え、摘発体制の強化、法整備、国際的な協力体制の構築等、総合的な不法滞在者対策を講じております。特に、首都圏の繁華街や不法滞在者の蝟集する地域において集中的摘発を実施したことなどにより、昨年は年間四万人強の不法滞在者に対して退去強制手続を取りました。

今後とも、関係機関との緊密な連絡を図り、摘発を一層強化することなどにより、不法滞在者の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、不法滞在外国人に対する在留特別許可についてのお尋ねがありました。

在留を特別に許可するか否かについては、議員から御指摘のありました平成十一年の入管法改正の際採択された附帯決議にあるとおり、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情に十分配慮すべきとの趣旨をも踏まえ、適切に措置することとしております。

次に、難民不認定処分に関する裁判所の判断についてのお尋ねがありました。

議員御指摘の判決については、現在控訴しておりますので、今後、裁判の中で当方の処分の正当性について更に主張、立証してまいりたいと考えております。

次に、入国管理局が難民認定事務を行うことについてのお尋ねがありました。

難民認定事務と出入国管理行政は密接に結び付いているほか、入国管理局には専門的に事実の調査を行う難民調査官等が置かれ、また、難民認定事務について豊富な情報と経験が蓄積されていることなどから、同局が難民認定事務を行うことには十分合理性があると考えております。

次に、仮滞在許可制度についてのお尋ねがありました。

今回の改正により創設を予定している仮滞在許可制度では、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入ったことなどを要件としておりますが、これらは迫害からの緊急避難性や難民認定制度の濫用防止などの観点から合理的なものと考えておりますし、これらを仮滞在許可の要件とすることにより、これまで以上に難民認定申請者の収容が強化されることもないものと考えております。

なお、第三国を単に通過したにすぎない場合などにつきましては、仮滞在許可の対象となり得るものと考えております。

次に、難民認定の申請期間についてのお尋ねがありました。

今回の改正においては、申請期間そのものは廃止し、本邦に上陸するなどした日から申請するまでの期間を、申請のための要件ではなく、仮滞在を許可する要件及び難民の認定を受けた際に定住者の在留資格の取得を一律に許可する要件として整理しました。

本邦に上陸した日から六か月を経過した後に難民認定申請を行った者等について仮滞在の許可を行わないこととしたのは、迫害からの緊急避難性という観点からして、それらの者を庇護すべき必要性が劣ると考えられること、難民認定制度の濫用防止という観点などによるものであります。

また、在留資格等を有しない外国人が難民認定された場合であっても、上陸後六か月を超えて難民認定申請を行った者については、定住者の在留資格を一律に取得できることとはしなかったのも、同様に迫害からの緊急避難性に関して要保護性が低いと思われること、加えて、これが早期に申請を行う誘因となり得ることなどによるものであります。

なお、六か月という期間は、難民認定申請の実情及び在留資格、短期滞在等により通常在留できる期間の上限等を踏まえて定めたものであります。

次に、難民認定申請期間の見直しにより、難民が以前より締め出されるおそれがあるのではないかとのお尋ねがありました。

六か月を経過した後の申請でありましても、期間を経過したことにやむを得ない事情がある場合、六か月以内に申請したときと同様に取り扱われることとしておりまして、その点では現行法における運用を変更するものではありませんので、お尋ねのようなおそれはないものと考えます。

次に、難民不認定処分等に対する不服申立て制度についてのお尋ねがありました。

諮問機関としての難民審査参与員制度を採用することとしたのは、我が国では難民不認定処分に対して不服申立ての有無にかかわらず裁判所による司法審査を受ける機会が保障されていること、また、難民認定においては迅速な判断が求められることなどを考慮したものであります。

難民審査参与員の人選については、公正中立な立場の有識者等に推薦していただいた候補者の中から法務大臣が選任する予定であり、また意見の提出方法等についても、パブリックコメント手続を経て法務省令において規定する予定でありますので、難民審査参与員の関与による不服申立て制度は公正かつ有効に機能するものと考えております。

次に、難民認定申請が認められなかった場合の理由の説明についてお尋ねがありました。

従前から、難民の認定をしないとき、当該外国人に対し、理由を付した書面をもってその旨を通知しておりましたが、平成十四年十一月、私の私的懇談会である出入国管理政策懇談会から不認定理由の告知の在り方について改善が図られる必要があるとの提言がありましたので、これを踏まえ、平成十五年一月から、具体的な理由を付記することに改め、難民認定手続の透明性を一層高めております。

次に、難民調査官の配置についてのお尋ねがありました。

難民調査官につきましては、入国審査官の中から専門的な知識を必要とする難民認定事務を行うにふさわしい知識や経験等を備えた者を指定しております。

また、これら難民調査官に対して、刻々と変化する申請者の出身国の国内情勢に関する専門的な情報や知識を習得させることを目的とした研修などを定期的に実施しているところであり、今後とも、適正かつ迅速な難民認定手続を行うため、難民調査官には専門的知識の更なる涵養に努めさせていきたいと考えております。

次に、難民の処遇の在り方や人権保障についてのお尋ねがありました。

難民認定申請者を含む被収容者の処遇については、入管法の規定や被収容者処遇規則に従い、保安上支障がない範囲においてできる限りの自由を与えており、また仮放免を弾力的に運用するなど人権に配慮した処遇をしております。

今後とも、法にのっとり、被収容者の人権に配慮した処遇を行ってまいりたいと思います。

次に、仮滞在許可を得た人に対する生活支援や、国や地方公共団体の責務についてのお尋ねがありました。

平成十五年七月二十九日、内閣の難民対策連絡調整会議において、出入国管理及び難民認定法の改正により、仮滞在許可制度が創設されたときは、その許可を受けている者のうち生活に困窮する者について、難民認定申請者に対する保護措置を適用することなどが検討結果として報告されております。

また、難民認定申請者のうちの生活に困窮する者に対する支援について、平成十五年度からは緊急避難用の難民認定申請者緊急宿泊施設の提供も開始されたと承知しております。

さらに、平成十四年八月七日の閣議了解により、条約難民に対する定住支援として、日本語教育、職業紹介、職業訓練、各種職業援助費の支給などが実施されているほか、政府機関及び地方公共団体は就労先の確保に努力するよう求めることとされていると承知しております。

次に、ＮＧＯ等の活動との協調関係についてのお尋ねがありました。

法務省といたしましては、内閣の難民対策連絡調整会議における難民に対する情報提供体制の整備についての決定、具体的には、難民支援関係民間団体が実施する各種の難民支援事業に対し、必要に応じ、かつ、対応可能な範囲で共催等適宜の形で支援を行うこと等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、今後の難民問題に対する取組についてのお尋ねがありました。

民主主義国家として基本的人権を尊重する我が国の国際的立場や責任等にかんがみますと、難民問題の解決についても我が国は積極的に取り組むことが期待されています。

法務省といたしましては、政治的迫害等から逃れ庇護を求める者を迅速かつ確実に難民として認定し、保護するという姿勢で臨んでいく所存でございます。（拍手）

〔国務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○国務大臣（川口順子君）　難民支援のためのＮＧＯ等との連携・協調関係についてのお尋ねでございますけれども、外務省としてもこの分野におけるＮＧＯとの適切な連携・協調関係が重要であると考えております。

外務省は、今般設立をされたと承知をいたしておりますレフュジー・カウンシル・ジャパン、ＲＣＪの構成団体であるＮＧＯも含めまして、これまでにも関連ＮＧＯと協力しながら難民支援を実施してきております。これからも、関連ＮＧＯとの連携・協調関係の強化を適切に行っていきたいと考えております。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（倉田寛之君）　この際、日程に追加して、**中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。中川経済産業大臣。

〔国務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○国務大臣（中川昭一君）　中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

中小企業をめぐる経済情勢は依然厳しく、やる気と能力のある中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることは、引き続き重要な課題であります。

中小企業金融においては、金融機関の担保による融資が大きな割合を占めており、中小企業金融の円滑化のためには、貸付債権の証券化手法の普及により無担保融資の拡大を促すことが必要であります。

また、平成十四年十二月に成立した中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において、政府は、平成十六年三月三十一日までに、中小企業信用保険等の業務を中小企業金融公庫に行わせるための措置を講ずることが必要であるとされております。こうした状況を踏まえ、今般、本法律案を提出した次第でございます。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業金融公庫法の一部改正であります。

その改正の第一点は、民間金融機関等による中小企業者に対する無担保融資の拡大を促すための業務として、貸付債権等の証券化を支援する業務を中小企業金融公庫に追加する等の措置を講ずることとしております。第二点は、中小企業信用保険等の業務を中小企業総合事業団から中小企業金融公庫に移管するための所要の措置を講ずることとしております。

第二に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正であります。

繊維関係業務の合理化等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立のために必要となる措置を講ずることとしております。

引き続きまして、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、リスクの高いベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分に資金供給がなされていない中、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度に対するニーズが高まっております。しかしながら、現在の本法に基づくファンド制度は、出資先のベンチャー企業へのつなぎ融資ができなかったり、経営革新や事業再生に取り組んでいる幅広い企業への出資ができないなどの課題を抱えております。こうした状況を踏まえ、ファンド制度の一層の拡充を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、ファンドが、出資のみならず、出資先企業に対する融資もできるようにいたします。第二に、ファンドの投資対象の制限を撤廃し、中堅企業などにも幅広く出資ができるようにいたします。

以上がこれら法律案の趣旨でございます。

（拍手）

○議長（倉田寛之君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。勝木健司君。

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました中小企業対策関連二法案につきまして、関係大臣に質問をいたします。

我が国企業の九九％以上が中小企業であり、この中小企業が元気を取り戻さなければ我が国経済の本当の回復はあり得ません。政府は、昨今の景気動向について、景気は設備投資と輸出に支えられ着実な回復を続けているとしております。が、しかし、その中身を見てみますと、中国向けなどの輸出に引っ張られて都市部の大企業を中心に企業収益が増え、その結果として設備投資が増えているだけで、地方の景気回復や中小企業にはまだまだその影響が及んでいないのが実態ではないでしょうか。

デフレ基調、高水準の失業率、個人消費の低迷が依然として続いており、先行き不透明感は依然解消されておらず、地方や中小企業には景気回復にはほど遠いというのが実態であります。日銀短観の業況判断を見てみましても、中小企業はいまだマイナスで、回復は大幅に遅れております。地域別に見た景気動向は更にまだら模様が鮮明で、北海道、東北地方を始め、東京、中部圏を除き、大半の地方は景気回復にはまだまだほど遠い状況にあります。

このように、大企業の景気回復だけに目を奪われて、中小企業の惨状を見ようとしない政府の景気判断は到底納得できるものではありません。小泉政権の経済失政によって多くの中小企業が倒産に追い込まれ、失業が増大しているのはだれの目にも明らかであります。

そこで、竹中、中川両大臣にお伺いをいたします。

大企業の景気回復をいかにして中小企業に波及をさせていくのか、そして地方の景気をいかにして回復させるのかが今後の極めて重要な課題でありますが、いま一度、政府の現状認識と今後の取組について見解をお伺いいたします。

今般の中小企業金融公庫法等の改正案は、私ども民主党が主張してきた中小企業に対する貸出しを促進する意味でも当然の措置でありますが、いささか遅きに失したものと考えます。しかも、予算の裏付けも不十分であると受け止めております。

中小公庫の中に四十億円の債務保証基金を創設し、この制度によって拡大する無担保融資の規模は二千四百億円程度と見込まれておりますが、これでは、現在の中小企業への融資状況から見てみますと、余りにも規模が小さ過ぎ、焼け石に水であります。この事業規模では一部の優良企業しか無担保融資を受けられず、資金繰りに悩む多くの中小企業が民間金融機関等からの無担保融資を利用できるとは思えません。

国内銀行による中小企業への貸出金の残高は、金融機関の非情なまでの貸し渋りや貸しはがしによりまして、平成七年の二百六十六兆円をピークに、その後の減少で、昨年末には何と百八十二兆円へと減少いたしました。この間、実に八十四兆円も減少しているのであります。この間の大企業への貸出金の残高がわずか十兆円しか減少していない状況に比べまして、いかにも中小企業が虐げられてきたかを物語っております。

そもそも、金融機関が金融庁の検査におびえて、少しでも赤字があれば貸せない、短期間で返済できない借金があると追加融資は駄目だという状況に追い込まれ、貸し渋り、貸しはがしに走り、その結果、信用収縮が起こり、中小企業がばたばたとつぶれるという事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきであります。

竹中、中川両大臣にお伺いいたしますが、政府は金融機関の中小企業向け融資が大きく減少している原因はどこにあると考えておられるのか。中小企業金融対策を講じるのであれば、銀行と債務者が長年にわたって暗黙の合意で継続してきた融資を直ちに返済できなければ不良債権とみなすという考え方を改め、中小企業向け金融検査マニュアルを大胆に見直しをしていただきたい。そして、金融機関の中小企業向け融資の拡大については政府の監視体制を更に強化をしていただきたいと思います。もしも金融機関からの無担保融資が思ったほど拡大しなかった場合には、政府としてどんな対応措置を取られるのか、答弁を求めます。

次に、中小企業総合事業団の信用保険部門の中小企業金融公庫への移管について伺います。

元々、中小企業信用保険公庫が行っていた事業を中小企業総合事業団の信用保険事業に移した経緯がありますが、今回の法改正で更に中小企業金融公庫に移管することになります。信用保険という中小企業政策の根幹にかかわるものについて、正に朝令暮改とも言える組織変更を行うことによって政策がおろそかになることがあってはなりません。

竹中、中川両大臣にお伺いをいたしますが、中小企業金融公庫に信用保険業務を統合させる意義はどこにあるのか、さらに加えて、証券化支援業務を担うことにより、中小企業金融公庫は今後どのような役割を果たしていくことになるのか、また行革の視点を強調されるのなら、中小企業金融公庫、中小企業基盤整備機構における天下り、役員、職員、そして予算はそれぞれどれだけ縮減をされるのか、具体的に数字で示していただきたいと思います。

我が国の中小企業金融システムにおいて、政府系金融機関を活用すべきことは私どもも必要と考えますが、足利銀行の破綻に見られますように、地域の民間金融機関が消えてしまっては地域経済にとっての打撃は余りにも大きいと言えます。今後、地域の金融機関をどのように育成をしていかれるのか、政府系金融機関と民間金融機関の位置付けについて、竹中、中川両大臣の答弁を求めます。

次に、いわゆる中小ベンチャーファンド法についてお伺いをいたします。

現在、三百四十九の中小ベンチャーファンドが設立されておりますが、このファンド制度はこれまでの中小ベンチャー企業への投資促進にどれだけの効果があったのでしょうか。さらに、今般の改正でファンド制度の趣旨が当初の中小ベンチャー企業対策から中堅企業や大企業に拡大され、事業再生企業へと大きく転換することになりますが、これにより果たして中小企業への資金供給はどの程度拡充する見込みなのか。また、地域中小企業再生ファンドはまだ全国で数か所の地域にしかありません。地域金融機関の経営体力などの点からも難しい面があるとの指摘もあるわけでありますが、当然のこととして、政府として積極的に支援すべきであります。今後の地域中小企業再生ファンド設立の見通しについても中川大臣に併せてお伺いをいたします。

ファンド投資については、今般の法改正により公開企業の株式に投資するファンド設立が可能となることから、今まで以上に一般個人投資家がファンド投資に巻き込まれるおそれがあります。今国会に提出されている証券取引法の改正案で一般投資家の保護のルール化が図られようとしておりますが、証券取引法による情報開示基準は、未公開株式に対しては実態を踏まえた整備が十分に進んでいないと言われております。この投資家保護ルールについては、金融庁とも歩調を合わせて、ベンチャーファンドの積極的な投資活動を促進しつつ、一般投資家の保護にも十分配慮を強く求めるものでありますが、竹中、中川両大臣の答弁を求めます。

ベンチャー企業を支援するためには、金融のみならず税制上の措置も必要であります。

我が国のエンジェル税制による昨年末までの六年間の投資総額はわずか五億四千万円にすぎません。イギリスでは一年間で千二百五十億円にも達していると言われ、我が国との余りの格差に驚くばかりであります。

中小企業総合事業団が行ったビジネスエンジェル実態調査によりますと、エンジェル投資の最大の阻害要因は税制面での優遇策が乏しいということを挙げておりますが、この指摘を政府はどのように受け止めておられるのですか、お伺いいたします。

平成十六年度の税制改正で未上場株式の譲渡益の税率引下げ、エンジェル税制対象の特定ベンチャーの範囲の拡大などが盛り込まれましたが、キャピタルロスの税額控除や給与所得などからも損失を引くことができるなどの思い切った抜本的な対応策を検討することが必要だと考えます。さらには、私ども民主党が主張しております新しい中小法人に対する法人課税の減免、中小同族会社の留保金課税の完全撤廃等に踏み込むべきであると考えますが、谷垣、中川両大臣の見解を求めます。

中小企業の経営者には、とりわけ個人保証という制度が重くのし掛かっております。特に、中小企業が倒産した場合の債務の返済を個人が無制限、無期限で保証する包括根保証の制度を根本から見直すべきであります。生活破綻や自殺に追い込まれている中小企業の経営者、従業員、その家族の人たちが置かれた状況を直視し、一刻の猶予もならない問題であり、先送りできるものではありません。今国会中に破産法制や保証人制度を根本から改革すべきであり、包括根保証を制限する措置を取ると約束をしていただきたい。中川大臣の答弁を求めます。

最後に、消費税問題についてお伺いいたします。

この四月一日から消費税が総額表示方式となりました。しかし、消費税の導入から十五年が経過した今になって、消費税の総額表示方式を、選択制ならまだしも、義務化する確たる理由はなかったと私どもは受け止めております。

以下、具体的にお伺いいたします。

第一に、消費税の総額表示方式の強行は、デフレを促進させ、特に中小零細企業の経営を圧迫し、景気回復の芽に水を差すのみであります。弱い立場の業者や商品は消費税を上乗せできず、事実上の値引きをせざるを得ないのではありませんか。

第二に、値札等の変更やパソコンソフトの入替えなど企業側のコストはどの程度に見ておられるのか、また、それに対する支援措置は十分行われているのでありましょうか。

第三に、まだ切替えができていない企業もあるのではありませんか。政府の指導、支援等が不十分だったのではないのですか。切替えのできていない企業が厳しく違法性を問われることはありませんか。

第四に、総額表示方式を契機とする不当な値引き要請等、優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の監視体制は十分でしょうか、お伺いいたします。

第五に、一円未満の端数を切り捨てるか切り上げるかで、同じ価格の商品が一物二価になったり、まとめ買いをしたときに店頭での価格表示とレジでの処理方法が異なるなど、消費者から見ても不透明で、現場では混乱を招くことはないのでしょうか。

以上の五点について、政府はどのような対策を講じておられるのか、谷垣、中川両大臣及び福田官房長官にお伺いをいたします。

さらには、この四月から消費税の免税点制度の引下げが行われ、外形標準課税も導入をされました。このような一連の増収措置は、実質的な課税強化であり、その負担増が企業利益を圧迫し雇用調整を招くことは必至と思いますが、政府はこうした一連の措置が企業活動にどのような影響を与えると考えておられるのか、特に中小企業への影響を緩和する措置をしっかりと講ずるべきであると考えますが、谷垣、中川両大臣の答弁を求めます。

構造改革に名をかりて、ビジョンなき負担増を次から次へと国民に押し付け、産業の空洞化、地場産業の衰退を招き、多くの雇用を奪っております小泉・竹中構造改革に終止符を打たない限り、倒産、失業列島からの脱却はあり得ません。地域の中小企業を元気にし、新しい雇用を作る景気構造改革の実現こそ日本再生への道であることを強調して、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○国務大臣（中川昭一君）　勝木議員にお答え申し上げます。

まず、地域の経済と雇用を支える中小企業に係る現状認識と今後の取組についてのお尋ねでございますが、中小企業の景況につきましては、全体として持ち直しの動きは見られるものの、設備投資、輸出に大きな影響を受ける大企業の回復に比

べ、回復に遅れが見られる状況にあると認識をしております。

経済産業省といたしましては、今般の景気回復が中小企業にも浸透していくよう金融セーフティーネット対策や証券化支援などの金融対策、再生支援策、新たな事業に挑戦する中小企業支援策を三つの柱として中小企業をしっかりと支えていくつもりでございます。

次に、中小企業向け融資減少の原因と中小企業金融対策等についてのお尋ねですが、これまでの中小企業向け融資減少の原因について、地価の下落による不動産担保価値の減少や金融機関の不良債権問題に加え、中小企業が借入れに慎重であったことなどが考えられます。また、中小企業向け金融検査マニュアルの見直しにつきましては、当省として、中小企業金融の実態を踏まえ、金融庁と密接に意見交換を行ったところでありますが、今後とも適切に連携してまいります。

さらに、民間金融機関による中小企業向け無担保融資の拡大を図るため、今般の証券化支援業務の追加のほか、信用補完制度等の活用により、当省として引き続き積極的に対応してまいります。

次に、中小公庫の今後の在り方とその役員等の縮減及び今後の地域金融機関育成についてのお尋ねでございますが、今般の中小公庫法改正により、中小公庫は、従来の自ら貸付けを行う役割に加え、民間金融機関による中小企業向け融資の拡大を後押しする役割も併せて担うこととなります。

中小公庫及び中小基盤機構におきましては、今般の統合等に際して組織のスリム化や役員数の削減を行います。職員数は、特殊法人等改革基本法の附帯決議等を踏まえ、適切に対応してまいります。また、業務運営の経費につきましては引き続き効率化を進めてまいります。

役員人事につきましては、適材適所で検討してまいりますが、現在の中小公庫の総裁は昨年一月に民間から着任していただいております。

また、地域金融機関における中小企業金融円滑化は重要であり、今般の証券化支援業務の追加も、地域金融機関の中小企業向け無担保融資の拡大を支援することも目的でございます。

中小ベンチャーファンド法についてのお尋ねでございますが、投資促進効果につきましては、平成十年に中小ベンチャーファンド法を制定して以来現在まで、約三百六十の中小ベンチャーファンドが設立され、累計で約一千五百億円に上る資金をベンチャー企業に提供しております。中小企業における資金供給につきましては、今回の改正により、中小ベンチャーファンドが、出資のみならず、融資や債権買取りができるようにするために、中小企業の実情に応じてよりきめ細やかな資金供給を行うことが可能となります。このため、今般、ファンドを通じた資金供給は、中長期的には現在の数倍から十倍程度と欧米並みに拡大することを期待しております。

地域中小企業再生ファンドにつきましては、中小企業総合事業団の支援によりこれまでに二件が設立され、今月中に更に一件が設立の見通しとなっております。また、今回の法改正によって再生ファンドの設立がより容易になるものと見込んでおります。

一般個人投資家に対する保護策については、本改正法案及び証券取引法改正法案により、金融庁と連携しながら、ファンドの実態に合った投資家保護のための所要のルールを整備することとしております。

ベンチャー企業、中小企業に対する税制面等での支援についてのお尋ねでございますが、個人金融資産を活用したベンチャー企業への資金供給を促進するためのエンジェル税制につきましては、制度創設後累次の拡充に努めており、昨年度及び今年度の改正によって制度利用の大幅な拡大が見込まれているところでございます。また、中小法人につきましては、八百万円以下の所得について二二％の軽減税率が講じられているほか、設立五年以内の中小法人については欠損金の繰戻し還付が認められております。

さらに、留保金課税につきましては、自己資本比率五〇％以下の中小法人等に対する課税を停止する措置を講じてきており、全中小法人の約八割以上が不適用になっております。

ベンチャー企業、中小企業の活性化は極めて重要な政策課題でもあると考えており、税制の検討も含め、今後とも支援策の拡充に取り組んでまいります。

破産法制、包括根保証制度についてのお尋ねでございますが、破産した場合に手元に残る自由財産の拡大につきましては、経済産業省としても関係省庁と協力して検討を進めてまいりましたが、この点につきましては、今国会に法務省から破産法の改正法案が提出されているところでございます。

また、包括根保証の見直しにつきましても、保証人にとって過度の負担にならないように責任の明確化を図るため、関係省庁と連携を取りながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

消費税の総額表示の義務付けについてのお尋ねでございますが、総額表示義務付けは実質的な支払総額に変化を加えるものではなく、政府としてはこの趣旨を理解していただくべく、できるだけの広報活動を行ってきております。

また、レジシステムの変更に際しては、各種税制措置により事業者の負担を軽減できるようになっております。さらに、優越的な地位の濫用行為によって納入業者が値引きをせざるを得ないといった事態に対しては、公正取引委員会と協力し厳正に対処しております。

我が国経済は全体として回復しつつあり、制度の正しい理解が得られれば景気に対する懸念は小さいと考えますが、万が一にも景気に悪影響をもたらすことのないよう、政府として全力を尽くしてまいりたいと考えております。

消費税の免税点の引下げ、外形標準課税の導入による企業活動の影響、特に中小企業への影響を緩和する措置についてのお尋ねでありますが、消費税の免税点の引下げの影響について考えた場合、事業者にとりましては消費税を円滑に転嫁することが重要な課題となります。このため、転嫁円滑化対策として、全国の商工会や商工会議所等におきまして、消費税対策マニュアルの作成、配布、講習会や巡回指導、税理士等による税務相談会の実施、消費者向けパンフレット、ポスター等の配布を実施しております。

また、外形標準課税につきましては、企業への影響を一概に申し上げることは適当ではございませんが、例えば賃金割合、資本金の大きな企業に対して配慮するなどの措置を講じており、また中

小企業への影響を緩和するために、資本金一億円以下の中小企業につきましては対象外としております。（拍手）

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣（竹中平蔵君）　勝木委員から八問の御質問をいただきました。

まず、中小企業や地域の現状、政府の取組についてでございます。

小泉内閣は、改革なくして成長なしの方針の下、構造改革を進めてきたところでございます。こうした中、日本経済は民需が主導する形で着実な回復を続けておりますが、中小企業については大企業に比べると回復に遅れが見られます。また、地域間にもばらつきが見られます。政府としては、これまでの改革の成果を広く中小企業、地域に浸透させるよう引き続き努力をしていく考えでございます。

具体的には、中小企業に対して金融セーフティーネット対策、再生支援策、新たな事業に挑戦する中小企業支援策など、重点的に取り組んでまいります。地域に対しては、構造改革特区、全国の都市再生、さらには観光立国づくりの推進、地域再生のプログラムなどにより、活性化と地域雇用の創出に努めてまいる所存でございます。

金融機関の中小企業向け融資がなぜ減少しているのかというお尋ねでございますが、金融機関の中小企業向け貸出金が減少している要因は、資金需要の低迷のほか、不良債権のオフバランス化の進展等、様々な要因があると考えております。

ただし、各金融機関においては、中小企業向けの無担保・無保証商品の拡大など、中小企業向け貸出金の増加に向けて積極的に取り組んでいるものと承知をしているところでございます。いずれにしても、金融庁としては、健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に積極的に取り組んでまいります。

金融検査マニュアルの見直しについてのお尋ねでございます。

中小零細企業向け貸出金については、その経営実態を十分勘案した検査の実施が重要であると考えておりまして、融資が返済できないことのみをもって不良債権とみなすような取扱いは行っておりません。

また、先般、検査マニュアル別冊、中小企業融資編を改訂いたしまして、各金融機関が行う中小企業との密度の高いコミュニケーション等の取組を検査においてしっかりと評価するということとしております。今後は、改訂された別冊に即したきめ細かい検査が中小企業向け融資の円滑化に資するということを期待しているところでございます。

金融機関の中小企業向け融資の拡大をどうするのかというお尋ねでございますが、日本経済の基盤を支える中小企業への円滑な金融の確保は、これは極めて重要であると考えております。

金融庁としては、リレーションシップバンキング強化計画の実施状況をしっかりとフォローアップして、また中小企業向け貸出しが減少しているような資本増強行に対しては業務改善命令を発出するなど、この中小企業金融の円滑化に努めているところでございます。

金融庁としては、今後とも、こうした取組によりまして、担保等に過度に依存しない融資商品の拡大など、各金融機関による中小企業金融の円滑化に向けた積極的な取組を是非促していきたいと思っております。

中小企業金融公庫の今後の在り方についてのお尋ねでございます。

中小企業金融公庫を含む政策金融改革につきましては、平成十四年十二月に経済財政諮問会議におきまして、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、政策金融の活用が必要であるという認識に立ちつつ、平成十九年度末までに特殊法人形態を廃止する等の改革の時期を明確にして、政策金融を抜本的に改革することを旨としました政策金融についてというのを取りまとめを行っております。

さらに、基本方針二〇〇三におきましても、中小企業のセーフティーネットの充実など、金融円滑化、多様化、産業再生のための政策金融の有効活用などを図るということとしております。

しっかりと官から民への構造改革を進める中で、中小企業金融公庫の今後の在り方についても、これは適切な見直しを行っていくという必要があると考えております。

地域金融機関の今後の育成についてのお尋ねでございますが、金融庁は中小・地域金融機関については、いわゆるリレーションシップバンキングという考え方の下、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組を進めることによって同時に不良債権問題を解決するんだという立場を取っております。

金融庁としましては、この中小・地域の金融機関がリレーションシップバンキングの担い手として利用者から十分評価、信任が得られるような、そういう最大限の努力を努めていくつもりでございます。

政府系金融機関と民間金融機関の位置付けについてのお尋ねでございます。

これは、市場経済においては民間金融機関が顧客のニーズに応じて資金仲介機能を適切に発揮する一方で、政府系金融機関は民業補完に徹するというのが基本であると思います。

しかし、民間金融機関が不良債権を抱え資金仲介機能を十分に発揮し得ないような状況におきましては、特に中小企業金融の分野で民間金融機関と政府系金融機関が密接な連携を図ることによって円滑な金融を地域の隅々にまで浸透させていくということが重要であると考えております。

金融庁としては、しっかりと不良債権問題の終結を図る一方で、各省庁、政府系金融機関とも連携をして地域の中小企業金融の円滑に努めていく所存でございます。

最後になりますが、投資事業有限責任組合における投資家保護についてのお尋ねがございました。

この投資事業有限責任組合などの、いわゆる投資ファンドが広がりを見せます中で、その投資家保護というのは非常に重要な問題であるというふうに思います。

このため、今国会に投資事業有限責任組合及びそれに類似する投資ファンドへの投資については、証券取引法上の投資家保護の規定を適用することを目的とする証券取引法等の一部を改正する法律案を提出しているところでございます。国会におけるこの御審議の内容等々も踏まえながら、今後ともこの投資家保護に全力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

（拍手）

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○国務大臣（谷垣禎一君）　勝木議員にお答えをいたします。

まず、エンジェル税制についてのお尋ねがございました。

御指摘の実態調査は平成十四年二月に公表されたものと承知しておりますが、その後、エンジェル税制につきましては、十五年度改正でベンチャー企業に対する投資額を株式譲渡益から控除できる優遇措置を創設し、さらに十六年度改正において、民間の目利きを活用する観点から、証券会社、グリーンシートですが、それからベンチャーファンドを通じた投資を新たに適用対象に追加するなど、大幅な拡充措置を講じてきております。

それから、新設の中小法人に対する法人課税の減免等についてのお尋ねがございました。

法人税制については、平成十六年度改正におきまして、欠損金の繰越期間を五年から七年に延長し、新設の中小法人の事業展開などを支援しております。また、同族会社の留保金課税については、制度そのものを廃止することは適当ではないと考えておりますが、十五年度改正で講じた留保金課税の一部停止措置によりまして、中小法人の多くが課税の対象外となっております。

このように、中小ベンチャー企業については、税制上様々な支援策を切れ目なく講じているところでございます。これらの措置が活用されて、中小企業の活性化に資することを期待しております。

それから、消費税についてのお尋ねがございました。

総額表示の義務付けは、消費税額を含む最終的な支払総額の変更を求めるものではございません。必ずしも事実上の値引きといった問題を招くものではないと考えております。政府としては、こういった点を含め、総額表示の趣旨や内容について積極的な広報に取り組んでまいりました。

総額表示に伴うコストについては事業者ごとに様々であり、これを具体的に見込むことはなかなか難しいということを御理解いただきたいと存じますが、レジスターの買換えなどについては、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例措置などが御活用いただけるのではないかと考えております。

それから、総額表示への切替えについては、政府としても、事業者において値札の切替え等が円滑に実施されるよう支援等に努めてきたところでございます。引き続き、きめ細かな広報、指導、相談に取り組んでまいりたいと考えております。

一円未満の端数処理の方法については、各事業者において混乱を招かないよう配慮しながらお決めいただいているものと承知しておりますが、政府としても、引き続き、きめ細かな相談等に努めてまいりたいと考えております。

それから、免税点の引下げは、消費税に対する信頼や透明性を向上させる観点から行われたものでございます。

なお、事業者が円滑かつ適正な価格への転嫁を行うことができますよう、今後とも広報、相談等に取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田康夫君）　勝木議員にお答えします。

総額表示方式を契機とする優越的地位の濫用に対する監視体制についてのお尋ねでございました。

公正取引委員会におきましては、昨年十二月に、どのような行為が優越的地位の濫用に該当するかについての考え方を公表するとともに、本年二月から納入業者及び小売業者に対する調査を実施し、問題があると認められた小売業者には改善を求めるという監視に努めてまいっているところでございます。

今後とも、不当に値引きを要請するような優越的地位の濫用に対しては厳正に対処してまいります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（倉田寛之君）　**日程第一　航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**

日程第二　外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山本一太君登壇、拍手〕

○山本一太君　ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ウズベキスタンとの航空協定は、我が国とウズベキスタンとの間の定期航空業務を開設するため、両国の指定航空企業が特定路線上において航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものであります。

委員会におきましては、ウズベキスタンとの航空需要と協定締結の意義、テロ防止等のための航空保安措置の充実等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、外務省の機構改革の目的、法律職としての儀典長を廃止する理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百五
賛成　二百五
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、外務省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百九十九
賛成　百九十九
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第三　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長奥石東君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔奥石東君登壇、拍手〕

○奥石東君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十三年九月にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等を契機として、平成十四年十二月に改正されました千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書が本年七月一日から発効することを受け、締約国である我が国においても、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安確保に必要な措置並びに国際航海船舶の入港規制に関する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、テロ対策への国の取組、本法施行による外国船舶監督官及び海上保安官の増員及び装備充実の必要性、港湾における物流効率化と保安対策の両立、港湾におけるコンテナ等貨物の保安対策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百五
賛成　二百五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第四　児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長国井正幸君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔国井正幸君登壇、拍手〕

○国井正幸君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、児童相談所等の職員の確保策、関係機関の連携強化の必要性、立入調査における警察官の関与の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百五
賛成　二百五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第五　破産法案
日程第六　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（いずれも内閣提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本保君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、破産法案は、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともにその実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講ずるとともに、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講じようとするものであります。

次に、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法その他の倒産処理手続関係法律、民法その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、倒産法制全体の見直しの理由と経緯、債務者の自由財産の拡大、労働債権と租税債権の優先順位、個人破産者の免責手続の改正等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、破産法案に対して八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三
賛成　二百三
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第七　日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長北岡秀二君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北岡秀二君登壇、拍手〕

○北岡秀二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中央省庁等改革基本法の規定により、総合科学技術会議において行われた日本学術会議の在り方についての検討結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改めようとするものであります。

委員会におきましては、日本学術会議の改革の経緯、役割の重要性と今後の方向、総合科学技術会議との機能分担等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百五
賛成　二百五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議長　倉田　寛之君
副議長　本岡　昭次君

議員

岩本　荘太君　山本　香苗君　大仁田　厚君　山下　善彦君　矢野　哲朗君　竹山　裕君　伊藤　基隆君　朝日　俊弘君
島袋　宗康君　遠山　清彦君　小斉平敏文君　有馬　朗人君　真鍋　賢二君　中曽根弘文君　小川　勝也君　広野ただし君
千葉　国男君　西銘順志郎君　亀井　郁夫君　小林　温君　陣内　孝雄君　杏掛　哲男君　井上　哲士君　大門実紀史君
後藤　博子君　山本　正和君　松山　政司君　吉田　博美君　山東　昭子君　上杉　光弘君　池田　幹幸君　羽田雄一郎君
高野　博師君　弘友　和夫君　金田　勝年君　中原　爽君　桜井　新君　斎藤　十朗君　柳田　稔君　長谷川　清君
小泉　顕雄君　有村　治子君　谷川　秀善君　北岡　秀二君　岩本　司君　榛葉賀津也君　大脇　雅子君　平野　貞夫君
椎名　素夫君　風間　昶君　景山俊太郎君　橋本　聖子君　ジルキン　マルティ君　若林　秀樹君　富樫　練三君　岩佐　恵美君
荒木　清寛君　渡辺　孝男君　三浦　一水君　田村　公平君　平野　達男君　辻　泰弘君　小池　晃君　山本　孝史君
山本　保君　阿南　一成君　溝手　顕正君　中島　眞人君　大塚　耕平君　松井　孝治君　薗科　満治君　田村　秀昭君
大野つや子君　松　あきら君　阿部　正俊君　市川　一朗君　森　ゆうこ君　谷林　正昭君　齋藤　勁君　和田ひろ子君
加藤　修一君　山下　栄一君　上野　公成君　清水　達雄君　中島　章夫君　高橋　千秋君　角田　義一君　吉川　春子君
魚住裕一郎君　山崎　力君　保坂　三蔵君　宮崎　秀樹君　藤原　正司君　山根　隆治君　吉岡　吉典君　緒方　靖夫君
国井　正幸君　田浦　直君　小野　清子君　尾辻　秀久君　神本美恵子君　藤井　俊男君　発議者　江田　五月君
山本　一太君　日笠　勝之君　鴻池　祥肇君　清水嘉与子君　佐藤　雄平君　郡司　彰君
森本　晃司君　木庭健太郎君　関谷　勝嗣君　若林　正俊君　川橋　幸子君　堀　利和君
山口那津男君　狩野　安君　松田　岩夫君　久世　公堯君　円　より子君　佐藤　道夫君
泉　信也君　佐藤　泰三君　青木　幹雄君　佐々木知子君　谷　博之君　千葉　景子君
山崎　正昭君　浜四津敏子君　鶴保　庸介君　斉藤　滋宣君　大渕　絹子君　松岡滿壽男君
続　訓弘君　鶴岡　洋君　黒岩　宇洋君　高橋紀世子君　岡崎トミ子君　輿石　東君
草川　昭三君　白浜　一良君　岡田　広君　藤野　公孝君　築瀬　進君　平田　健二君
扇　千景君　大島　慶久君　西川きよし君　中村　敦夫君　江田　五月君　田名部匡省君
田中　直紀君　野沢　太三君　愛知　治郎君　段本　幸男君　西岡　武夫君　広中和歌子君
森元　恒雄君　中島　啓雄君　山内　俊夫君　森田　次夫君　山下八洲夫君　勝木　健司君
世耕　弘成君　荒井　正吾君　伊達　忠一君　柏村　武昭君　小林　元君　今泉　昭君
山下　英利君　野上浩太郎君　岩城　光英君　岸　宏一君　樋口　俊一君　宮本　岳志君
福島啓史郎君　藤井　基之君　仲道　俊哉君　鈴木　政二君　小林美恵子君　又市　征治君
椎名　一保君　田村耕太郎君　常田　享詳君　武見　敬三君　鈴木　寛君　八田ひろ子君
加治屋義人君　入澤　肇君　松村　龍二君　岩井　國臣君　小泉　親司君　大田　昌秀君
太田　豊秋君　河本　英典君　池口　修次君　大江　康弘君
吉村剛太郎君　西田　吉宏君　大沢　辰美君　井上　美代君
野間　赳君　林　芳正君　西山登紀子君　林　紀子君
魚住　汎英君　南野知恵子君　畑野　君枝君　紙　智子君

国務大臣

法務大臣　野沢　太三君
外務大臣　川口　順子君
財務大臣　谷垣　禎一君
厚生労働大臣　坂口　力君
経済産業大臣　中川　昭一君
国土交通大臣　石原　伸晃君
国務大臣（内閣官房長官）　福田　康夫君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））　茂木　敏充君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融経済財政政策））　竹中　平蔵君

副大臣

法務副大臣　実川　幸夫君
経済産業副大臣　泉　信也君

議長の報告事項

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
愛知　治郎君　関口　昌一君

外交防衛委員
辞任　補欠
藁科　滿治君　若林　秀樹君

文教科学委員
辞任　補欠
本田　良一君　伊藤　基隆君

経済産業委員
辞任　補欠
伊藤　基隆君　本田　良一君
若林　秀樹君　藁科　滿治君

環境委員
辞任　補欠
関口　昌一君　愛知　治郎君

国家基本政策委員
辞任　補欠
今泉　昭君　柳田　稔君

予算委員
辞任　補欠
山本　香苗君　山下　栄一君

決算委員
辞任　補欠
柳田　稔君　今泉　昭君
山下　栄一君　山本　香苗君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員
辞任　補欠
池口　修次君　大江　康弘君
荒木　清寛君　山本　保君

同日議員から次の議案が提出された。

難民等の保護に関する法律案（江田五月君外三名発議）（参第一四号）

同日議長は、次の議員提出案を環境委員会に付託した。

外来生物種規制法案（小川勝也君外三名発議）（参第一〇号）

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法第一二五号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

工業標準化法の一部を改正する法律案
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

公務員の共済年金及び退職金に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）（第一一二号）
国家公務員の給与及び昇給に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）（第一一三号）

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員谷博之君提出シベリア抑留問題に関する質問（第九号）（答弁することができる期限　四月二十六日）

同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十五年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第一項において防衛庁の職員に準用する同法第二十二条第三項の規定に基づく平成十五年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

同日議長は、ホアン・ホセ・ルーカス・スペイン上院議長より、同国マドリードにおいて発生した爆発事件による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
関口　昌一君　野上浩太郎君
森下　博之君　松山　政司君

財政金融委員
辞任　補欠
野上浩太郎君　関口　昌一君
大塚　耕平君　木俣　佳丈君

厚生労働委員
辞任　補欠
浅尾慶一郎君　羽田雄一郎君
風間　昶君　千葉　国男君
小池　晃君　西山登紀子君

農林水産委員
辞任　補欠
松山　政司君　森下　博之君
小川　勝也君　北澤　俊美君
羽田雄一郎君　浅尾慶一郎君
千葉　国男君　風間　昶君

経済産業委員
辞任　補欠
松　あきら君　弘友　和夫君
西山登紀子君　小池　晃君

国土交通委員
辞任　補欠
上野　公成君　愛知　治郎君
北澤　俊美君　小川　勝也君
弘友　和夫君　松　あきら君

環境委員
辞任　補欠
愛知　治郎君　上野　公成君
木俣　佳丈君　大塚　耕平君

予算委員
辞任　補欠
山下　栄一君　山本　香苗君

決算委員
辞任　補欠
今泉　昭君　ツルネン　マルティ君
山本　香苗君　山下　栄一君

行政監視委員
辞任　補欠
ツルネン　マルティ君　今泉　昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　補欠

大江　康弘君　池口　修次君

山本　保君　荒木　清寛君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外五名提出）（衆第二三号）

輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外五名提出）（衆第二四号）

同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。

クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第一七号）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一八号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問主意書（畑野君枝君提出）（第一四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

地方公務員の勤務時間制度に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）（第一一号）

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百五十九回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　佐藤　壮郎君

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

野上浩太郎君　関口　昌一君

松山　政司君　森下　博之君

総務委員

辞任　補欠

柏村　武昭君　木村　仁君

法務委員

辞任　補欠

中川　義雄君　小林　温君

財政金融委員

辞任　補欠

関口　昌一君　野上浩太郎君

木俣　佳丈君　大塚　耕平君

文教科学委員

辞任　補欠

佐藤　泰介君　小林　元君

厚生労働委員

辞任　補欠

羽田雄一郎君　浅尾慶一郎君

千葉　国男君　風間　昶君

西山登紀子君　小池　晃君

農林水産委員

辞任　補欠

森下　博之君　松山　政司君

浅尾慶一郎君　羽田雄一郎君

北澤　俊美君　福山　哲郎君

風間　昶君　千葉　国男君

経済産業委員

辞任　補欠

小林　温君　中川　義雄君

弘友　和夫君　松　あきら君

小池　晃君　西山登紀子君

国土交通委員

辞任　補欠

愛知　治郎君　上野　公成君

木村　仁君　柏村　武昭君

小川　勝也君　北澤　俊美君

松　あきら君　弘友　和夫君

環境委員

辞任　補欠

上野　公成君　愛知　治郎君

大塚　耕平君　木俣　佳丈君

小林　元君　佐藤　泰介君

福山　哲郎君　小川　勝也君

国家基本政策委員

辞任　補欠

柳田　稔君　今泉　昭君

決算委員

辞任　補欠

ツルネン　マルティ君　柳田　稔君

行政監視委員

辞任　補欠

今泉　昭君　ツルネン　マルティ君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　補欠

福山　哲郎君　大塚　耕平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事　愛知　治郎君（愛知治郎君の補欠）

理事　小泉　顕雄君（小泉顕雄君の補欠）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第一二七号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外六名提出）（衆第二五号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

難民等の保護に関する法律案（江田五月君外三名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

外務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（閣法第五三号）審査報告書

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）審査報告書
破産法案（閣法第四一号）審査報告書
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四二号）審査報告書
日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
国家公務員宿舎に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）（第一五号）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員島袋宗康君提出沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問に対する答弁書（第七号）
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
参議院議員浅尾慶一郎君提出国民年金保険料の未納問題に関する質問（第一〇号）（答弁することができる期限　四月十九日）

投票者氏名

日程第一　航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名　二〇五名

阿南　一成君　阿部　正俊君　愛知　治郎君　青木　幹雄君　荒井　正吾君　有馬　朗人君　有村　治子君　泉　信也君　市川　一朗君　入澤　肇君　岩井　國臣君　岩城　光英君　上杉　光弘君　上野　公成君　魚住　汎英君　尾辻　秀久君　大島　慶久君　大仁田　厚君　大野つや子君　太田　豊秋君　扇　千景君　岡田　広君　加治屋義人君　狩野　安君　景山俊太郎君　柏村　武昭君　金田　勝年君　亀井　郁夫君　河本　英典君　岸　宏一君　北岡　秀二君　久世　公堯君　沓掛　哲男君　国井　正幸君　小泉　顕雄君　小斉平敏文君　小林　温君　後藤　博子君　鴻池　祥肇君　佐々木知子君　佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君　桜井　新君　山東　昭子君　清水嘉与子君　清水　達雄君　椎名　一保君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　関谷　勝嗣君　田浦　直君　田中　直紀君　田村　公平君　田村耕太郎君　伊達　忠一君　竹山　裕君　武見　敬三君　谷川　秀善君　段本　幸男君　常田　享詳君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中島　眞人君　中曽根弘文君　中原　爽君　仲道　俊哉君　西田　吉宏君　西銘順志郎君　野上浩太郎君　野沢　太三君　野間　赳君　南野知恵子君　橋本　聖子君　林　芳正君　福島啓史郎君　藤井　基之君　藤野　公孝君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　松村　龍二君　松山　政司君　三浦　一水君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　森元　恒雄君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山崎　力君　山崎　正昭君　山下　英利君　山下　善彦君　山本　一太君　吉田　博美君　吉村剛太郎君　若林　正俊君　朝日　俊弘君　伊藤　基隆君　池口　修次君　今泉　昭君　岩本　司君　江田　五月君　小川　勝也君　大江　康弘君　大塚　耕平君　大渕　絹子君　大脇　雅子君　岡崎トミ子君　勝木　健司君　神本美恵子君　川橋　幸子君　郡司　彰君　小林　元君　輿石　東君　佐藤　道夫君　佐藤　雄平君　齋藤　勁君　榛葉賀津也君　鈴木　寛君　田名部匡省君　田村　秀昭君　高橋　千秋君　谷　博之君　谷林　正昭君　千葉　景子君　ジルキン　マルティ君　角田　義一君　中島　章夫君　西岡　武夫君　羽田雄一郎君　長谷川　清君　樋口　俊一君　平田　健二君　平野　貞夫君　平野　達男君　広中和歌子君　広野ただし君　藤井　俊男君　藤原　正司君　堀　利和君　松井　孝治君　松岡満壽男君　円　より子君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君　柳田　稔君　山下八洲夫君　山根　隆治君　山本　孝史君　和田ひろ子君　若林　秀樹君　蓮舫　満治君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　加藤　修一君　草川　昭三君　木庭健太郎君　白浜　一良君　高野　博師君　千葉　国男君　続　訓弘君　鶴岡　洋君　遠山　清彦君　浜四津敏子君　日笠　勝之君　弘友　和夫君　松　あきら君

森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第二　外務省設置法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名　一九九名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩城　光英君　上杉　光弘君
上野　公成君　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
岡田　広君　加治屋義人君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森田　次夫君　森元　恒雄君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　江田　五月君
小川　勝也君　大江　康弘君
大塚　耕平君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　角田　義一君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　貞夫君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　松井　孝治君
松岡滿壽男君　円　より子君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
藁科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君

緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君
高橋紀世子君　黒岩　宇洋君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第三　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇五名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩井　國臣君　岩城　光英君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　岡田　広君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
森元　恒雄君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
江田　五月君　小川　勝也君
大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　角田　義一君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　貞夫君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　松井　孝治君
松岡滿壽男君　円　より子君
森　ゆうこ君　築瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
藁科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君

西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第四　児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二〇五名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩井　國臣君　岩城　光英君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　岡田　広君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
森元　恒雄君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
江田　五月君　小川　勝也君
大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　角田　義一君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　貞夫君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　松井　孝治君
松岡満壽男君　円　より子君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
藁科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君

吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第五　破産法案（内閣提出）
日程第六　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

賛成者氏名　二〇三名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩井　國臣君　岩城　光英君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　岡田　広君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
林　芳正君　福島啓史郎君
藤井　基之君　藤野　公孝君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森田　次夫君　森元　恒雄君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　江田　五月君
小川　勝也君　大江　康弘君
大塚　耕平君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　郡司　彰君
小林　元君　輿石　東君
斎藤　勁君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田名部匡省君
田村　秀昭君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ソルチン　マルティ君
角田　義一君　中島　章夫君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　樋口　俊一君
平田　健二君　平野　貞夫君
平野　達男君　広中和歌子君
広野ただし君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
松井　孝治君　松岡滿壽男君
円　より子君　森　ゆうこ君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
藁科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君

高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第七　日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇五名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩井　國臣君　岩城　光英君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　岡田　広君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
森元　恒雄君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
江田　五月君　小川　勝也君
大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
郡司　彰君　小林　元君
佐藤　道夫君　山本　保君
奥石　東君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　鈴木　寛君
榛葉賀津也君　池田　幹幸君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　角田　義一君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　貞夫君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　松井　孝治君
松岡滿壽男君　円　より子君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
藁科　滿治君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
又市　征治君　椎名　素夫君
島袋　宗康君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年二月二十五日

島袋　宗康

参議院議長　倉田　寛之殿

沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問主意書

沖縄県では、認可保育所に入所できないいわゆる待機児童が約一二〇〇〇人に上ると推測されている。また、保育施設に占める認可外保育所の割合は、五〇％を超えているという。二〇〇二年の時点で、認可保育所に通園している子どもは二五〇〇〇人余りであり、認可外保育所を利用している子どもが二二〇〇〇人余りである。約四七％の子どもは認可外保育所を利用しており、これは全国平均の五％をはるかに上回るものである。

このような実態の下、内閣府経済社会総合研究所は沖縄における保育サービス市場研究会を設置して、二〇〇三年七月に沖縄県における保育調査を実施した。このことからも、この問題については内閣府においても重要事項と位置付けていると私は認識している。

よって、以下質問する。

一　二〇〇三年七月に内閣府経済社会総合研究所が行った調査についての報告は作成されているか。作成されていればその内容を明らかにされるとともに、調査結果に関して内閣府はどのような見解を持っているのか示されたい。

二　沖縄県の保育の現状においては、認可保育所の設置による早期の待機児童の解消は地方自治体の自己努力だけでは不可能に近い状況であり、国による支援が必要と考えるが、どうか。また、他都道府県と比べて認可保育所の整備が遅れている原因について政府はどのように考えているか。

三　沖縄県の場合、認可外保育所へ子どもを預ける理由として、夫婦共働きの都合で勤務地に近い保育所を選ぶことや、県内の雇用環境によって終業が午後六時以降になる職場が多く、認可保育所の保育内容と親のニーズとのミスマッチがあることも指摘されている。これらにより、居住地の認可保育所への入所が困難な世帯も多い。こうした現状を踏まえ、バウチャー制の導入などによって、待機児童を抱える世帯や認可外保育所を利用している世帯に対する補助及び一定基準を満たす認可外保育所に対する国による補助を行う考えはあるか。できない場合は、理由も併せて示されたい。

右質問する。

平成十六年四月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

参議院議員島袋宗康君提出沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員島袋宗康君提出沖縄県の待機児童及び認可外保育所に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの報告については、本年四月下旬に公表することを目標に、現在取りまとめの作業を進めているところであり、現時点でその内容等をお示しすることは困難である。

二について

沖縄県における待機児童（児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百三十号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号に規定する保育の実施の申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育の実施が行われていないものをいう。以下同じ。）の数は、平成十五年四月一日現在で二千五十一人となっているが、同県においては、かかる状況を改善するため、平成十四年四月に同県が作成した「新おきなわ子どもプラン」に従って、平成十八年度までに、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）について、三千五百人の定員増を図ることとしているものと承知している。

政府としては、待機児童に係る問題を解消するため、少子化対策推進基本方針（平成十一年十二月十七日少子化対策推進関係閣僚会議決定）に基づき策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）や「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成十三年七月六日閣議決定）に基づく待機児童ゼロ作戦を推進しているほか、認可保育所の設置主体に係る制限を撤廃するなどの措置を講じてきている。また、特に沖縄県については、認可保育所の整備等を促進するため、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条第一項及び沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十八条第一項の規定に基づき、認可保育所の整備等に係る負担金及び補助金について、他の地域よりも国の負担及び補助の割合を高く設定しているところであり、これらの施策を通じて同県の取組を支援してまいりたい。

沖縄県における認可保育所の整備の遅れについては、「沖縄県の保育の現状と課題について」（平成十五年十一月十九日沖縄県公表）において述べられているように、市町村財政が脆弱であること、認可保育所の整備が必ずしも十分になされていなかったにもかかわらず少子化傾向を受けて市町村が認可保育所の整備を見合わせていたことなどが、その理由であるものと考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三について

保育の実施については、児童の健全な育成のために必要な保育水準を確保するため、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）に規定する基準を満たす認可保育所における保育が基本であり、お尋ねの措置を講ずることについては、慎重な検討が必要であると考えている。なお、多様化する保育需要への対応については、新エンゼルプラン等に基づき、認可保育所における延長保育等の特別保育の充実に努めているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年四月七日

○第百五十九回国会 参議院会議録第十三号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日

外交防衛委員長　山本　一太

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とウズベキスタンとの間の定期航空業務を開設すること等を目的とし、そのための権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定の締結により、我が国とウズベキスタンとの間の人的交流及び経済的交流が増進され、両国間の友好関係の一層の強化に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定

日本国及びウズベキスタン共和国は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ウズベキスタン共和国にあっては民間航空局長官及び同長官が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「付表」とは、この協定の付表又は第十七条の規定による改正後の付表をいう。

(i)　「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定

に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十六条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十六条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保

護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

1　一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が国際民間航空条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかったと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、自国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

第十五条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十七条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十八条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十九条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

第二十二条

これまで両締約国の間で適用されてきた千九百六十六年一月二十一日にモスクワで署名された航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定の効力発生の時に両締約国の間において終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千三年十二月二十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
川口順子
ウズベキスタン共和国のために
S・サファーエフ

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
日本国内の地点―タシケント及び（又は）後に合意されるウズベキスタン共和国内の一地点―以遠の地点

2　ウズベキスタン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
ウズベキスタン共和国内の地点―東京及び（又は）大阪

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日
外交防衛委員長　山本　一太
参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、外務省改革の一環として、能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するに当たり、儀典長を廃止することなどを内容とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、本法施行に伴う歳出節減額は、約千三百五十万円となる見込みである。

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月十八日
衆議院議長　河野　洋平
参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び儀典長一人」を削り、同条第三項を削る。

附　則

この法律は、平成十六年八月一日から施行する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日
国土交通委員長　奥石　東
参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、平成十四年十二月十二日に採択された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書」の改正に伴い、国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図るため、国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めるとともに、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。
なお、平成十五年度一般会計補正予算（国土交通省所管）において、埠頭保安設備の緊急整備に必要な経費として約二百三十二億円が計上されている。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月十八日
衆議院議長　河野　洋平
参議院議長　倉田　寛之殿

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国際航海船舶の保安の確保
第一節　国際航海日本船舶に関する措置（第四条―第二十三条）
第二節　国際航海外国船舶に関する措置（第二十四条―第二十七条）
第三章　国際港湾施設の保安の確保
第一節　国際埠頭施設に関する措置（第二十八条―第三十五条）
第二節　国際水域施設に関する措置（第三十六条―第四十三条）
第四章　国際航海船舶の入港に係る規制（第四十四条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十四条）
第六章　罰則（第五十五条―第六十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際航海船舶及び国際港湾

施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国際航海船舶」とは、国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。）に従事する次に掲げる船舶をいう。

一　日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）であって、旅客船（十三人以上の旅客定員を有するものをいう。以下同じ。）又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項第一号に規定する漁船その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）

二　日本船舶以外の船舶のうち、本邦の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この号において「特定海域」という。）を含む。以下同じ。）にあり、又は本邦の港に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする船舶であって、旅客船又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（専ら漁業に従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）

2　この法律において「国際港湾施設」とは、国際埠頭施設及び国際水域施設をいう。

3　この法律において「国際埠頭施設」とは、国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設（当該係留施設に附帯して、当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る貨物の積込み若しくは取卸しのための荷さばきの用に供する施設又は当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る旅客の乗船若しくは下船の用に供する施設がある場合には、これらの施設を含む。）をいう。

4　この法律において「国際水域施設」とは、国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設をいう。

5　この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であって、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

6　この法律において「国際海上運送保安指標」とは、次条の規定により、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。

（国際海上運送保安指標の設定等）

第三条　国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、国際航海船舶及び国際港湾施設について、次に掲げる事項を勘案して国際海上運送保安指標を設定し、公示しなければならない。

一　国際航海船舶又は国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容

二　国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域

三　国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度

2　国土交通大臣は、国際海上運送保安指標を設定するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が国家公安委員会である場合にあっては、国家公安委員会。次項において同じ。）の意見を求めることができる。

3　関係行政機関の長は、国際海上運送保安指標の設定について、国土交通大臣に意見を述べることができる。

4　前三項の規定は、国際海上運送保安指標の変更について準用する。

第二章　国際航海船舶の保安の確保

第一節　国際航海日本船舶に関する措置

（国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置）

第四条　国際航海船舶のうち第二条第一項第一号に掲げる船舶（以下「国際航海日本船舶」という。）の所有者（当該国際航海日本船舶が共有されているときは管理人、当該国際航海日本船舶が貸し渡されているときは借入人。以下同じ。）は、当該国際航海日本船舶に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第十一条までに規定するところにより、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

（船舶警報通報装置等）

第五条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、船舶警報通報装置（船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を海上保安庁に伝達する機能を有する装置をいう。附則第二条において同じ。）その他国土交通省令で定める船舶の保安の確保のために必要な装置（以下「船舶警報通報装置等」という。）を設置しなければならない。

2　前項の規定による船舶警報通報装置等の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

（船舶指標対応措置）

第六条　国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶指標対応措置（当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標（当該国際海上運送保安指標が変更されたときは、その変更後のもの。第二十九条第一項及び第三十七条において同じ。）に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。

（船舶保安統括者）

第七条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員以外の者であって、船舶の保安の確保に

関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安統括者を選任しなければならない。

2　国際航海日本船舶の所有者は、前項に規定する船舶保安統括者（以下「船舶保安統括者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　船舶保安統括者は、誠実にその業務を遂行しなければならない。

4　国土交通大臣は、船舶保安統括者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、国際航海日本船舶の所有者に対し、当該船舶保安統括者の解任を命ずることができる。

5　この法律に定めるもののほか、船舶保安統括者の業務の範囲は、国土交通省令で定める。

（船舶保安管理者）

第八条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。

2　国土交通大臣は、独立行政法人海技大学校（以下「大学校」という。）に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

3　国際航海日本船舶の所有者は、第一項に規定する船舶保安管理者（以下「船舶保安管理者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4　前条第三項から第五項までの規定は、船舶保安管理者について準用する。

5　国際航海日本船舶の乗組員その他船内にある者は、船舶保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第十一条に規定する船舶保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（操練）

第九条　国際航海日本船舶の所有者は、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、船舶指標対応措置の実施を確保するために必要な操練（以下単に「操練」という。）を実施させなければならない。

2　国際航海日本船舶の船舶保安統括者は、国土交通省令で定めるところにより、操練の実施に際し、船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。

（船舶保安記録簿）

第十条　国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。

2　国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定した国際海上運送保安指標の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する船舶保安記録簿（以下「船舶保安記録簿」という。）への記載を行わなければならない。

3　国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、船舶保安記録簿の様式その他船舶保安記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（船舶保安規程）

第十一条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程（当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。

2　国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

3　国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、船舶保安規程に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員に周知させなければならない。

4　船舶保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。

5　船舶保安規程の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した船舶保安評価書（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘案して、当該国際航海日本船舶に対して危害行為が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

6　国土交通大臣は、船舶保安規程が当該国際航海日本船舶の保安の確保のために十分でないと認めるときは、第四項の承認をしてはならない。

7　国際航海日本船舶の所有者は、第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

8　国土交通大臣は、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要があると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安規程の変更を命ずることができる。

9　国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安評価書を主たる事務所に備え置かなければならない。

（定期検査）

第十二条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させよ

うとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の船舶保安証書又は第十七条第二項の臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

（船舶保安証書）

第十三条　国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書を交付しなければならない。

一　当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていること。

二　第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていること。

三　第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていること。

四　第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていること。

五　第九条第一項の規定により操練が実施されていること。

六　当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていること。

七　当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていること。

八　前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。

2　前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3　前項ただし書に規定する事務は、外国にあっては、日本の領事官が行う。

4　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

5　第二項の規定にかかわらず、国際航海日本船舶の所有者の変更があったときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間は、その変更があった日に満了したものとみなす。

6　第二項の規定にかかわらず、第二十条第二項に規定する国際航海日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

7　国土交通大臣は、船舶保安証書を交付する場合には、当該国際航海日本船舶の航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該船舶保安証書に記載することができる。

8　船舶保安証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他船舶保安証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（中間検査）

第十四条　船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該船舶保安証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

（臨時検査）

第十五条　船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に設置された船舶警報通報装置等について国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程の変更（第十一条第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該船舶警報通報装置等の設置、当該船舶保安規程の備置き及びその適確な実施その他国土交通省令で定める事項について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

（船舶保安証書の効力の停止）

第十六条　国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶保安証書の効力を停止するものとする。

一　当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていない場合　当該国際航海日本船舶に、同条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等を同条第一項の規定により設置すること。

二　第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていない場合　同条の規定により船舶指標対応措置を実施すること。

三　第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていない場合　同項の規定により船舶保安統括者を選任すること。

四　第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていない場合　同項の規定により船舶保安管理者を選任すること。

五　第九条第一項の規定により操練が実施されていない場合　同項の規定により操練を実施すること。

六　当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていない場合　同項の規定により船舶保安記録簿を備え付けること。

七　当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていない場合　同条第四項の承認を受けた船舶保安規程を同条第一項の規定により備え置くこと。

八　前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていない場合　当該事項を適確に実施すること。

（臨時船舶保安証書）

第十七条　国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について所有者の変更があったことその他の国土交通省令で定める事由により有効な船舶保安証書の交付を受けていない当該国際航海日本船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う臨時航行検査を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、臨時船舶保安証書を交付しなければならない。

一　第十三条第一項第一号から第六号までに掲げる要件

二　当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていること。

三　前二号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されていること。

3　前項の臨時船舶保安証書（以下「臨時船舶保安証書」という。）の有効期間は、六月とする。ただし、その有効期間は、当該国際航海日本船舶の所有者が当該国際航海日本船舶について船舶保安証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。

4　第十三条第五項から第八項までの規定は、臨時船舶保安証書について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「第二項の」とあるのは「前項の」と、同項中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第三項」と読み替えるものとする。

（国際航海日本船舶の航行）

第十八条　国際航海日本船舶は、有効な船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

2　国際航海日本船舶は、船舶保安証書又は臨時船舶保安証書に記載された条件に従わなければ、国際航海に従事させてはならない。

（船舶保安証書等の備置き）

第十九条　船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶内に、これらの証書を備え置かなければならない。

（船級協会の審査及び検査）

第二十条　国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶保安規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査を行う者として登録する。

2　前項の規定による登録を受けた者（以下単に「船級協会」という。）が船舶保安規程についての審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査を行い、かつ、船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）は、当該船級を有する間は、当該船舶保安規程について第十一条第四項の承認を受け、かつ、国土交通大臣による第十二条、第十四条又は第十五条の検査の結果、第十三条第一項各号に掲げる要件を満たしていると認められたものとみなす。

3　船級協会が前項の検査を行い、かつ、船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）は、当該船級を有する間は、国土交通大臣による第十七条第一項の検査の結果、同条第二項各号に掲げる要件を満たしていると認められたものとみなす。

4　前二項の国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程の写しを添付した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

5　国土交通大臣は、第一項の規定により登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。

イ　船舶に係る保安の確保に関する業務について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ　船舶に係る保安の確保に関する業務について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

三　登録申請者が、船舶の所有者又は船舶若しくは船舶警報通報装置等の製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）で

あること。

四　登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　日本の国籍を有しない人

ロ　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ　法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

6　船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項の審査及び検査又は第三項の検査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。

（再検査）

第二十一条　第十二条、第十四条、第十五条又は第十七条第一項の検査（以下「法定検査」という。）の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2　前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3　再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

4　法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによってのみこれを争うことができる。

（改善命令等）

第二十二条　国土交通大臣は、船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶が第十六条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、それぞれ当該各号に定める措置、船舶保安証書の返納その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　国土交通大臣は、臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、それぞれ当該各号に定める措置、臨時船舶保安証書の返納その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第十六条第一号から第六号までに掲げる場合　それぞれ同条第一号から第六号までに定める措置

二　当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていない場合　同項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しを国土交通省令で定めるところにより備え置くこと。

三　前二号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されていない場合　当該事項を適確に実施すること。

3　国土交通大臣は、前二項、第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）又は第十一条第八項の規定による命令を発したにもかかわらず当該国際航海日本船舶の所有者がその命令に従わない場合において、当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにこれらの規定に規定する措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者又は船長に対し、当該国際航海日本船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

4　国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために同項に規定する規定に係る措置を確実にとらせることが緊急に必要と認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

5　国土交通大臣は、第三項の規定による処分に係る国際航海日本船舶について、第一項若しくは第二項、第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）又は第十一条第八項の規定による命令に従って必要な措置が適確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

（報告の徴収等）

第二十三条　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、国際航海日本船舶の所有者に対し、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置に関し報告をさせることができる。

2　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、国際航海日本船舶又は国際航海日本船舶の所有者の事務所に立ち入り、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて船舶警報通報装置等その他の物件を検査させ、又は当該国際航海日本船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節　国際航海外国船舶に関する措置

（国際航海外国船舶の保安の確保のために必要な措置）

第二十四条　国際航海船舶のうち第二条第一項第二号に掲げる船舶（以下「国際航海外国船舶」という。）の所有者は、当該国際航海外国船舶に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次に掲げるところにより、当該国際航海外国船舶の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

一　当該国際航海外国船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等に相当する装置を設置すること。

二　当該国際航海外国船舶に係る船舶指標対応措置に相当する措置を実施すること。

三　当該国際航海外国船舶の乗組員以外の者のうちから、船舶保安統括者に相当する者を選任すること。

四　当該国際航海外国船舶の乗組員であって、第八条第一項の講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、船舶保安管理者に相当する者を選任すること。

五　当該国際航海外国船舶の船長に、当該国際航海外国船舶の乗組員について、操練に相当するものを実施させること。

六　当該国際航海外国船舶内に、船舶保安記録簿に相当する記録簿を備え付けること。

七　当該国際航海外国船舶内に、船舶保安規程に相当する規程を備え置くこと。

八　前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項を適確に実施すること。

（改善命令等）

第二十五条　国土交通大臣は、国際航海外国船舶について前条各号に掲げるところにより保安の確保のために必要な措置が適確に講じられていないと認めるときは、当該国際航海外国船舶の船長に対し、前条各号（第三号を除く。）に掲げる措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　第二十二条第三項から第五項までの規定は、国際航海外国船舶について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項、第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）又は第十一条第八項」とあり、同条第五項中「第一項若しくは第二項、第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）又は第十一条第八項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「所有者が」とあるのは「船長が」と、「これら」とあるのは「同項」と、「所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「前項」とあり、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

（条約締約国の船舶に対する証書の交付）

第二十六条　国土交通大臣は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（以下単に「条約」という。）の締約国である外国（以下「条約締約国」という。）の政府から当該条約締約国の船舶（旅客船その他の国土交通省令で定める船舶に限る。以下この条において同じ。）について船舶保安証書に相当する証書を交付することの要請があった場合には、当該船舶に係る船舶警報通報装置等に相当する装置の設置、船舶指標対応措置に相当する措置の実施、船舶保安統括者に相当する者の選任、船舶保安管理者に相当する者の選任、操練に相当するものの実施、船舶保安記録簿に相当する記録簿の備付け並びに船舶保安規程に相当する規程の備置き及びその適確な実施について第十二条の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該船舶の所有者又は船長に対し、船舶保安証書に相当する証書を交付するものとする。

一　当該船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等に相当する装置が設置されていること。

二　当該船舶に係る船舶指標対応措置に相当する措置が実施されていること。

三　船舶保安統括者に相当する者が選任されていること。

四　船舶保安管理者に相当する者が選任されていること。

五　操練に相当するものが実施されていること。

六　当該船舶内に、船舶保安記録簿に相当する記録簿が備え付けられていること。

七　当該船舶内に、船舶保安規程に相当する規程が備え置かれていること。

八　前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項が適確に実施されていること。

2　第十三条第八項の規定は、前項の船舶保安証書に相当する証書について準用する。

（報告の徴収等）

第二十七条　第二十三条の規定は、国際航海外国船舶又は国際航海外国船舶の所有者について準用する。

第三章　国際港湾施設の保安の確保

第一節　国際埠頭施設に関する措置

（国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置）

第二十八条　国際埠頭施設の設置者及び管理者（当該国際埠頭施設の管理者が複数あるときは、当該複数の管理者。以下同じ。）は、当該国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第三十三条までに規定するところにより、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

（埠頭指標対応措置）

第二十九条　重要港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾をいう。以下同じ。）における国際埠頭施設（国際航海船舶の利用の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。）の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭指標対応措置（当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該重要国際埠頭施設の内外の監視、国際航海船舶に積み込む貨物の管理その他の当該重要国際埠頭施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該重要国際埠頭施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）

を実施しなければならない。

2　重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、埠頭指標対応措置を講ずるために必要な設備（以下「埠頭保安設備」という。）を設置し、及び維持しなければならない。重要国際埠頭施設の設置者が埠頭保安設備を設置し、及び維持する場合も、同様とする。

3　重要国際埠頭施設の管理者は、埠頭指標対応措置の実施に際し、相互に、情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

（埠頭保安管理者）

第三十条　重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務を管理させるため、国際埠頭施設の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、国土交通省令で定めるところにより、埠頭保安管理者を選任しなければならない。

2　重要国際埠頭施設の管理者は、前項に規定する埠頭保安管理者（以下「埠頭保安管理者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　第七条第三項から第五項までの規定は、埠頭保安管理者について準用する。この場合において、同条第四項中「国際航海日本船舶の所有者」とあるのは、「重要国際埠頭施設の管理者」と読み替えるものとする。

4　重要国際埠頭施設内にある者は、埠頭保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第三十二条に規定する埠頭保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（埠頭訓練）

第三十一条　重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練（以下「埠頭訓練」という。）を実施しなければならない。

（埠頭保安規程）

第三十二条　重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程（当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者の選任に関する事項並びに埠頭訓練の実施に関する事項その他の当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2　前項の場合において、重要国際埠頭施設の設置者（国を除く。以下この項において同じ。）と管理者とが異なり、かつ、重要国際埠頭施設の設置者が埠頭保安設備を設置し、及び維持するときは、埠頭保安規程のうち当該埠頭保安設備の設置及び維持に係る部分については、当該重要国際埠頭施設の設置者及び管理者が共同して定めなければならない。

3　第一項の場合において、重要国際埠頭施設が複数あるときは、当該複数の重要国際埠頭施設に係る同項の埠頭保安規程を一体のものとして定めることができる。

4　重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、埠頭保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

5　埠頭保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。

6　埠頭保安規程は、国土交通大臣があらかじめ交付する港湾施設保安評価書（当該重要国際埠頭施設について、その構造、設備等を勘案して、当該重要国際埠頭施設に対して危害行為が行われた場合に当該重要国際埠頭施設の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。以下同じ。）を踏まえて定めなければならない。

7　国土交通大臣は、埠頭保安規程が当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために十分でないと認めるときは、第五項の承認をしてはならない。

8　第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、同項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9　国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要があると認めるときは、第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、埠頭保安規程の変更を命ずることができる。

10　国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、第五項の承認を取り消すことができる。

一　第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者が、この節（第二十九条第三項を除く。）の規定又は当該規定による命令若しくは処分に違反したとき。

二　重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者が、不正な手段によって第五項の承認を受けたとき。

11　国土交通大臣は、第五項の規定により埠頭保安規程を承認したとき、又は前項の規定により埠頭保安規程の承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置）

第三十三条　重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、当該国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置に相当する措置の実施に関する事項、埠頭保安設備に相当する設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者に相当する者の選任に関する事項並びに埠頭訓練に相当するものの実施に関する事項その他の当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した埠頭保安規程に相当する規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けることができる。

2　第二十九条から前条まで（同条第一項を除

く。）の規定は、前項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設について準用する。

3　第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設が重要国際埠頭施設となった場合には、同項の規定による埠頭保安規程に相当する規程の承認は、前条第五項の規定による埠頭保安規程の承認とみなす。

4　前項の場合には、第二項において準用する第三十条第二項の規定による埠頭保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による埠頭保安管理者の選任の届出とみなす。

（改善勧告等）

第三十四条　国土交通大臣は、重要国際埠頭施設が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、それぞれ当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第二十九条第一項の規定により埠頭指標対応措置が実施されていない場合　同項の規定により埠頭指標対応措置を実施すること。

二　第二十九条第二項の技術上の基準に従って埠頭保安設備が設置され、又は維持されていない場合　同項の技術上の基準に従って埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。

三　第三十条第一項の規定により埠頭保安管理者が選任されていない場合　同項の規定により埠頭保安管理者を選任すること。

四　第三十一条の規定により埠頭訓練が実施されていない場合　同条の規定により埠頭訓練を実施すること。

五　第三十二条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程が定められていない場合又はこれらの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けていない場合　同条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程を定めること又はこれらの規定により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けること。

六　前各号に掲げるもののほか、前号の埠頭保安規程に定められた事項が適確に実施されていない場合　当該事項を適確に実施すること。

2　国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず当該重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者がその勧告に従わない場合において、当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収等）

第三十五条　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者並びに第三十三条第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る者に対し、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関し報告をさせることができる。

2　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程又は第三十三条第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程により国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を講ずべき場所に立ち入り、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうかについて埠頭保安設備その他の物件を検査させ、又は当該国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者その他の関係者に質問させることができる。

3　第二十三条第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第二節　国際水域施設に関する措置

（国際水域施設の保安の確保のために必要な措置）

第三十六条　国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第四十一条までに規定するところにより、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

（水域指標対応措置）

第三十七条　特定港湾管理者（重要港湾（重要国際埠頭施設のある重要港湾に限る。）における国際水域施設の管理者である港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）をいう。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置（当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該国際水域施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。

（水域保安管理者）

第三十八条　特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を管理させるため、国際水域施設の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、国土交通省令で定めるところにより、水域保安管理者を選任しなければならない。

2　特定港湾管理者は、前項に規定する水域保安管理者（以下「水域保安管理者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　第七条第三項から第五項まで及び第三十条第四項の規定は、水域保安管理者について準用する。この場合において、第七条第四項中「国際航海日本船舶の所有者」とあるのは「特定港湾管理者」と、第三十条第四項中「重要国際埠頭施設内」とあるのは「国際水域施設内」と、「第三十二条に規定する埠頭保安規程」とあるのは「第四十条に規定する水域保安規程」と読み替えるものとする。

（水域訓練）

第三十九条　特定港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該国際水域施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、水域指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練（以下「水域訓練」という。）を実施し

なければならない。

（水域保安規程）

第四十条　特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る水域保安規程（当該国際水域施設に係る水域指標対応措置の実施に関する事項、水域保安管理者の選任に関する事項及び水域訓練の実施に関する事項その他の当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2　特定港湾管理者は、水域保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

3　水域保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（水域訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。

4　第三十二条第六項から第十一項までの規定は、水域保安規程について準用する。この場合において、同条第六項、第七項及び第九項中「重要国際埠頭施設」とあるのは「国際水域施設」と、同条第六項中「構造、設備等」とあるのは「構造、利用の形態等」と、同条第七項、第十項各号列記以外の部分、同項第二号及び第十一項中「第五項」とあり、同条第八項中「同項」とあるのは「前項」と、同項、同条第九項及び第十項第一号中「第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者」とあり、同項第二号中「重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同項第一号中「この節（第二十九条第三項を除く。）の規定」とあるのは「この節の規定」と読み替えるものとする。

（特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な措置）

第四十一条　特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、当該国際水域施設に係る水域指標対応措置に相当する措置の実施に関する事項、水域保安管理者に相当する者の選任に関する事項及び水域訓練に相当するものの実施に関する事項その他の当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した水域保安規程に相当する規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けることができる。

2　第三十七条から前条まで（同条第一項を除く。）の規定は、前項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設について準用する。

3　第一項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設が特定港湾管理者が管理する国際水域施設となった場合には、同項の規定による水域保安規程に相当する規程の承認は、前条第三項の規定による水域保安規程の承認とみなす。

4　前項の場合には、第二項において準用する第三十八条第二項の規定による水域保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による水域保安管理者の選任の届出とみなす。

（改善勧告等）

第四十二条　国土交通大臣は、特定港湾管理者が管理する国際水域施設が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、それぞれ当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第三十七条の規定により水域指標対応措置が実施されていない場合　同条の規定により水域指標対応措置を実施すること。

二　第三十八条第一項の規定により水域保安管理者が選任されていない場合　同項の規定により水域保安管理者を選任すること。

三　第三十九条の規定により水域訓練が実施されていない場合　同条の規定により水域訓練を実施すること。

四　第四十条第一項の規定により水域保安規程が定められていない場合又は同項の規定により定められた水域保安規程について同条第三項の承認を受けていない場合　同条第一項の規定により水域保安規程を定めること又は同項の規定により定められた水域保安規程について同条第三項の承認を受けること。

五　前各号に掲げるもののほか、前号の水域保安規程に定められた事項が適確に実施されていない場合　当該事項を適確に実施すること。

2　国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず特定港湾管理者がその勧告に従わない場合において、当該特定港湾管理者が管理する国際水域施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第四十三条　国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第四十条第三項の承認を受けた水域保安規程に係る特定港湾管理者及び第四十一条第一項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る者に対し、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に関し報告をさせることができる。

第四章　国際航海船舶の入港に係る規制

（船舶保安情報）

第四十四条　本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする国際航海船舶の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該国際航海船舶の名称、船籍港、直前の出発港、当該国際航海船舶に係る船舶保安証書又は船舶保安証書に相当する証書に記載された事項その他の国土交通省令で定める事項（以下「船舶保安情報」という。）を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した船舶保安情報を変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該国際航海船舶の所有者又は船長若しくは所有者の代理人もすることができる。

3　荒天、遭難その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりあらかじめ船舶保安情報を通報しないで本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をした国際航海船舶の船長は、国土交

通省令で定めるところにより、入港後直ちに、船舶保安情報を海上保安庁長官に通報しなければならない。

4　海上保安庁長官は、第一項又は前項の規定による通報があったときは、速やかに、通報された船舶保安情報を国土交通大臣に通知しなければならない。

（国際航海船舶の入港に係る規制）

第四十五条　海上保安庁長官は、前条第一項又は第三項の規定による通報があった場合において、通報された船舶保安情報のみによっては当該国際航海船舶の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでないときは、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して当該国際航海船舶又は当該本邦の港にある他の国際航海船舶若しくは国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険を防止するため、当該国際航海船舶の船長に対し、必要な情報の提供を更に求め、又はその職員に、当該国際航海船舶の航行を停止させてこれに立ち入り、当該措置が適確に講じられていないため当該危険が生ずるおそれがあるかどうかについて検査させ、若しくは当該国際航海船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2　海上保安庁長官は、前項の規定により必要な情報の提供を更に求め、又は同項の規定によりその職員に立入検査をさせたときは、速やかに、当該国際航海船舶の保安の確保のために必要な措置に関する情報を国土交通大臣に通知しなければならない。

3　海上保安庁長官は、国際航海船舶の船長が第一項の情報の提供の求め又は立入検査を拒否したときは、当該国際航海船舶の当該本邦の港への入港の禁止又は当該本邦の港からの退去を命ずることができる。

4　海上保安官は、前条第一項又は第三項の規定による通報があった場合において、通報された船舶保安情報の内容、第一項の規定により更に提供された情報の内容、同項の規定による立入検査の結果その他の事情から合理的に判断して、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して当該国際航海船舶又は当該本邦の港にある他の国際航海船舶若しくは国際港湾施設に対して急迫した危険が生ずるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

一　当該国際航海船舶の当該本邦の港への入港を禁止し、又は当該国際航海船舶を当該本邦の港から退去させること。

二　当該国際航海船舶の航行を停止させ、又は当該国際航海船舶を指定する場所に移動させること。

三　乗組員、旅客その他当該国際航海船舶内にある者を下船させ、又は積荷を陸揚げさせ、若しくは一時保管すること。

四　他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

五　前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。

5　海上保安庁長官が第一項の規定によりその職員に立入検査をさせようとするとき若しくは第三項の規定による命令を発しようとするとき、又は海上保安官が前項各号に掲げる措置を講じようとするときは、あらかじめ、その旨を当該国際航海船舶の所有者又は船長に通知しなければならない。

6　第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の立入検査について準用する。

（国際航海船舶以外の船舶への準用）

第四十六条　前二条（第四十四条第四項及び前条第二項を除く。）の規定は、国際航海船舶以外の船舶であって国際航海に従事するもののうち、国土交通省令で定める船舶について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「直前の出発港、当該国際航海船舶に係る船舶保安証書又は船舶保安証書に相当する証書に記載された事項」とあるのは、「直前の出発港」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（国家公安委員会等との関係）

第四十七条　国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五条、第六条、第七条第一項若しくは第五項（第八条第四項、第三十条第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第二項（第九条、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項、第四項若しくは第八項、第二十四条若しくは第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条、第三十二条第一項若しくは第五項（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第九項（第三十三条第二項及び第四十条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項若しくは第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条、第四十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項の規定の運用に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

（手数料の納付）

第四十八条　第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあっては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を大学校に納付しなければならない。

一　第八条第一項の講習（国土交通大臣の行うものに限る。）を受けようとする者

二　第八条第一項の講習（大学校の行うものに限る。）を受けようとする者

三　法定検査又は第二十六条第一項の検査を受けようとする者

四　船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書

の交付を受けようとする者に限る。）

五　船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により大学校に納付された手数料は、大学校の収入とする。

（総トン数）

第四十九条　この法律を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したものとする。

（本邦以外の地域とみなす地域）

第五十条　この法律の適用については、国土交通省令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦以外の地域とみなす。

（権限の委任）

第五十一条　この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2　地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

（行政手続法の適用除外）

第五十二条　第四十五条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（経過措置）

第五十三条　この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

（国土交通省令への委任）

第五十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

第六章　罰則

第五十五条　船級協会の役員又は職員が、第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十六条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第六項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

二　第四十四条第一項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

三　第四十四条第二項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報に際して虚偽の通報をした船舶の所有者又は船長若しくは所有者の代理人（当該船舶が入港をした場合に限る。）

四　第四十四条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

五　第四十五条第三項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した船長

第五十八条　第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の行為により船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付、再交付又は書換えを受けた者

二　第十四条又は第十五条の規定による検査を受けないで国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

三　第十八条第一項又は第二項の規定に違反して国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

第六十条　第二十二条第三項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十一条　第七条第四項（第八条第四項、第三十条第三項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第八項、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第三十二条第九項（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項又は第四十二条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の規定に違反して国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

二　第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第二十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項又は第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第三十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条　第二十条第七項において準用する船

船安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七条第三号及び第五十九条から第六十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条　第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項、第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条（第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。）、第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造され、又は建造に着手された国際航海船舶については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期までは、国土交通省令で定めるところにより、第五条の規定並びに第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十四条から第十六条まで、第十七条第一項及び第二項、第二十条第二項及び第三項、第二十二条第一項及び第二項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに附則第四条第六項の規定（船舶警報通報装置の設置に係る部分に限る。）は、適用しないことができる。

一　日本船舶であって、旅客船、タンカー（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第九号に規定するタンカーをいう。第四号において同じ。）その他の国土交通省令で定める船舶　平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

二　日本船舶であって、前号に掲げる船舶以外の船舶　平成十八年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

三　日本船舶以外の船舶であって、旅客船　平成十六年七月一日以後最初に行われる条約附属書第一章第七規則の規定による無線設備に係る検査の時期

四　日本船舶以外の船舶であって、タンカーその他の国土交通省令で定める船舶　平成十六年七月一日以後最初に行われる条約附属書第一章第九規則の規定による検査の時期

五　日本船舶以外の船舶であって、前二号に掲げる船舶以外の船舶　平成十八年七月一日以後最初に行われる条約附属書第一章第九規則の規定による検査の時期

第三条　施行日前に建造された国際航海日本船舶についての第十二条の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「この法律の施行の日以後初めて」とする。

2　施行日前に建造された国際航海船舶のうち国土交通省令で定めるものについての第四十九条の規定の適用については、同条中「船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したもの」とあるのは、「国土交通省令で定める総トン数」とする。

第四条　国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により、船舶保安統括者又は船舶保安管理者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出は、施行日以後は、それぞれ第七条第二項又は第八条第三項の規定による届出とみなす。

3　附則第一条ただし書の政令で定める日前に大学校が行った講習（第八条第一項の講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者は、附則第一条ただし書の政令で定める日において、同項の講習を修了したものとみなす。

4　国土交通大臣は、施行日前においても、国際航海日本船舶に係る第十一条第四項の承認に相当する承認又は船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について第十二条若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査を行うことができる。

5　船級協会は、施行日前においても、国際航海日本船舶（旅客船を除く。）に係る第二十条第二項の審査に相当する審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について同項又は同条第三項の検査に相当する検査を行うことができる。

6　国土交通大臣は、国土交通大臣又は船級協会が前二項の検査の結果当該国際航海日本船舶が第十三条第一項各号又は第十七条第二項各号に掲げる要件に相当する要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書に相当する証書又は臨時船舶保安証書に相当する証書を交付しなければならない。

7　前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ船舶保安証書又は臨時船舶保安証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、同項の規定によりその交付をした日とする。

8　第六項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他当該証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

9　次に掲げる者（国及び独立行政法人を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一　第四項の検査を受けようとする者

二　第六項の証書の交付を受けようとする者（船級協会が第五項の検査を行った国際航海

日本船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。）

三　第六項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

10　第二十条第六項の規定は第五項の審査及び検査の業務に従事する船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者について、船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は第五項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、第二十条第六項中「第二項の審査及び検査又は第三項の検査」とあるのは「附則第四条第五項の審査及び検査」と、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。

11　船級協会の役員又は職員が、第五項の審査又は検査に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

12　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

13　第十一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

14　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

15　第十項において準用する第二十条第六項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16　第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17　偽りその他不正の行為により第六項の証書の交付、再交付又は書換えを受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

18　第十項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

19　第十項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

20　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七項及び前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

21　第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五条　重要国際埠頭施設の管理者又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、施行日前においても、第三十条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、埠頭保安管理者又は埠頭保安管理者に相当する者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出は、施行日以後は、第三十条第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出とみなす。

3　国土交通大臣は、施行日前においても、埠頭保安規程又は埠頭保安規程に相当する規程について、第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認に相当する承認を行うことができる。

4　前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認とみなす。

5　特定港湾管理者又は特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者は、施行日前においても、第三十八条（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、水域保安管理者又は水域保安管理者に相当する者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

6　前項の規定による届出は、施行日以後は、第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出とみなす。

7　国土交通大臣は、施行日前においても、水域保安規程又は水域保安規程に相当する規程について、第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認に相当する承認を行うことができる。

8　前項の規定による承認は、施行日以後は、それぞれ第四十条第三項又は第四十一条第一項の規定による承認とみなす。

（海事代理士法の一部改正）

第六条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九号中「基く」を「基づく」に改め、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

九　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第　号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）

（独立行政法人海技大学校法の一部改正）

第七条　独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2　大学校は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する

法律（平成十六年法律第　　号）第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から第五条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第二十条関係）

一　電圧計
二　電流計
三　周波数計
四　高周波電力計
五　シンクロスコープ
六　スペクトル分析器
七　絶縁抵抗計

別表第二（第二十条関係）

学歴	年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	一年
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	四年

審査報告書

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日

厚生労働委員長　国井　正幸

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童虐待問題が深刻化している状況にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年三月十二日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童虐待が児童の」の下に「人権を著しく侵害し、その」を、「与える」の下に「とともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」を、「禁止」の下に「児童虐待の予防及び早期発見その他の」を、「保護」の下に「及び自立の支援」を加える。

第二条中「対し、次に掲げる行為をすること」を「ついて行う次に掲げる行為」に改め、同条第三号中「放置」の下に「、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置」を加え、同条第四号中「児童に」を「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に」に改める。

第四条第一項中「早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護」を「予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援」に、「関係機関及び民間団体」を「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間」に改め、「強化」の下に「、民間団体の支援」を加え、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条第四項中「家族の関係」を「家庭的環境」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「ため」の下に「、児童の人権」を加え、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及

び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

第四条第二項中「に対し専門的知識に基づく適切な保護を」を「の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に」に改め、「職員」の下に「、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

第五条の見出し中「早期発見」を「早期発見等」に改め、同条中「学校」を「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3　学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第六条第一項中「受けた」を「受けたと思われる」に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定により」を「福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に」に改め、同条第二項中「児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

第七条中「児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条」を「前条第一項」に改める。

第八条中「児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法」を「第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法」に、「速やかに、」を「必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の児童の安全の確認又は一時保護を行う児童相談所は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。

第十条の見出しを「（警察署長に対する援助要請等）」に改め、同条中「第八条の規定による」を「児童相談所長は、第八条第一項の」に、「、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は」を「又は一時保護を行おうとする場合において」に、「警察官の」を「当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し」に改め、同条に後段として次のように加える。

都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

第十条に次の二項を加える。

2　児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第十一条の見出しを「（児童虐待を行った保護者に対する指導）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

第十二条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置」を「児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）（同法第二十八条の規定によるものに限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により児童に一時保護を行うことができる。

2　児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十三条中「児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置」及び「同項第三号の措置」を「施設入所等の措置」に、「同項第二号の措置」を「児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置」に、「同項第二号の指導」を「同号の指導」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二　市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童

を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

第二条　児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所」に改める。

第八条第二項中「前項の児童の安全の確認又は一時保護を行う児童相談所」を「前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。

第十条第一項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、附則第三条の規定は同法の施行の日から施行する。

（検討）

第二条　児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　児童福祉法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち児童虐待の防止等に関する法律第八条の改正規定中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

審査報告書

破産法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日

法務委員長　山本　保

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともにその実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講ずるとともに、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講ずるためのものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の点につき格段の配慮をすべきである。

一　本法の趣旨、内容、民事再生法及び会社更生法との相違等について、関係団体をはじめ広く国民に周知徹底するよう努めること。

二　労働債権の保護については、多様化する労働形態に対応した配慮及び債権者に対する情報提供努力が十分なされるよう周知徹底するとともに、企業倒産に伴うセーフティネットの必要性から、労働債権と他の債権との調整について引き続き検討すること。

また、ＩＬＯ一七三号条約を早期に批准するよう努めること。

三　債務者の生活再建に資するとの視点に基づく自由財産の拡張の裁判については、事案に応じて、自動車等も含めた多様な物件が対象となり得る柔軟かつ機動的な制度である旨を周知徹底すること。

四　個人破産件数が極めて多い状況にかんがみ、その破産手続が適正に行われるための法的支援が受けられるよう、法律扶助関係予算の大幅な増額を図ること。

五　破産者に対する資格制度については、それぞれの制度の趣旨を踏まえつつ、破産者の経済生活の再生の機会を確保する観点も考慮し、必要な見直しについて検討すること。

六　新しい破産手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の一層の整備に努めること。

七　破産法の改正により、労働組合運動その他正当な活動が阻害されないものであることを周知徹底すること。

八　個人の保証人が過大な責任を負わないよう、合理的な保証制度を確立するため、包括根保証の撤廃も含め、保証制度全体の見直しを早急に進めること。

右決議する。

破産法案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

破産法案

破産法

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　破産手続の開始
第一節　破産手続開始の申立て（第十五条―第二十九条）
第二節　破産手続開始の決定（第三十条―第三十三条）
第三節　破産手続開始の効果
第一款　通則（第三十四条―第四十六条）
第二款　破産手続開始の効果（第四十七条―第六十一条）
第三款　取戻権（第六十二条―第六十四条）
第四款　別除権（第六十五条・第六十六条）
第五款　相殺権（第六十七条―第七十三条）
第三章　破産手続の機関
第一節　破産管財人
第一款　破産管財人の選任及び監督（第七十四条―第七十七条）
第二款　破産管財人の権限等（第七十八条―第九十条）
第二節　保全管理人（第九十一条―第九十六条）
第四章　破産債権
第一節　破産債権者の権利（第九十七条―第百十条）
第二節　破産債権の届出（第百十一条―第百十四条）
第三節　破産債権の調査及び確定
第一款　通則（第百十五条・第百十六条）
第二款　書面による破産債権の調査（第百十七条―第百二十条）
第三款　期日における破産債権の調査（第百二十一条―第百二十三条）
第四款　破産債権の確定（第百二十四条―第百三十三条）
第五款　租税等の請求権等についての特例（第百三十四条）
第四節　債権者集会及び債権者委員会
第一款　債権者集会（第百三十五条―第百四十三条）
第二款　債権者委員会（第百四十四条―第百四十七条）
第五章　財団債権（第百四十八条―第百五十二条）
第六章　破産財団の管理
第一節　破産者の財産状況の調査（第百五十三条―第百五十九条）
第二節　否認権（第百六十条―第百七十六条）
第三節　法人の役員の責任の追及等（第百七十七条―第百八十三条）
第七章　破産財団の換価
第一節　通則（第百八十四条・第百八十五条）
第二節　担保権の消滅（第百八十六条―第百九十一条）
第三節　商事留置権の消滅（第百九十二条）
第八章　配当
第一節　通則（第百九十三条・第百九十四条）
第二節　最後配当（第百九十五条―第二百三条）
第三節　簡易配当（第二百四条―第二百七条）
第四節　同意配当（第二百八条）
第五節　中間配当（第二百九条―第二百十四条）
第六節　追加配当（第二百十五条）
第九章　破産手続の終了（第二百十六条―第二百二十一条）
第十章　相続財産の破産等に関する特則
第一節　相続財産の破産（第二百二十二条―第二百三十七条）
第二節　相続人の破産（第二百三十八条―第二百四十二条）
第三節　受遺者の破産（第二百四十三条・第二百四十四条）
第十一章　外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百四十五条―第二百四十七条）
第十二章　免責手続及び復権
第一節　免責手続（第二百四十八条―第二百五十四条）
第二節　復権（第二百五十五条・第二百五十六条）
第十三章　雑則（第二百五十七条―第二百六十四条）
第十四章　罰則（第二百六十五条―第二百七十七条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「破産手続」とは、次章以下（第十二章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産を清算する手続をいう。

2　この法律において「破産事件」とは、破産手続に係る事件をいう。

3　この法律において「破産裁判所」とは、破産事件が係属している地方裁判所をいう。

4　この法律において「破産者」とは、債務者であって、第三十条第一項の規定により破産手続開始の決定がされているものをいう。

5　この法律において「破産債権」とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（第九十七条各号に掲げる債権を含む。）であって、財団債権に該当しないものをいう。

6　この法律において「破産債権者」とは、破産債権を有する債権者をいう。

7　この法律において「財団債権」とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。

8　この法律において「財団債権者」とは、財団債権を有する債権者をいう。

9　この法律において「別除権」とは、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者がこれらの権利の目的である財産について第六十五条第一項の規定により行使することができる権利をいう。

10　この法律において「別除権者」とは、別除権を有する者をいう。

11　この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。

12　この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

13　この法律において「保全管理人」とは、第九十一条第一項の規定により債務者の財産に関し管理を命じられた者をいう。

14　この法律において「破産財団」とは、破産者の

財産又は相続財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。

（外国人の地位）

第三条　外国人又は外国法人は、破産手続、第十二章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」という。）及び同章第二節の規定による復権の手続（以下この章において「破産手続等」と総称する。）に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

（破産事件の管轄）

第四条　この法律の規定による破産手続開始の申立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

第五条　破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2　前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項及び第三項並びに第百六十三条第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第百六十一条第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第百六十一条第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4　子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第八十三条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について破産事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての破産手続開始の申立ては、当該大会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について破産事件等が係属している場合における当該大会社についての破産手続開始の申立ては、当該連結子会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6　第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について破産事件等が係属している場合における当該法人の代表者についての破産手続開始の申立ては、当該法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、法人の代表者について破産事件又は再生事件が係属している場合における当該法人についての破産手続開始の申立ては、当該法人の代表者の破産事件又は再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7　第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について破産事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての破産手続開始の申立ては、当該破産事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一　相互に連帯債務者の関係にある個人

二　相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人

三　夫婦

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9　第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10　前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（専属管轄）

第六条　この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（破産事件の移送）

第七条　裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件（破産事件の債務者又は破産者による免責許可の申立てがある場合にあっては、破産事件及び当該免責許可の申立てに係る事件）を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一　債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二　債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所

三　第五条第二項に規定する地方裁判所

四　次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ　第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所

ロ　破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者。ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ　ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

五　第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

（任意的口頭弁論等）

第八条　破産手続等に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2　裁判所は、職権で、破産手続等に係る事件に関して必要な調査をすることができる。

（不服申立て）

第九条　破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

（公告等）

第十条　この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2　公告は、掲載があった日の翌日に、その効力を生ずる。

3　この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

5　前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

（事件に関する文書の閲覧等）

第十一条　利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3　前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一　債務者以外の利害関係人　第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第百七十一条第一項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二　債務者　破産手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

（支障部分の閲覧等の制限）

第十二条　次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、破産財団（破産手続開始前にあっては、債務者の財産）の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した破産管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者（その者が保全管理人である場合にあっては、保全管理人又は破産管財人。次項において同じ。）に限ることができる。

一　第三十六条、第四十条第一項ただし書若しくは同条第二項において準用する同条第一項ただし書（これらの規定を第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第七十八条第二項（第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項ただし書の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二　第百五十七条第二項の規定による報告に係る文書等

2　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3　支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、破産裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4　第一項の申立てを却下する決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

（民事訴訟法の準用）

第十三条　破産手続等に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第十四条　この法律に定めるもののほか、破産手続等に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章　破産手続の開始

第一節　破産手続開始の申立て

（破産手続開始の原因）

第十五条　債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

2　債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

（法人の破産手続開始の原因）

第十六条　債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

2　前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

（破産手続開始の原因の推定）

第十七条　債務者についての外国で開始された手続で破産手続に相当するものがある場合には、当該債務者に破産手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

（破産手続開始の申立て）

第十八条　債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2　債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

（法人の破産手続開始の申立て）

第十九条　次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人　理事

二　合名会社又は合資会社　無限責任社員

三　株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。）　取締役

2　前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。

3　前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、無限責任社員、取締役又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。

5　法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

（破産手続開始の申立ての方式）

第二十条　破産手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でしなければならない。

2　債権者以外の者が破産手続開始の申立てをするときは、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者一覧表を裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者一覧表を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

（破産手続開始の申立書の審査）

第二十一条　前条第一項の書面（以下この条において「破産手続開始の申立書」という。）に同項に規定する事項が記載されていない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる処分をしなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

2　前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　裁判所は、第三項の異議の申立てがあった場合において、破産手続開始の申立書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。

6　第一項又は前項の場合において、破産手続開始の申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、破産手続開始の申立書を却下しなければならない。

7　前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の予納）

第二十二条　破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2　費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の仮支弁）

第二十三条　裁判所は、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職権で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

2　前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。

（他の手続の中止命令等）

第二十四条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続についてはその手続の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一　債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきもの（以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二　債務者の財産に対して既にされている企業担保権の実行手続で、破産債権等に基づくもの

三　債務者の財産関係の訴訟手続

四　債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

五　債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三条及び第二百六十四条第一項において同じ。）

2　裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3　裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

4　第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令）

第二十五条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、前条第一項第一号の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。）の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理命令をした場合に限る。

2　前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3　包括的禁止命令が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等の手続（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

4　裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。

6　包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8　包括的禁止命令が発せられたときは、破産債権等（当該包括的禁止命令により強制執行等又は国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（包括的禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十六条　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その旨を公告し、その裁判書を債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている債権者及び債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2　包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3　前条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条　裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続で第二十五条第三項の規定により中止されていたものは、続行する。

2　前項の規定は、裁判所が国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。

4　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

第二十八条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5　第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　裁判所が第一項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、破産手続の関係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

（破産手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十九条　破産手続開始の申立てをした者は、破産手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十四条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、前条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は第百七十一条第一項の規定による保全処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二節　破産手続開始の決定

（破産手続開始の決定）

第三十条　裁判所は、破産手続開始の申立てが

あった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

一　破産手続の費用の予納がないとき（第二十三条第一項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）

二　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2　前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

（破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等）

第三十一条　裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、一人又は数人の破産管財人を選任し、かつ、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　破産債権の届出をすべき期間

二　破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会（第四項、第百三十六条第二項及び第三項並びに第百五十八条において「財産状況報告集会」という。）の期日

三　破産債権の調査をするための期間（第百十六条第二項の場合にあっては、破産債権の調査をするための期日）

2　前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認めるときは、同項第一号の期間並びに同項第三号の期間及び期日を定めないことができる。

3　前項の場合において、裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなったと認めるときは、速やかに、第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めなければならない。

4　第一項第二号の規定にかかわらず、裁判所は、知れている破産債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当でないと認めるときは、同号の期日を定めないことができる。

5　第一項の場合において、知れている破産債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第四項本文及び第五項本文において準用する同条第三項第一号、第三十三条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者（同項本文の場合にあっては、同項本文に規定する議決権者。次条第二項において同じ。）に対する通知をせず、かつ、第百十一条、第百十二条又は第百十四条の規定により破産債権の届出をした破産債権者（以下「届出をした破産債権者」という。）を債権者集会の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

（破産手続開始の公告等）

第三十二条　裁判所は、破産手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　破産手続開始の決定の主文

二　破産管財人の氏名又は名称

三　前条第一項の規定により定めた期間又は期日

四　破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者（第三項第二号において「財産所持者等」という。）は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

五　第二百四条第一項第二号の規定による簡易配当をすることが相当と認められる場合にあっては、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は裁判所に対し前条第一項第三号の期間の満了時又は同号の期日の終了時までに異議を述べるべき旨

2　前条第五項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第四項本文及び第五項本文において準用する次項第一号、次条第三項本文並びに第百三十九条第三項本文の規定による破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　破産管財人、破産者及び知れている破産債権者

二　知れている財産所持者等

三　第九十一条第二項に規定する保全管理命令があった場合における保全管理人

四　労働組合等（破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第七十八条第四項及び第百三十六条第三項において同じ。）

4　第一項第三号及び前項第一号の規定は、前条第三項の規定により同条第一項第一号の期間及び同項第三号の期間又は期日を定めた場合について準用する。ただし、同条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

5　第一項第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号及び第三項第一号の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（前条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、同条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

（抗告）

第三十三条　破産手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　第二十四条から第二十八条までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があった場合について準用する。

3　破産手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、前条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる者にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があったときは、知れている破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三節　破産手続開始の効果

第一款　通則

（破産財団の範囲）

第三十四条　破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2　破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は、破産財団に属する。

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

一　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百三十一条第三号に規定する額に二分の三を乗じた額の金銭

二　差し押さえることができない財産（民事執行法第百三十一条第三号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第百三十二条第一項（同

法第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押えることができるようになったものは、この限りでない。

4　裁判所は、破産手続開始の決定があった時から当該決定が確定した日以後一月を経過する日までの間、破産者の申立てにより又は職権で、決定で、破産者の生活の状況、破産手続開始の時において破産者が有していた前項各号に掲げる財産の種類及び額、破産者が収入を得る見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張することができる。

5　裁判所は、前項の決定をするに当たっては、破産管財人の意見を聴かなければならない。

6　第四項の申立てを却下する決定に対しては、破産者は、即時抗告をすることができる。

7　第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（法人の存続の擬制）

第三十五条　他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

（破産者の事業の継続）

第三十六条　破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる。

（破産者の居住に係る制限）

第三十七条　破産者は、その申立てにより裁判所の許可を得なければ、その居住地を離れることができない。

2　前項の申立てを却下する決定に対しては、破産者は、即時抗告をすることができる。

（破産者の引致）

第三十八条　裁判所は、必要と認めるときは、破産者の引致を命ずることができる。

2　破産手続開始の申立てがあったときは、裁判所は、破産手続開始の決定をする前でも、債務者の引致を命ずることができる。

3　前二項の規定による引致は、引致状を発してしなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引致を命ずる決定に対しては、破産者又は債務者は、即時抗告をすることができる。

5　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引（こう）に関する規定は、第一項及び第二項の規定による引致について準用する。

（破産者に準ずる者への準用）

第三十九条　前二条の規定は、破産者の法定代理人及び支配人並びに破産者の理事、取締役、執行役及びこれらに準ずる者について準用する。

（破産者等の説明義務）

第四十条　次に掲げる者は、破産管財人若しくは第百四十四条第二項に規定する債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があったときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。ただし、第五号に掲げる者については、裁判所の許可がある場合に限る。

一　破産者

二　破産者の代理人

三　破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　破産者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

（破産者の重要財産開示義務）

第四十一条　破産者は、破産手続開始の決定後遅滞なく、その所有する不動産、現金、有価証券、預貯金その他裁判所が指定する財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

（他の手続の失効等）

第四十二条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行又は企業担保権の実行で、破産債権若しくは財団債権に基づくもの又は破産債権若しくは財団債権を被担保債権とするものは、することができない。

2　前項に規定する場合には、同項に規定する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行及び企業担保権の実行の手続で、破産財団に属する財産に対して既にされているものは、破産財団に対してはその効力を失う。ただし、同項に規定する強制執行又は一般の先取特権の実行（以下この条において「強制執行又は先取特権の実行」という。）の手続については、破産管財人において破産財団のためにその手続を続行することを妨げない。

3　前項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続については、民事執行法第六十三条及び第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行の手続に関する破産者に対する費用請求権は、財団債権とする。

5　第二項ただし書の規定により続行された強制執行又は先取特権の実行に対する第三者異議の訴えについては、破産管財人を被告とする。

6　破産手続開始の決定があったときは、破産者について既にされている民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続は、その効力を失う。

（国税滞納処分等の取扱い）

第四十三条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産に対する国税滞納処分は、することができない。

2　破産財団に属する財産に対して国税滞納処分が既にされている場合には、破産手続開始の決定は、その国税滞納処分の続行を妨げない。

2　破産手続開始の決定があったときは、破産手続が終了するまでの間は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。免責許可の申立てがあった後当該申立てについての裁判が確定するまでの間（破産手続開始の決定前に免責許可の申立てがあった場合にあっては、破産手続開始の決定後当該申立てについての裁判が確定するまでの間）も、同様とする。

（破産財団に関する訴えの取扱い）

第四十四条　破産手続開始の決定があったときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

2　破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち破産債権に関しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の破産者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

4　破産手続が終了したときは、破産管財人を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。

5　破産者は、前項の規定により中断した訴訟手

続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産者は、当然訴訟手続を受継する。

（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）

第四十五条　民法第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　破産管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の破産債権者又は財団債権者に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

4　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があった後に破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

5　前項の場合には、破産債権者又は財団債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第四十六条　第四十四条の規定は、破産財団に関する事件で行政庁に係属するものについて準用する。

第二款　破産手続開始の効果

（開始後の法律行為の効力）

第四十七条　破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　破産者が破産手続開始の日にした法律行為は、破産手続開始後にしたものと推定する。

（開始後の権利取得の効力）

第四十八条　破産手続開始後に破産財団に属する財産に関して破産者の法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前条第二項の規定は、破産手続開始の日における前項の権利の取得について準用する。

（開始後の登記及び登録の効力）

第四十九条　不動産又は船舶に関し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

（開始後の破産者に対する弁済の効力）

第五十条　破産手続開始後に、その事実を知らないで破産者にした弁済は、破産手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2　破産手続開始後に、その事実を知って破産者にした弁済は、破産財団が受けた利益の限度においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。

（善意又は悪意の推定）

第五十一条　前二条の規定の適用については、第三十二条第一項の規定による公告の前においてはその事実を知らなかったものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知っていたものと推定する。

（共有関係）

第五十二条　数人が共同して財産権を有する場合において、共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割の請求は、共有者の間で分割をしない旨の定めがあるときでも、することができる。

2　前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払って破産者の持分を取得することができる。

（双務契約）

第五十三条　双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2　前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。

3　前項の規定は、相手方又は破産管財人が民法第六百三十一条前段の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

第五十四条　前条第一項又は第二項の規定により契約の解除があった場合には、相手方は、損害の賠償について破産債権者としてその権利を行使することができる。

2　前項に規定する場合において、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存するときは、その返還を請求することができ、現存しないときは、その価額について財団債権者としてその権利を行使することができる。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第五十五条　破産者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、破産手続開始の申立て前の給付に係る破産債権について弁済がないことを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2　前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、財団債権とする。

3　前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

（賃貸借契約等）

第五十六条　第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。

2　前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。

（委任契約）

第五十七条　委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、かつ、破産手続開始の事実を知らないで委任事

務を処理したときは、これによって生じた債権について、破産債権者としてその権利を行使することができる。

（市場の相場がある商品の取引に係る契約）

第五十八条　取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であって、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

2　前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であって同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との差額によって定める。

3　第五十四条第一項の規定は、前項の規定による損害の賠償について準用する。

4　第一項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

5　第一項の取引を継続して行うためにその当事者間で締結された基本契約において、その基本契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。

（交互計算）

第五十九条　交互計算は、当事者の一方について破産手続が開始されたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

2　前項の規定による請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し、相手方が有するときは破産債権とする。

（為替手形の引受け又は支払等）

第六十条　為替手形の振出人又は裏書人について破産手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利を行使することができる。

2　前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

3　第五十一条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

（夫婦財産関係における管理者の変更等）

第六十一条　民法第七百五十八条第二項及び第三項並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行う者につき破産手続が開始された場合について準用する。

2　家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、前項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分は家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなし、前項において準用する民法第八百三十五条の規定による管理権の喪失の宣告は家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第三款　取戻権

（取戻権）

第六十二条　破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利（第六十四条及び第七十八条第二項第十三号において「取戻権」という。）に影響を及ぼさない。

（運送中の物品の売主等の取戻権）

第六十三条　売主が売買の目的である物品を買主に発送した場合において、買主がまだ代金の全額を弁済せず、かつ、到達地でその物品を受け取らない間に買主について破産手続開始の決定があったときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。ただし、破産管財人が代金の全額を支払ってその物品の引渡しを請求することを妨げない。

2　前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

3　第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。

（代償的取戻権）

第六十四条　破産者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）が破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合も、同様とする。

2　前項の場合において、破産管財人が反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

第四款　別除権

（別除権）

第六十五条　別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。

2　担保権（特別の先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この項において同じ。）の目的である財産が破産管財人による任意売却その他の事由により破産財団に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

（留置権の取扱い）

第六十六条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する商法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。

2　前項の特別の先取特権は、民法その他の法律の規定による他の特別の先取特権に後れる。

3　第一項に規定するものを除き、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき存する留置権は、破産財団に対してはその効力を失う。

第五款　相殺権

（相殺権）

第六十七条　破産債権者は、破産手続開始の時において破産者に対して債務を負担するときは、破産手続によらないで、相殺をすることができる。

2　破産債権者の有する債権が破産手続開始の時において期限付若しくは解除条件付であるとき、又は第百三条第二項第一号に掲げるものであるときでも、破産債権者が前項の規定により相殺をすることを妨げない。破産債権者の負担する債務が期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものであるときも、同様とする。

（相殺に供することができる破産債権の額）

第六十八条　破産債権者が前条の規定により相殺をする場合の破産債権の額は、第百三条第二項各号に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2　前項の規定にかかわらず、破産債権者の有す

る債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、その破産債権者は、その債権の債権額から第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる部分の額を控除した額の限度においてのみ、相殺をすることができる。

（解除条件付債権を有する者による相殺）

第六十九条　解除条件付債権を有する者が相殺をするときは、その相殺によって消滅する債務の額について、破産財団のために、担保を供し、又は寄託をしなければならない。

（停止条件付債権等を有する者による寄託の請求）

第七十条　停止条件付債権又は将来の請求権を有する者は、破産者に対する債務を弁済する場合には、後に相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができる。敷金の返還請求権を有する者が破産者に対する賃料債務を弁済する場合も、同様とする。

（相殺の禁止）

第七十一条　破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　破産手続開始後に破産財団に対して債務を負担したとき。

二　支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に破産者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　破産手続開始の申立てがあった後に破産者に対して債務を負担したときであって、その負担の当時、破産者が破産手続開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因

三　破産手続開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

第七十二条　破産者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　破産手続開始後に他人の破産債権を取得したとき。

二　支払不能になった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　破産手続開始の申立てがあった後に破産債権を取得した場合であって、その取得の当時、破産手続開始の申立てがあったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する破産債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因

三　破産手続開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因

四　破産者に対して債務を負担する者と破産者との間の契約

（破産管財人の催告権）

第七十三条　破産管財人は、第三十一条第一項第三号の期間が経過した後又は同号の期日が終了した後は、第六十七条の規定により相殺をすることができる破産債権者に対し、一月以上の期間を定め、その期間内に当該破産債権をもって相殺をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、破産債権者の負担する債務が弁済期にあるときに限る。

2　前項の規定による催告があった場合において、破産債権者が同項の規定により定めた期間内に確答をしないときは、当該破産債権者は、破産手続の関係においては、当該破産債権についての相殺の効力を主張することができない。

第三章　破産手続の機関

第一節　破産管財人

第一款　破産管財人の選任及び監督

（破産管財人の選任）

第七十四条　破産管財人は、裁判所が選任する。

2　法人は、破産管財人となることができる。

（破産管財人に対する監督等）

第七十五条　破産管財人は、裁判所が監督する。

2　裁判所は、破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産管財人を解任することができる。この場合においては、その破産管財人を審尋しなければならない。

（数人の破産管財人の職務執行）

第七十六条　破産管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2　破産管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（破産管財人代理）

第七十七条　破産管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の破産管財人代理を選任することができる。

2　前項の破産管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第二款　破産管財人の権限等

（破産管財人の権限）

第七十八条　破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

2　破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一　不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却

二　鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却

三　営業又は事業の譲渡

四　商品の一括売却

五　借財

六　第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄
七　動産の任意売却
八　債権又は有価証券の譲渡
九　第五十三条第一項の規定による履行の請求
十　訴えの提起
十一　和解又は仲裁合意
十二　権利の放棄
十三　財団債権、取戻権又は別除権の承認
十四　別除権の目的である財産の受戻し
十五　その他裁判所の指定する行為

3　前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。
一　最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
二　前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。

4　裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。

5　第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

6　破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を聴かなければならない。

（破産財団の管理）

第七十九条　破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない。

（当事者適格）

第八十条　破産財団に関する訴えについては、破産管財人を原告又は被告とする。

（郵便物等の管理）

第八十一条　裁判所は、破産管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、破産者にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条及び第百十八条第五項において「郵便物等」という。）を破産管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2　裁判所は、破産者の申立てにより又は職権で、破産管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。

3　破産手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、破産者又は破産管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第八十二条　破産管財人は、破産者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2　破産者は、破産管財人に対し、破産管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で破産財団に関しないものの交付を求めることができる。

（破産管財人による調査等）

第八十三条　破産管財人は、第四十条第一項各号に掲げる者及び同条第二項に規定する者に対して同条の規定による説明を求め、又は破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社（破産者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。破産者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該破産者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

3　破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該破産者の子会社とみなす。破産者の子会社又は破産者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

（破産管財人の職務の執行の確保）

第八十四条　破産管財人は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、裁判所の許可を得て、警察上の援助を求めることができる。

（破産管財人の注意義務）

第八十五条　破産管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2　破産管財人が前項の注意を怠ったときは、その破産管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。

（破産管財人の情報提供努力義務）

第八十六条　破産管財人は、破産債権である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、破産手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（破産管財人の報酬等）

第八十七条　破産管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2　前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3　前二項の規定は、破産管財人代理について準用する。

（破産管財人の任務終了の場合の報告義務等）

第八十八条　破産管財人の任務が終了した場合には、破産管財人は、遅滞なく、計算の報告書を裁判所に提出しなければならない。

2　前項の場合において、破産管財人が欠けたときは、同項の計算の報告書は、同項の規定にかかわらず、後任の破産管財人が提出しなければならない。

3　第一項又は前項の場合には、第一項の破産管財人又は前項の後任の破産管財人は、破産管財人の任務終了による債権者集会への計算の報告を目的として第百三十五条第一項本文の申立てをしなければならない。

4　破産者、破産債権者又は後任の破産管財人（第二項の後任の破産管財人を除く。）は、前項の申立てにより招集される債権者集会の期日において、第一項又は第二項の計算について異議を述べることができる。

5　前項の債権者集会の期日と第一項又は第二項の規定による計算の報告書の提出日との間には、三日以上の期間を置かなければならない。

6　第四項の債権者集会の期日において同項の異議がなかった場合には、第一項又は第二項の計

算は、承認されたものとみなす。

第八十九条　前条第一項又は第二項の場合には、同条第一項の破産管財人又は同条第二項の後任の破産管財人は、同条第三項の申立てに代えて、書面による計算の報告をする旨の申立てを裁判所にすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による申立てがあり、かつ、前条第一項又は第二項の規定による計算の報告書の提出があったときは、その提出があった旨及びその計算に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告しなければならない。この場合においては、その期間は、一月を下ることができない。

3　破産者、破産債権者又は後任の破産管財人（第一項の後任の破産管財人を除く。）は、前項の期間内に前条第一項又は第二項の計算について異議を述べることができる。

4　第二項の期間内に前項の異議がなかった場合には、前条第一項又は第二項の計算は、承認されたものとみなす。

（任務終了の場合の財産の管理）

第九十条　破産管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、破産管財人又はその承継人は、後任の破産管財人又は破産者が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

2　破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定が確定した場合には、破産管財人は、財団債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある財団債権については、その債権を有する者のために供託しなければならない。

第二節　保全管理人

（保全管理命令）

第九十一条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、債務者（法人である場合に限る。以下この節、第百四十八条第四項及び第百五十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3　前二項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

4　裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5　保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令に関する公告及び送達）

第九十二条　裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2　保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）

第九十三条　保全管理命令が発せられたときは、債務者の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2　前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3　第七十八条第二項から第六項までの規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人の任務終了の場合の報告義務）

第九十四条　保全管理人の任務が終了した場合には、保全管理人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。

2　前項の場合において、保全管理人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の保全管理人又は破産管財人がしなければならない。

（保全管理人代理）

第九十五条　保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2　前項の規定による保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（準用）

第九十六条　第四十条の規定は保全管理人の請求について、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条から第八十五条まで、第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第一項の規定は保全管理人について、第八十七条第一項及び第二項の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十一条中「第三十二条第一項の規定による公告」とあるのは「第九十二条第一項の規定による公告」と、第九十条第一項中「後任の破産管財人」とあるのは「後任の保全管理人、破産管財人」と読み替えるものとする。

2　債務者の財産に関する訴訟手続及び債務者の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一　保全管理命令が発せられた場合　第四十四条第一項から第三項まで

二　保全管理命令が効力を失った場合（破産手続開始の決定があった場合を除く。）　第四十四条第四項から第六項まで

第四章　破産債権

第一節　破産債権者の権利

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条　次に掲げる債権（財団債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

一　破産手続開始後の利息の請求権

二　破産手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三　破産手続開始後の延滞税、利子税又は延滞金の請求権

四　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権（以下「租税等の請求権」という。）であって、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの

五　加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）又は加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十

四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権
六　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（以下「罰金等の請求権」という。）
七　破産手続参加の費用の請求権
八　第五十四条第一項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する相手方の損害賠償の請求権
九　第五十七条に規定する債権
十　第五十九条第一項の規定による請求権であって、相手方の有するもの
十一　第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権
十二　第百六十八条第二項第二号又は第三号に定める権利

（優先的破産債権）

第九十八条　破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（次条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。）は、他の破産債権に優先する。

2　前項の場合において、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる。

3　優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、破産手続開始の時からさかのぼって計算する。

（劣後的破産債権等）

第九十九条　次に掲げる債権（以下「劣後的破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。

一　第九十七条第一号から第七号までに掲げる請求権

二　破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分

三　破産手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもののうち、その債権額と破産手続開始の時における評価額との差額に相当する部分

四　金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第二号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

2　破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権（以下「約定劣後破産債権」という。）は、劣後的破産債権に後れる。

（破産債権の行使）

第百条　破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

2　前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合については、適用しない。

一　破産手続開始の時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分

二　徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

（給料の請求権等の弁済の許可）

第百一条　優先的破産債権である給料の請求権又は退職手当の請求権について届出をした破産債権者が、これらの破産債権の弁済を受けなければその生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、最初に第百九十五条第一項に規定する最後配当、第二百四条第一項に規定する簡易配当、第二百八条第一項に規定する同意配当又は第二百九条第一項に規定する中間配当の許可があるまでの間、破産管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。ただし、その弁済により財団債権又は他の先順位若しくは同順位の優先的破産債権を有する者の利益を害するおそれがないときに限る。

2　破産管財人は、前項の破産債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

（破産管財人による相殺）

第百二条　破産管財人は、破産財団に属する債権をもって破産債権と相殺することが破産債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

（破産債権者の手続参加）

第百三条　破産債権者は、その有する破産債権をもって破産手続に参加することができる。

2　前項の場合において、破産債権の額は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　次に掲げる債権　破産手続開始の時における評価額

イ　金銭の支払を目的としない債権

ロ　金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの

ハ　金額又は存続期間が不確定である定期金債権

二　前号に掲げる債権以外の債権　債権額

3　破産債権が期限付債権でその期限が破産手続開始後に到来すべきものであるときは、その破産債権は、破産手続開始の時において弁済期が到来したものとみなす。

4　破産債権が破産手続開始の時において条件付債権又は将来の請求権であるときでも、当該破産債権者は、その破産債権をもって破産手続に参加することができる。

（全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合等の手続参加）

第百四条　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

2　前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下この条において「弁済等」という。）をしたときであっても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてその権利を行使することができる。

3　第一項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について破産手続に参加することができる。ただし、債権者が破産手続開始の時において有する債権について破産手続に参加したときは、この限りでない。

4　第一項の規定により債権者が破産手続に参加

した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができる。

5　第二項の規定は破産者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者（以下この項において「物上保証人」という。）が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前二項の規定は物上保証人が破産者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人について準用する。

（保証人の破産の場合の手続参加）

第百五条　保証人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。

（法人の債務につき無限の責任を負う者の破産の場合の手続参加）

第百六条　法人の債務につき無限の責任を負う者について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。

（法人の債務につき有限の責任を負う者の破産の場合の手続参加等）

第百七条　法人の債務につき有限の責任を負う者について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、破産手続に参加することができない。この場合においては、当該法人が出資の請求について破産手続に参加することを妨げない。

2　法人の債務につき有限の責任を負う者がある場合において、当該法人について破産手続開始の決定があったときは、当該法人の債権者は、当該法人の債務につき有限の責任を負う者に対してその権利を行使することができない。

（別除権者等の手続参加）

第百八条　別除権者は、当該別除権に係る第六十五条第二項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の額についてのみ、破産債権者としてその権利を行使することができる。ただし、当該担保権によって担保される債権の全部又は一部が破産手続開始後に担保されないこととなった場合には、その債権の当該全部又は一部の額について、破産債権者としてその権利を行使することを妨げない。

2　破産財団に属しない破産者の財産につき特別の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は破産者につき更に破産手続開始の決定があった場合における前の破産手続において破産債権を有する者も、前項と同様とする。

（外国で弁済を受けた破産債権者の手続参加）

第百九条　破産債権者は、破産手続開始の決定があった後に、破産財団に属する財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。

（代理委員）

第百十条　破産債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2　代理委員は、これを選任した破産債権者のために、破産手続に属する一切の行為をすることができる。

3　代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4　裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第二節　破産債権の届出

（破産債権の届出）

第百十一条　破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一　各破産債権の額及び原因

二　優先的破産債権であるときは、その旨

三　劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨

四　自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五　前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2　別除権者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　別除権の目的である財産

二　別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

3　前項の規定は、第百八条第二項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有する者（以下「準別除権者」という。）について準用する。

（一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出等）

第百十二条　破産債権者がその責めに帰することができない事由によって第三十一条第一項第三号の期間（以下「一般調査期間」という。）の経過又は同号の期日（以下「一般調査期日」という。）の終了までに破産債権の届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

2　前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3　一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に生じた破産債権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、その届出をしなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、破産債権者が、その責めに帰することができない事由によって、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に、届け出た事項について他の破産債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

（届出名義の変更）

第百十三条　届出をした破産債権を取得した者は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2　前項の規定により届出名義の変更を受ける者は、自己に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（租税等の請求権等の届出）

第百十四条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。この場合において、当該請求権を有する者が別除権者又は準別除権者であるときは、第百十一条第二項の規定を準用する。

一　租税等の請求権であって、財団債権に該当しないもの
二　罰金等の請求権であって、財団債権に該当しないもの

第三節　破産債権の調査及び確定

第一款　通則

（破産債権者表の作成等）

第百十五条　裁判所書記官は、届出があった破産債権について、破産債権者表を作成しなければならない。

2　前項の破産債権者表には、各破産債権について、第百十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3　破産債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（破産債権の調査の方法）

第百十六条　裁判所による破産債権の調査は、次款の規定により、破産管財人が作成した認否書並びに破産債権者及び破産者の書面による異議に基づいてする。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、必要があると認めるときは、第三款の規定により、破産債権の調査を、そのための期日における破産管財人の認否並びに破産債権者及び破産者の異議に基づいてすることができる。

3　裁判所は、第百二十一条の規定による一般調査期日における破産債権の調査の後であっても、第百十九条の規定による特別調査期間における書面による破産債権の調査をすることができ、必要があると認めるときは、第百十八条の規定による一般調査期間における書面による破産債権の調査の後であっても、第百二十二条の規定による特別調査期日における破産債権の調査をすることができる。

第二款　書面による破産債権の調査

（認否書の作成及び提出）

第百十七条　破産管財人は、一般調査期間が定められたときは、債権届出期間内に届出があった破産債権について、次に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

一　破産債権の額
二　優先的破産債権であること。
三　劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であること。
四　別除権（第百八条第二項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を含む。）の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

2　破産管財人は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更（他の破産債権者の利益を害すべき事項の変更に限る。以下この節において同じ。）があった破産債権についても、前項各号に掲げる事項（当該届出事項の変更があった場合にあっては、変更後の同項各号に掲げる事項。以下この節において同じ。）についての認否を同項の認否書に記載することができる。

3　破産管財人は、一般調査期間前の裁判所の定める期限までに、前二項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

4　第一項の規定により同項の認否書に認否を記載すべき事項であって前項の規定により提出された認否書に認否の記載がないものがあるときは、破産管財人において当該事項を認めたものとみなす。

5　第二項の規定により第一項各号に掲げる事項についての認否を認否書に記載することができる破産債権について、第三項の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否の記載があるときは、破産管財人において当該事項のうち当該認否書に認否の記載のないものを認めたものとみなす。

（一般調査期間における調査）

第百十八条　届出をした破産債権者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項又は第二項に規定する破産債権についての同条第一項各号に掲げる事項について、書面で、異議を述べることができる。

2　破産者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前項の破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

3　裁判所は、一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあっては、知れている破産債権者）に送達しなければならない。

4　前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5　前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があったものとみなす。

（特別調査期間における調査）

第百十九条　裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にその届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について、その調査をするための期間（以下「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることについて破産管財人及び破産債権者の異議がない場合は、この限りでない。

2　一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に第百十二条第一項若しくは第三項の規定による届出があり、又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による届出事項の変更があった破産債権についても、前項本文と同様とする。

3　第一項本文又は前項の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該破産債権を有する者の負担とする。

4　破産管財人は、特別調査期間に係る破産債権については、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

5　届出をした破産債権者は前項の破産債権についての第百十七条第一項各号に掲げる事項について、破産者は当該破産債権の額について、特別調査期間内に、裁判所に対し、書面で、異議を述べることができる。

6　前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があった場合における裁判書の送達について準用する。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百二十条　前条第一項本文又は第二項の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第三項の破産債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の破産債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした破産債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三款　期日における破産債権の調査

（一般調査期日における調査）

第百二十一条　破産管財人は、一般調査期日が定められたときは、当該一般調査期日に出頭し、債権届出期間内に届出があった破産債権について、第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否をしなければならない。

2　届出をした破産債権者又はその代理人は、一般調査期日に出頭し、前項の破産債権についての同項に規定する事項について、異議を述べることができる。

3　破産者は、一般調査期日に出頭しなければならない。ただし、正当な事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

4　前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べることができる。

5　第三項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に関し意見を述べなければならない。

6　前二項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。

7　前各項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について一般調査期日において調査をすることにつき破産管財人及び破産債権者の異議がない場合について準用する。

8　一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。

9　裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあっては、知れている破産債権者）に送達しなければならない。

10　裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11　第百十八条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。

（特別調査期日における調査）

第百二十二条　裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があり、又は届出事項の変更があった破産債権について、必要があると認めるときは、その調査をするための期日（以下「特別調査期日」という。）を定めることができる。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百十七条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査をすることについて破産管財人及び破産債権者の異議がない場合は、この限りでない。

2　第百十九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第百十八条第三項から第五項まで、第百二十条並びに前条（第七項及び第九項を除く。）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（期日終了後の破産者の異議）

第百二十三条　破産者がその責めに帰することができない事由によって一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかったときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間以内に限り、裁判所に対し、当該一般調査期日又は特別調査期日における調査に係る破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

2　前項に規定する一週間の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

第四款　破産債権の確定

（異議等のない破産債権の確定）

第百二十四条　第百十七条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかったときは、確定する。

2　裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

3　第一項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（破産債権査定決定）

第百二十五条　破産債権の調査において、破産債権の額又は優先的破産債権、劣後的破産債権若しくは約定劣後破産債権であるかどうかの別（以下この条及び第百二十七条第一項において「額等」という。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、当該破産債権（以下「異議等のある破産債権」という。）を有する破産債権者は、その額等の確定のために、当該破産管財人及び当該異議を述べた届出をした破産債権者（以下この款において「異議者等」という。）の全員を相手方として、裁判所に、その額等についての査定の申立て（以下「破産債権査定申立て」という。）をすることができる。ただし、第百二十七条第一項並びに第百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。

2　破産債権査定申立ては、異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間内にしなければならない。

3　破産債権査定申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、異議等のある破産債権の存否及び額等を査定する裁判（次項において「破産債権査定決定」という。）をしなければならない。

4　裁判所は、破産債権査定決定をする場合には、異議者等を審尋しなければならない。

5　破産債権査定申立てについての決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（破産債権査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百二十六条　破産債権査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴え（以下「破産債

権査定異議の訴え」という。）を提起することができる。

2　破産債権査定異議の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　破産債権査定異議の訴えが提起された第一審裁判所は、破産裁判所が破産事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合（破産裁判所が第七条第四号の規定により破産事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠となる規定が同号ロ又はハの規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該破産債権査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない場合にあっては、同条第二項に規定する地方裁判所）に移送することができる。

4　破産債権査定異議の訴えは、これを提起する者が、異議等のある破産債権を有する破産債権者であるときは異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該破産債権者を、それぞれ被告としなければならない。

5　破産債権査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6　同一の破産債権に関し破産債権査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7　破産債権査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、破産債権査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

（異議等のある破産債権に関する訴訟の受継）

第百二十七条　異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2　第百二十五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

（主張の制限）

第百二十八条　破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第百二十九条　異議等のある破産債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、破産者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

2　前項に規定する異議等のある破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該破産債権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3　第百二十五条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第百二十六条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合においては、第百二十六条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第百二十五条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、異議者等が破産債権者であるときは第百十八条第一項、第百十九条第五項又は第百二十一条第二項（同条第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の異議はなかったものとみなし、異議者等が破産管財人であるときは破産管財人においてその破産債権を認めたものとみなす。

（破産債権の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百三十条　裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てにより、破産債権の確定に関する訴訟の結果（破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を破産債権者表に記載しなければならない。

（破産債権の確定に関する訴訟の判決等の効力）

第百三十一条　破産債権の確定に関する訴訟についてした判決は、破産債権者の全員に対して、その効力を有する。

2　破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該決定は、破産債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（訴訟費用の償還）

第百三十二条　破産財団が破産債権の確定に関する訴訟（破産債権査定申立てについての決定を含む。）によって利益を受けたときは、異議を主張した破産債権者は、その利益の限度において財団債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

（破産手続終了の場合における破産債権の確定手続の取扱い）

第百三十三条　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定申立ての手続は、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2　破産手続終結の決定により破産手続が終了した場合において、破産手続終了後に破産債権査定申立てについての決定があったときは、第百二十六条第一項の規定により破産債権査定異議の訴えを提起することができる。

3　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項若しくは第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続であって、破産管財人が当事者であるものは、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかわらず、中断しないものとする。

4　破産手続が終了した際現に係属する破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続であって、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは終了するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5　破産手続が終了した際現に係属する第百二十七条第一項又は第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続であって、破産管財人が当事者でないものは、破産手続開始の決定の取消し又は破産手続廃止の決定の確定により破産手続が終了したときは中断するものとし、破産手続終結の決定により破産手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

6　前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第四十四条第五項の規定を準用する。

第五款　租税等の請求権等についての特例

第百三十四条　租税等の請求権及び罰金等の請求権については、第一款（第百十五条を除く。）から前款までの規定は、適用しない。

2　第百十四条の規定による届出があった請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる処分である場合には、破産管財人は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3　前項の場合において、当該届出があった請求権に関し破産手続開始当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする破産管財人は、当該届出があった請求権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった請求権に関し破産手続開始当時破産財団に関する事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

4　第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、破産管財人が第二項に規定する届出があったことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。

5　第百二十四条第二項の規定は第百十四条の規定による届出があった請求権について、第百二十八条、第百三十条、第百三十一条第一項及び前条第三項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があった場合について準用する。

第四節　債権者集会及び債権者委員会

第一款　債権者集会

（債権者集会の招集）

第百三十五条　裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、債権者集会を招集しなければならない。ただし、知れている破産債権者の数その他の事情を考慮して債権者集会を招集することを相当でないと認めるときは、この限りでない。

一　破産管財人

二　第百四十四条第二項に規定する債権者委員会

三　知れている破産債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる破産債権を有する破産債権者

2　裁判所は、前項本文の申立てがない場合であっても、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

（債権者集会の期日の呼出し等）

第百三十六条　債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があったときは、届出をした破産債権者を呼び出すことを要しない。

2　前項本文の規定にかかわらず、届出をした破産債権者であって議決権を行使することができないものは、呼び出さないことができる。財産状況報告集会においては、第三十二条第三項の規定により通知を受けた者も、同様とする。

3　裁判所は、第三十二条第一項第三号及び第三項の規定により財産状況報告集会の期日の公告及び通知をするほか、各債権者集会（財産状況報告集会を除く。以下この項において同じ。）の期日及び会議の目的である事項を公告し、かつ、各債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4　債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあったときは、第一項本文及び前項の規定は、適用しない。

（債権者集会の指揮）

第百三十七条　債権者集会は、裁判所が指揮する。

（債権者集会の決議）

第百三十八条　債権者集会の決議を要する事項を可決するには、議決権を行使することができる破産債権者（以下この款において「議決権者」という。）で債権者集会の期日に出席し又は次条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものの議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

（決議に付する旨の決定）

第百三十九条　裁判所は、第百三十五条第一項各号に掲げる者が債権者集会の決議を要する事項を決議に付することを目的として同項本文の申立てをしたときは、当該事項を債権者集会の決議に付する旨の決定をする。

2　裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権者の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一　債権者集会の期日において議決権を行使する方法

二　書面等投票（書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。）により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三　前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3　裁判所は、議決権行使の方法として前項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。ただし、第三十一条第五項の決定があったときは、当該通知をすることを要しない。

（債権者集会の期日を開く場合における議決権の額の定め方等）

第百四十条　裁判所が議決権行使の方法として前条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　前節第四款の規定によりその額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者、準別除権者又は停止条件付債権若しくは将来の請求権である破産債権を有する者（次項及び次条第一項第一号において「別除権者等」という。）を除く。）　確定した破産債権の額

二　次項本文の異議のない議決権を有する届出をした破産債権者　届出の額（別除権者又は準別除権者にあっては、第百十一条第二項第二号（同条第三項又は第百十四条において準用する場合を含む。）に掲げる額）

三　次項本文の異議のある議決権を有する届出をした破産債権者　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　届出をした破産債権者の前項の規定による議決権については、破産管財人又は届出をした破産債権者は、債権者集会の期日において、異議を述べることができる。ただし、前節第四款の規定により破産債権の額が確定した届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）の議決権については、この限りでない。

3　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項第三号の規定による定めを変更することができる。

（債権者集会の期日を開かない場合における議決権の額の定め方等）

第百四十一条　裁判所が議決権行使の方法として第百三十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権を行使することができる。

一　前節第四款の規定により破産債権の額が確定した破産債権を有する届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）　確定した破産債権の額

二　届出をした破産債権者（前号に掲げるものを除く。）　裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による定めを変更することができる。

（破産債権者の議決権）

第百四十二条　破産債権者は、劣後的破産債権及び約定劣後破産債権については、議決権を有しない。

2　第百一条第一項の規定により弁済を受けた破産債権者及び第百九条に規定する弁済を受けた破産債権者は、その弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（代理人による議決権行使）

第百四十三条　議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

第二款　債権者委員会

（債権者委員会）

第百四十四条　裁判所は、破産債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、破産手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一　委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二　破産債権者の過半数が当該委員会が破産手続に関与することについて同意していると認められること。

三　当該委員会が破産債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、破産手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

3　債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に対して、意見を述べることができる。

4　債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した破産債権者の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対して相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。この場合においては、当該費用の請求権は、財団債権とする。

5　裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

（債権者委員会の意見聴取）

第百四十五条　裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、破産管財人に対して、その旨を通知しなければならない。

2　破産管財人は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、破産財団に属する財産の管理及び処分に関する事項について、債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（破産管財人の債権者委員会に対する報告義務）

第百四十六条　破産管財人は、第百五十三条第二項又は第百五十七条の規定により報告書等（報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2　破産管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（破産管財人に対する報告命令）

第百四十七条　債権者委員会は、破産債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、破産管財人に破産財団に属する財産の管理及び処分に関し必要な事項について第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に対し、第百五十七条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第五章　財団債権

（財団債権となる請求権）

第百四十八条　次に掲げる請求権は、財団債権とする。

一　破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二　破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権

三　破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの

四　破産財団に関し破産管財人がした行為によって生じた請求権

五　事務管理又は不当利得により破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

六　委任の終了又は代理権の消滅の後、急迫の事情があるためにした行為によって破産手続開始後に破産財団に対して生じた請求権

七　第五十三条第一項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

八　破産手続の開始によって双務契約の解約の申入れ（第五十三条第一項又は第二項の規定による賃貸借契約の解除を含む。）があった場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

2　破産管財人が負担付遺贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、遺贈の目的の価額を超えない限度において、財団債権とする。

3　第百三条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財団債権について準用する。この場合において、当該財団債権が無利息債権又は定期金債権であるときは、当該債権の額は、当該債権が破産債権であるとした場合に第九十九条第一項第二号から第四号までに掲げる劣後的破産債権となるべき部分に相当する金額を控除した額とする。

4　保全管理人が債務者の財産に関し権限に基づいてした行為によって生じた請求権は、財団債権とする。

（使用人の給料等）

第百四十九条　破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料の請求権は、財団債権とする。

2　破産手続の終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後的破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合にあっては、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百五十条　社債管理会社が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。

2　社債管理会社が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

4　前三項の規定による許可を得た請求権は、財団債権とする。

5　第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社　同項に規定する社債

二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社　同法第二条第二十四項に規定する投資法人債

三　相互会社が発行する社債に係る社債管理会社　相互会社が発行する社債

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債

五　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債

（財団債権の取扱い）

第百五十一条　財団債権は、破産債権に先立って、弁済する。

（破産財団不足の場合の弁済方法等）

第百五十二条　破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における財団債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、財団債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する場合における第百四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる財団債権（債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であって、同条第四項に規定するものを含む。）は、他の財団債権に先立って、弁済する。

第六章　破産財団の管理

第一節　破産者の財産状況の調査

（財産の価額の評定等）

第百五十三条　破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財団に属する一切の財産につき、破産手続開始の時における価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者をその評定に立ち会わせることができる。

2　破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3　破産財団に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

（別除権の目的の提示等）

第百五十四条　破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2　破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができない。

（封印及び帳簿の閉鎖）

第百五十五条　破産管財人は、必要があると認めるときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2　裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に関する帳簿を閉鎖することができる。

（破産財団に属する財産の引渡し）

第百五十六条　裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財団に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しなければならない。

3　第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4　第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　第一項の決定は、確定しなければその効力を

生じない。

（裁判所への報告）

第百五十七条　破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一　破産手続開始に至った事情

二　破産者及び破産財団に関する経過及び現状

三　第百七十七条第一項の規定による保全処分又は第百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

四　その他破産手続に関し必要な事項

2　破産管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

（財産状況報告集会への報告）

第百五十八条　財産状況報告集会においては、破産管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

（債権者集会への報告）

第百五十九条　破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

第二節　否認権

（破産債権者を害する行為の否認）

第百六十条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。

3　破産者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百六十一条　破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分（以下この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二　破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ　破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

ロ　破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を子会社又は親法人及び子会社が有する場合における当該親法人

ハ　株式会社又は有限会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三　破産者の親族又は同居者

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第百六十二条　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一　破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合　破産手続開始の申立てがあったこと。

二　破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

（手形債務支払の場合等の例外）

第百六十三条　前条第一項第一号の規定は、破産者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払

の停止等があったことを知り、又は過失によって知らなかったときは、破産管財人は、これらの者に破産者が支払った金額を償還させることができる。

3　前条第一項の規定は、破産者が租税等の請求権又は罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（権利変動の対抗要件の否認）

第百六十四条　支払の停止等があった後権利の設定、移転又は変更をもって第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から十五日を経過した後支払の停止等のあったことを知ってしたものであるときは、破産手続開始後、破産財団のためにこれを否認することができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があった後にこれらに基づいて本登記又は本登録をした場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第百六十五条　否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行使することを妨げない。

（支払の停止を要件とする否認の制限）

第百六十六条　破産手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為（第百六十条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は支払の停止の事実を知っていたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の効果）

第百六十七条　否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。

2　第百六十条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

（破産者の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第百六十八条　第百六十条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合　財団債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　破産者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が破産財団中に現存する場合　財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　破産者の受けた反対給付によって生じた利益が破産財団中に現存しない場合　破産債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　破産者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合　財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び破産債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　破産管財人は、第百六十条第一項若しくは第三項又は第百六十一条第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により財団債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権の回復）

第百六十九条　第百六十二条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第百七十条　次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。

一　転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。

二　転得者が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。

三　転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。

2　第百六十七条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。

（否認権のための保全処分）

第百七十一条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3　裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　前各項の規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第百七十二条　前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、破産手続開始の決定があったときは、破産管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　破産管財人が破産手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　破産管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が破産財団に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を破産財団に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により破産管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

（否認権の行使）

第百七十三条　否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、破産管財人が行使する。

2　前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

（否認の請求）

第百七十四条　否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2　否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

3　裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4　否認の請求を認容する決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　否認の請求の手続は、破産手続が終了したときは、終了する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第百七十五条　否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4　第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときも、同様とする。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第四十四条第四項の規定にかかわらず、終了する。

（否認権行使の期間）

第百七十六条　否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

第三節　法人の役員の責任の追及等

（役員の財産に対する保全処分）

第百七十七条　裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、当該法人の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者（以下この節において「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、当該役員の財産に対する保全処分をすることができる。

2　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。

3　裁判所は、前二項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　第二項から前項までの規定は、破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十三条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（役員の責任の査定の申立て等）

第百七十八条　裁判所は、法人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、決定で、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判（以下この節において「役員責任査定決定」という。）をすることができる。

2　前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3　裁判所は、職権で役員責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

4　第一項の申立て又は前項の決定があったときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなす。

5　役員責任査定決定の手続（役員責任査定決定があった後のものを除く。）は、破産手続が終了したときは、終了する。

（役員責任査定決定等）

第百七十九条　役員責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。

2　裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、役員を審尋しなければならない。

3　役員責任査定決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員責任査定決定に対する異議の訴え）

第百八十条　役員責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2　前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。

3　第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは破産管財人を、破産管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4　第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5　役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6　役員責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

（役員責任査定決定の効力）

第百八十一条　前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、役員責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

（社員の出資責任）

第百八十二条　商法第百二十六条の規定は、法人である債務者につき破産手続開始の決定があった場合について準用する。この場合において、同条中「清算人」とあるのは、「破産管財人」と読み替えるものとする。

（匿名組合員の出資責任）

第百八十三条　匿名組合契約が営業者の破産によって終了したときは、破産管財人は、匿名組合員に、その負担すべき損失の額を限度として、出資をさせることができる。

第七章　破産財団の換価

第一節　通則

（換価の方法）

第百八十四条　第七十八条第二項第一号及び第二号に掲げる財産の換価は、これらの規定により任意売却をする場合を除き、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定によってする。

2　破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、別除権の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、別除権者は、その換価を拒むことができない。

3　前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4　第二項の場合において、別除権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、別除権は、寄託された代金につき存する。

（別除権者が処分をすべき期間の指定）

第百八十五条　別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、別除権者がその処分をすべき期間を定めることができる。

2　別除権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

3　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4　第一項の申立てについての裁判及び前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二節　担保権の消滅

（担保権消滅の許可の申立て）

第百八十六条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権をいう。以下この節において同じ。）が存する場合において、当該財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者の一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意に売却し、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額に相当する金銭が裁判所に納付されることにより当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。ただし、当該担保権を有する者の利益を不当に害することとなると認められるときは、この限りでない。

一　破産管財人が、売却によってその相手方から取得することができる金銭（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等（当該消費税額及びこれを課税標準として課されるべき地方消費税額をいう。以下この節において同じ。）に相当する額であって、当該売買契約において相手方の負担とされるものに相当する金銭を除く。以下この節において「売得金」という。）の一部を破産財団に組み入れようとする場合　売得金の額から破産財団に組み入れようとする金銭（以下この節において「組入金」という。）の額を控除した額

二　前号に掲げる場合以外の場合　売得金の額

2　前項第一号に掲げる場合には、同項の申立てをしようとする破産管財人は、組入金の額について、あらかじめ、当該担保権を有する者と協議しなければならない。

3　第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「申立書」という。）でしなければならない。

一　担保権の目的である財産の表示

二　売得金の額（前号の財産が複数あるときは、売得金の額及びその各財産ごとの内訳の額）

三　第一号の財産の売却の相手方の氏名又は名称

四　消滅すべき担保権の表示

五　前号の担保権によって担保される債権の額

六　第一項第一号に掲げる場合には、組入金の額（第一号の財産が複数あるときは、組入金の額及びその各財産ごとの内訳の額）

七　前項の規定による協議の内容及びその経過

4　申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であって、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。）を記載した書面を添付しなければならない。

5　第一項の申立てがあった場合には、申立書及び前項の書面を、当該申立書に記載された第三項第四号の担保権を有する者（以下この節において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（担保権の実行の申立て）

第百八十七条　被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定によりすべての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を裁判所に提出することができる。

2　裁判所は、被申立担保権者につきやむを得ない事由がある場合に限り、当該被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

3　破産管財人と被申立担保権者との間に売得金及び組入金の額（前条第一項第二号に掲げる場合にあっては、売得金の額）について合意がある場合には、当該被申立担保権者は、担保権の実行の申立てをすることができない。

4　被申立担保権者は、第一項の期間（第二項の規定により伸長されたときは、その伸長された期間。以下この節において同じ。）が経過した後は、第百九十条第六項の規定により第百八十九条第一項の許可の決定が取り消され、又は同項の不許可の決定が確定した場合を除き、担保権の実行の申立てをすることができない。

5　第一項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面は提出されなかったものとみなす。民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条又は同法第百九十二条において準用する同法第百二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手続が取り消された場合も、同様とする。

6　第百八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の申立てをしたときは、当該担保権の実行の申立てをした被申立担保権者は、第一項の規定にかかわらず、同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出することができない。

（買受けの申出）

第百八十八条　被申立担保権者は、第百八十六条第一項の申立てにつき異議があるときは、前条第一項の期間内に、破産管財人に対し、当該被申立担保権者又は他の者が第百八十六条第三項第一号の財産を買い受ける旨の申出（以下この節において「買受けの申出」という。）をすることができる。

2　買受けの申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　第百八十六条第三項第一号の財産を買い受けようとする者（以下この節において「買受希望者」という。）の氏名又は名称

二　破産管財人が第百八十六条第三項第一号の財産の売却によって買受希望者から取得することができる金銭の額（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であって、当該売買契約において買受希望者の負担とされるものに相当する金銭を除く。以下この節において「買受けの申出の額」という。）

三　第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額

3　買受けの申出の額は、申立書に記載された第百八十六条第三項第二号の売得金の額にその二十分の一に相当する額を加えた額以上でなければならない。

4　第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、第二項第三号の買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額は、当該各財産につき、同条第三項第二号の売得金の額の各財産ごとの内訳の額を下回ってはならない。

5　買受希望者は、買受けの申出に際し、最高裁判所規則で定める額及び方法による保証を破産管財人に提供しなければならない。

6　前条第三項の規定は、買受けの申出について準用する。

7　買受けの申出をした者（その者以外の者が買受希望者である場合にあっては、当該買受希望者）は、前条第一項の期間内は、当該買受けの申出を撤回することができる。

8　破産管財人は、買受けの申出があったときは、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に対し、第百八十六条第三項第一号の財産を買受希望者に売却する旨の届出をしなければならない。この場合において、買受けの申出が複数あったときは、最高の買受けの申出の額に係る買受希望者（最高の買受けの申出の額に係る買受けの申出が複数あった場合にあっては、そのうち最も先にされたものに係る買受希望者）に売却する旨の届出をしなければならない。

9　前項の場合においては、破産管財人は、前条第一項の期間内にされた買受けの申出に係る第二項の書面を裁判所に提出しなければならない。

10　買受けの申出があったときは、破産管財人は、第百八十六条第一項の申立てを取り下げるには、買受希望者（次条第一項の許可の決定が確定した後にあっては、同条第二項に規定する買受人）の同意を得なければならない。

（担保権消滅の許可の決定等）

第百八十九条　裁判所は、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出したことにより不許可の決定をする場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を当該許可に係る売却の相手方とする第百八十六条第一項の許可の決定をしなければならない。

一　前条第八項に規定する届出がされなかった場合　第百八十六条第三項第三号の売却の相手方

二　前条第八項に規定する届出がされた場合　同項に規定する買受希望者

2　前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者（以下この節において「買受人」という。）との間で、第百八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容（売却の相手方を除く。）の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

3　第百八十六条第一項の申立てについての裁判があった場合には、その裁判が確定するまでの間、買受希望者（第一項第二号に定める買受希望者を除く。）は、当該買受希望者に係る買受けの申出を撤回することができる。

4　第百八十六条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（金銭の納付等）

第百九十条　前条第一項の許可の決定が確定したときは、当該許可に係る売却の相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合　第百八十六条第一項各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額

二　前条第一項第二号に掲げる場合　同条第二項後段に規定する売得金の額から第百八十八

条第五項の規定により買受人が提供した保証の額を控除した額

2　前項第二号の規定による金銭の納付があったときは、第百八十八条第五項の規定により買受人が提供した保証の額に相当する金銭は、売得金に充てる。

3　前項の場合には、破産管財人は、同項の保証の額に相当する金銭を直ちに裁判所に納付しなければならない。

4　被申立担保権者の有する担保権は、第一項第一号の場合にあっては同号の規定による金銭の納付があった時に、同項第二号の場合にあっては同号の規定による金銭の納付及び前項の規定による金銭の納付があった時に、それぞれ消滅する。

5　前項に規定する金銭の納付があったときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

6　第一項の規定による金銭の納付がなかったときは、裁判所は、前条第一項の許可の決定を取り消さなければならない。

7　前項の場合には、買受人は、第二項の保証の返還を請求することができない。

（配当等の実施）

第百九十一条　裁判所は、前条第四項に規定する金銭の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、当該金銭の被申立担保権者に対する配当に係る配当表に基づいて、その配当を実施しなければならない。

2　被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であって前条第四項に規定する金銭で各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を破産管財人に交付する。

3　民事執行法第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第三節　商事留置権の消滅

第百九十二条　破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財団の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

2　前項の規定による請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。

3　第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。

4　前項の許可があった場合における第二項に規定する弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の規定による請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。

5　前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項に規定する弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

第八章　配当

第一節　通則

（配当の方法等）

第百九十三条　破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。

2　破産債権者は、破産管財人がその職務を行う場所において配当を受けなければならない。ただし、破産管財人と破産債権者との合意により別段の定めをすることを妨げない。

3　破産管財人は、配当をしたときは、その配当をした金額を破産債権者表に記載しなければならない。

（配当の順位等）

第百九十四条　配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第九十八条第二項に規定する優先順位による。

一　優先的破産債権

二　前号、次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権

三　劣後的破産債権

四　約定劣後破産債権

2　同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

第二節　最後配当

（最後配当）

第百九十五条　破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であって破産財団に属する財産の換価の終了後においては、第二百十七条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この章及び次章において「最後配当」という。）をしなければならない。

2　破産管財人は、最後配当をするには、裁判所書記官の許可を得なければならない。

3　裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当をすべき時期を定めることができる。

（配当表）

第百九十六条　破産管財人は、前条第二項の規定による許可があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

一　最後配当の手続に参加することができる破産債権者の氏名又は名称及び住所

二　最後配当の手続に参加することができる債権の額

三　最後配当をすることができる金額

2　前項第二号に掲げる事項は、優先的破産債権、劣後的破産債権及び約定劣後破産債権をそれぞれ他の破産債権と区分し、優先的破産債権については第九十八条第二項に規定する優先順位に従い、これを記載しなければならない。

3　破産管財人は、別除権に係る根抵当権によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定による許可があった日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手続に参加することができる債権の額とする。

4　前項の規定は、第百八条第二項に規定する抵当権（根抵当権であるものに限る。）を有する者について準用する。

（配当の公告等）

第百九十七条　破産管財人は、前条第一項の規定

により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3　第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（破産債権の除斥等）

第百九十八条　異議等のある破産債権（第百二十九条第一項に規定するものを除く。）について最後配当の手続に参加するには、当該異議等のある破産債権を有する破産債権者が、前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項の規定による届出があった日から起算して二週間以内に、破産管財人に対し、当該異議等のある破産債権の確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第百二十七条第一項の規定による受継があった訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。

2　停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権について最後配当の手続に参加するには、前項に規定する期間（以下この節及び第五節において「最後配当に関する除斥期間」という。）内にこれを行使することができるに至っていなければならない。

3　別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に対し、当該別除権に係る第六十五条第二項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなったことを証明し、又は当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しなければならない。

4　第百九十六条第三項前段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根抵当権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、同条第三項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手続に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなす。

5　第三項の規定は、準別除権者について準用する。

（配当表の更正）

第百九十九条　次に掲げる場合には、破産管財人は、直ちに、配当表を更正しなければならない。

一　破産債権者表を更正すべき事由が最後配当に関する除斥期間内に生じたとき。

二　前条第一項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があったとき。

三　前条第三項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があったとき。

2　前項第三号の規定は、準別除権者について準用する。

（配当表に対する異議）

第二百条　届出をした破産債権者で配当表の記載に不服があるものは、最後配当に関する除斥期間が経過した後一週間以内に限り、裁判所に対し、異議を申し立てることができる。

2　裁判所は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、破産管財人に対し、配当表の更正を命じなければならない。

3　第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第一項の規定により利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなった日から起算する。

4　第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判（配当表の更正を命ずる決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（配当額の定め及び通知）

第二百一条　破産管財人は、前条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の申立てがあったときは、当該異議の申立てに係る手続が終了した後）、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

2　破産管財人は、第七十条の規定により寄託した金額で第百九十八条第二項の規定に適合しなかったことにより最後配当の手続に参加することができなかった破産債権者のために寄託したものの配当を、最後配当の一部として他の破産債権者に対してしなければならない。

3　解除条件付債権である破産債権について、その条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、第六十九条の規定により供した担保はその効力を失い、同条の規定により寄託した金額は当該破産債権を有する破産債権者に支払わなければならない。

4　第百一条第一項の規定により弁済を受けた破産債権者又は第百九条に規定する弁済を受けた破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、最後配当を受けることができない。

5　第一項の規定により破産債権者に対する配当額を定めた場合において、第百十一条第一項第四号及び第百十三条第二項の規定による届出をしなかった破産債権者について、その定めた配当額が同号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たないときは、破産管財人は、当該破産債権者以外の他の破産債権者に対して当該配当額の最後配当をしなければならない。この場合においては、当該配当額について、当該他の破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

6　次項の規定による配当額の通知を発する前に、新たに最後配当に充てることができる財産があるに至ったときは、破産管財人は、遅滞なく、配当表を更正しなければならない。

7　破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。

（配当額の供託）

第二百二条　破産管財人は、次に掲げる配当額を、これを受けるべき破産債権者のために供託しなければならない。

一　異議等のある破産債権であって前条第七項の規定による配当額の通知を発した時にその確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続、第百二十七条第一項若しくは第百二十九条第二項の規定による受継があった訴訟手続又は同条第一項の規定による異議の主張に

係る訴訟手続が係属しているものに対する配当額

二　租税等の請求権又は罰金等の請求権であって前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立ての手続が終了していないものに対する配当額

三　破産債権者が受け取らない配当額

（破産管財人に知れていない財団債権者の取扱い）

第二百三条　第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に破産管財人に知れていない財団債権者は、最後配当をすることができる金額をもって弁済を受けることができない。

第三節　簡易配当

（簡易配当）

第二百四条　裁判所書記官は、第百九十五条第一項の規定により最後配当をすることができる場合において、次に掲げるときは、破産管財人の申立てにより、最後配当に代えてこの節の規定による配当（以下この章及び次章において「簡易配当」という。）をすることを許可することができる。

一　配当をすることができる金額が千万円に満たないと認められるとき。

二　裁判所が、第三十二条第一項の規定により同項第五号に掲げる事項を公告し、かつ、その旨を知れている破産債権者に対し同条第三項第一号の規定により通知した場合において、届出をした破産債権者が同条第一項第五号に規定する時までに異議を述べなかったとき。

三　前二号に掲げるもののほか、相当と認められるとき。

2　破産管財人は、前項の規定による許可があった場合には、次条において読み替えて準用する第百九十六条第一項の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、届出をした破産債権者に対する配当見込額を定めて、簡易配当の手続に参加することができる債権の総額、簡易配当をすることができる金額及び当該配当見込額を届出をした破産債権者に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

4　第二項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

（準用）

第二百五条　簡易配当については、前節（第百九十五条、第百九十七条、第二百条第三項及び第四項並びに第二百一条第七項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項及び第三項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百四条第一項の規定による許可」と、第百九十八条第一項中「前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項」とあるのは「第二百四条第四項」と、「二週間以内に」とあるのは「一週間以内に」と、第二百一条第一項中「当該異議の申立てに係る手続が終了した後」とあるのは「当該異議の申立てについての決定があった後」と、同条第六項中「次項の規定による配当額の通知を発する前に」とあるのは「前条第一項に規定する期間内に」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあり、並びに第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあるのは「第二百条第一項に規定する期間を経過した時に」と読み替えるものとする。

（簡易配当の許可の取消し）

第二百六条　破産管財人は、第二百四条第一項第三号の規定による許可があった場合において、同条第二項の規定による通知をするときは、同時に、簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は裁判所に対し同条第四項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べるべき旨をも通知しなければならない。この場合において、届出をした破産債権者が同項の規定による届出の日から起算して一週間以内に異議を述べたときは、裁判所書記官は、当該許可を取り消さなければならない。

（適用除外）

第二百七条　第二百四条第一項の規定による簡易配当の許可は、第二百九条第一項に規定する中間配当をした場合は、することができない。

第四節　同意配当

第二百八条　裁判所書記官は、第百九十五条第一項の規定により最後配当をすることができる場合において、破産管財人の申立てがあったときは、最後配当に代えてこの条の規定による配当（以下この章及び次章において「同意配当」という。）をすることを許可することができる。この場合において、破産管財人の申立ては、届出をした破産債権者の全員が、破産管財人が定めた配当表、配当額並びに配当の時期及び方法について同意している場合に限り、することができる。

2　前項の規定による許可があった場合には、破産管財人は、同項後段の配当表、配当額並びに配当の時期及び方法に従い、同項後段の届出をした破産債権者に対して同意配当をすることができる。

3　同意配当については、第百九十六条第一項及び第二項並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項中「前条第二項の規定による許可があったときは、遅滞なく」とあるのは「あらかじめ」と、第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した時に」とあるのは「第二百八条第一項の規定による許可があった時に」と読み替えるものとする。

第五節　中間配当

（中間配当）

第二百九条　破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であって破産財団に属する財産の換価の終了前において、配当をするのに適当な破産財団に属する金銭があると認めるときは、最後配当に先立って、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この節において「中間配当」という。）をすることができる。

2　破産管財人は、中間配当をするには、裁判所の許可を得なければならない。

3　中間配当については、第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項第一号及び第二号、第二百条、第二百一条第四項並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第百九十六条第一項中「前条第二項の規定による許可」とあるのは「第二百九条第二項の規定による許可」と、第百九十九条第一項各号及び第二百条第一項中「最後配当に関する除斥期間」とあるのは「第二百十条第一項に規定する中間配当に関する除斥期間」と、第二百三条中「第二百一条第七項の規定による配当額」とあるのは「第二百十一条の規定による配当率」と読み替えるものとする。

（別除権者の除斥等）

第二百十条　別除権者は、中間配当の手続に参加するには、前条第三項において準用する第百九十八条第一項に規定する期間（以下この節において「中間配当に関する除斥期間」という。）に、破産管財人に対し、当該別除権の目的である財産の処分に着手したことを証明し、かつ、当該処分によって弁済を受けることができない債権の額を疎明しなければならない。

2　前項の規定は、準別除権者について準用する。

3　破産管財人は、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する事項につき中間配当に関する除斥期間内に証明及び疎明があったときは、直ちに、配当表を更正しなければならない。

（配当率の定め及び通知）

第二百十一条　破産管財人は、第二百九条第三項において準用する第二百条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の申立てがあったときは、当該異議の申立てについての決定があった後）、遅滞なく、配当率を定めて、その配当率を中間配当の手続に参加することができる破産債権者に通知しなければならない。

（解除条件付債権の取扱い）

第二百十二条　解除条件付債権である破産債権については、相当の担保を供しなければ、中間配当を受けることができない。

2　前項の破産債権について、その条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、同項の規定により供した担保は、その効力を失う。

（除斥された破産債権等の後の配当における取扱い）

第二百十三条　第二百九条第三項において準用する第百九十八条第一項に規定する事項につき証明をしなかったことにより中間配当の手続に参加することができなかった破産債権について、当該破産債権を有する破産債権者が最後配当に関する除斥期間又はその中間配当の後に行われることがある中間配当に関する除斥期間内に当該事項につき証明をしたときは、その中間配当において受けることができた額について、当該最後配当又はその中間配当の後に行われることがある中間配当において、他の同順位の破産債権者に先立って配当を受けることができる。第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項につき証明又は疎明をしなかったことにより中間配当の手続に参加することができなかった別除権者（準別除権者を含む。）がその中間配当の後に行われることがある中間配当に関する除斥期間内に当該事項につき証明及び疎明をしたときも、同様とする。

（配当額の寄託）

第二百十四条　中間配当を行おうとする破産管財人は、次に掲げる破産債権に対する配当額を寄託しなければならない。

一　異議等のある破産債権であって、第二百二条第一号に規定する手続が係属しているもの

二　租税等の請求権又は罰金等の請求権であって、第二百十一条の規定による配当率の通知を発した時に第二百二条第二号に規定する手続が終了していないもの

三　中間配当に関する除斥期間内に第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による証明及び疎明があった債権のうち、当該疎明があった額に係る部分

四　停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権

五　解除条件付債権である破産債権であって、第二百十二条第一項の規定による担保が供されていないもの

六　第百十一条第一項第四号及び第百十三条第二項の規定による届出をしなかった破産債権者が有する破産債権

2　前項第一号又は第二号の規定により当該各号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、第二百二条第一号又は第二号の規定により当該破産債権に対する配当額を供託するときは、破産管財人は、その寄託した配当額をこれを受けるべき破産債権者のために供託しなければならない。

3　第一項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、当該破産債権を有する破産債権者又は別除権者（準別除権者を含む。）が第百九十八条第二項の規定に適合しなかったこと又は同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項につき証明をしなかったことにより最後配当の手続に参加することができなかったときは、破産管財人は、その寄託した配当額の最後配当を他の破産債権者に対してしなければならない。

4　第一項第五号の規定により同号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合において、当該破産債権の条件が最後配当に関する除斥期間内に成就しないときは、破産管財人は、その寄託した配当額を当該破産債権を有する破産債権者に支払わなければならない。

5　第一項第六号の規定により同号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合における第二百一条第五項の規定の適用については、同項中「その定めた配当額が同号に」とあるのは「その定めた配当額及び破産管財人が第二百十四条第一項第六号の規定により寄託した同号に掲げる破産債権に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に」と、「当該配当額」とあるのは「当該合計額」とする。

第六節　追加配当

第二百十五条　第二百一条第七項の規定による配当額の通知を発した後（簡易配当にあっては第二百五条において準用する第二百条第一項に規定する期間を経過した後、同意配当にあっては第二百八条第一項の規定による許可があった後）、新たに配当に充てることができる相当の財産があることが確認されたときは、破産管財人は、裁判所の許可を得て、最後配当、簡易配当又は同意配当とは別に、届出をした破産債権者に対し、この条の規定による配当（以下この条において「追加配当」という。）をしなければならない。破産手続終結の決定があった後であっても、同様とする。

2　追加配当については、第二百一条第四項及び第五項、第二百二条並びに第二百三条の規定を準用する。この場合において、第二百一条第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二百十五条第四項の規定」と、第二百二条第一号及び第二号中「前条第七項」とあり、並びに第二百三条中「第二百一条第七項」とあるのは「第二百十五条第五項」と読み替えるものとする。

3　追加配当は、最後配当、簡易配当又は同意配当について作成した配当表によってする。

4　破産管財人は、第一項の規定による許可があったときは、遅滞なく、追加配当の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。

5　破産管財人は、前項の規定により定めた配当額を、追加配当の手続に参加することができる破産債権者（第二項において読み替えて準用す

る第二百一条第五項の規定により追加配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。

6　追加配当をした場合には、破産管財人は、遅滞なく、裁判所に書面による計算の報告をしなければならない。

7　前項の場合において、破産管財人が欠けたときは、当該計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の破産管財人がしなければならない。

第九章　破産手続の終了

（破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定）

第二百十六条　裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。

2　前項の規定は、破産手続の費用を支弁するのに足りる金額の予納があった場合には、適用しない。

3　裁判所は、第一項の規定により破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告し、かつ、これを破産者に通知しなければならない。

一　破産手続開始の決定の主文

二　破産手続廃止の決定の主文及び理由の要旨

4　第一項の規定による破産手続廃止の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第三十一条及び第三十二条の規定は、第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定した場合について準用する。

（破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定）

第二百十七条　裁判所は、破産手続開始の決定があった後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、破産手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、裁判所は、債権者集会の期日において破産債権者の意見を聴かなければならない。

2　前項後段の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、同項後段に規定する債権者集会の期日における破産債権者の意見の聴取に代えて、書面によって破産債権者の意見を聴くことができる。この場合においては、当該意見の聴取を目的とする第百三十五条第一項第二号又は第三号に掲げる者による同項の規定による債権者集会の招集の申立ては、することができない。

3　前二項の規定は、破産手続の費用を支弁するのに足りる金額の予納があった場合には、適用しない。

4　裁判所は、第一項の規定による破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

5　裁判所は、第一項の申立てを棄却する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6　第一項の規定による破産手続廃止の決定及び同項の申立てを棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7　第一項の規定による破産手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、当該破産手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

8　第一項の規定による破産手続廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）

第二百十八条　裁判所は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する破産者の申立てがあったときは、破産手続廃止の決定をしなければならない。

一　破産手続を廃止することについて、債権届出期間内に届出をした破産債権者の全員の同意を得ているとき。

二　前号の同意をしない破産債権者がある場合において、当該破産債権者に対して裁判所が相当と認める担保を供しているとき。ただし、破産財団から当該担保を供した場合には、破産財団から当該担保を供したことについて、他の届出をした破産債権者の同意を得ているときに限る。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、まだ確定していない破産債権を有する破産債権者について同項第一号及び第二号ただし書の同意を得ることを要しない旨の決定をすることができる。この場合における同項第一号及び第二号ただし書の規定の適用については、これらの規定中「届出をした破産債権者」とあるのは、「届出をした破産債権者（まだ確定していない破産債権を有する破産債権者であって、裁判所の決定によりその同意を得ることを要しないとされたものを除く。）」とする。

3　裁判所は、第一項の申立てがあったときは、その旨を公告しなければならない。

4　届出をした破産債権者は、前項に規定する公告が効力を生じた日から起算して二週間以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができる。

5　前条第四項から第八項までの規定は、第一項の規定による破産手続廃止の決定について準用する。この場合において、同条第五項中「破産管財人」とあるのは、「破産者」と読み替えるものとする。

（破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）

第二百十九条　法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。

2　前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3　第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することとすることができる。

（破産手続終結の決定）

第二百二十条　裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、第八十八条第四項の債権者集会が終結したとき、又は第八十九条第二項に規定する期間が経過したときは、破産手続終結の決定をしなければならない。

2　裁判所は、前項の規定により破産手続終結の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、これを破産者に通知しなければならない。

（破産手続廃止後又は破産手続終結後の破産債権者表の記載の効力）

第二百二十一条　第二百十七条第一項若しくは第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があったときは、確定した破産債権については、破産債権者表の記載は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有

する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、破産債権者表の記載により強制執行をすることができる。

2　前項の規定は、破産者（第百二十一条第三項ただし書の代理人を含む。）が第百十八条第二項、第百十九条第五項、第百二十一条第四項（同条第六項（同条第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十三条第一項の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

第十章　相続財産の破産等に関する特則

第一節　相続財産の破産

（相続財産に関する破産事件の管轄）

第二百二十二条　相続財産についてのこの法律の規定による破産手続開始の申立ては、被相続人の相続開始の時の住所又は相続財産に属する財産が日本国内にあるときに限り、することができる。

2　相続財産に関する破産事件は、被相続人の相続開始の時の住所地を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前項の規定による管轄裁判所がないときは、相続財産に関する破産事件は、相続財産に属する財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

4　相続財産に関する破産事件に対する第五条第八項及び第九項並びに第七条第五号の規定の適用については、第五条第八項及び第九項中「第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十二条第二項及び第三項」と、第七条第五号中「同条第一項又は第二項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第三項」とする。

5　前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、相続財産に関する破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（相続財産の破産手続開始の原因）

第二百二十三条　相続財産に対する第三十条第一項の規定の適用については、同項中「破産手続開始の原因となる事実があると認めるとき」とあるのは、「相続財産をもって相続債権者及び受遺者に対する債務を完済することができないと認めるとき」とする。

（破産手続開始の申立て）

第二百二十四条　相続財産については、相続債権者又は受遺者のほか、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者（相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者に限る。以下この節において同じ。）も、破産手続開始の申立てをすることができる。

2　次の各号に掲げる者が相続財産について破産手続開始の申立てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を疎明しなければならない。

一　相続債権者又は受遺者　その有する債権の存在及び当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実

二　相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者　当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実

（破産手続開始の申立期間）

第二百二十五条　相続財産については、民法第九百四十一条第一項の規定により財産分離の請求をすることができる間に限り、破産手続開始の申立てをすることができる。ただし、限定承認又は財産の分離があったときは、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間も、破産手続開始の申立てをすることができる。

（破産手続開始の決定前の相続の開始）

第二百二十六条　裁判所は、破産手続開始の申立て後破産手続開始の決定前に債務者について相続が開始したときは、相続債権者、受遺者、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者の申立てにより、当該相続財産についてその破産手続を続行する旨の決定をすることができる。

2　前項に規定する続行の申立ては、相続が開始した後一月以内にしなければならない。

3　第一項に規定する破産手続は、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがなかった場合はその期間が経過した時に、前項の期間内に第一項に規定する続行の申立てがあった場合で当該申立てを却下する裁判が確定したときはその時に、それぞれ終了する。

4　第一項に規定する続行の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（破産手続開始の決定後の相続の開始）

第二百二十七条　裁判所は、破産手続開始の決定後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手続を続行する。

（限定承認又は財産分離の手続との関係）

第二百二十八条　相続財産についての破産手続開始の決定は、限定承認又は財産の分離を妨げない。ただし、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。

（破産財団の範囲）

第二百二十九条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続財産に属する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。この場合においては、被相続人が相続人に対して有していた権利は、消滅しなかったものとみなす。

2　相続人が相続財産の全部又は一部を処分した後に相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人が反対給付について有する権利は、破産財団に属する。

3　前項に規定する場合において、相続人が既に同項の反対給付を受けているときは、相続人は、当該反対給付を破産財団に返還しなければならない。ただし、相続人が当該反対給付を受けた当時、破産手続開始の原因となる事実又は破産手続開始の申立てがあったことを知らなかったときは、その現に受けている利益を返還すれば足りる。

（相続人等の説明義務等）

第二百三十条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、次に掲げる者は、破産管財人若しくは債権者委員会の請求又は債権者集会の決議に基づく請求があったときは、破産に関し必要な説明をしなければならない。

一　被相続人の代理人であった者

二　相続人及びその代理人

三　相続財産の管理人及び遺言執行者

2　前項の規定は、同項第二号又は第三号に掲げる者であった者について準用する。

3　第三十七条及び第三十八条の規定は、相続財産について破産手続開始の決定があった場合における相続人並びにその法定代理人及び支配人について準用する。

（相続債権者及び受遺者の地位）

第二百三十一条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続債権者及び受遺者は、相続人について破産手続開始の決定があったときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる。

2　相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する。

（相続人の地位）

第二百三十二条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合には、相続人が被相続人に対して有していた権利は、消滅しなかったものとみなす。この場合においては、相続人は、被相続人に対して有していた債権について、相続債権者と同一の権利を有する。

2　前項に規定する場合において、相続人が相続債権者に対して自己の固有財産をもって弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、相続人は、その出えんの額の範囲内において、当該相続債権者が被相続人に対して有していた権利を行使することができる。

（相続人の債権者の地位）

第二百三十三条　相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人の債権者は、破産債権者としてその権利を行使することができない。

（否認権に関する規定の適用関係）

第二百三十四条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合における第六章第二節の規定の適用については、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為は、破産者がした行為とみなす。

（受遺者に対する担保の供与等の否認）

第二百三十五条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合において、受遺者に対する担保の供与又は債務の消滅に関する行為がその債権に優先する債権を有する破産債権者を害するときは、当該行為を否認することができる。

2　第百六十七条第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害する事実」とあるのは、「第二百三十五条第一項の破産債権者を害する事実」と読み替えるものとする。

（否認後の残余財産の分配等）

第二百三十六条　相続財産について破産手続開始の決定があった場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならない。

（破産債権者の同意による破産手続廃止の申立て）

第二百三十七条　相続財産の破産についての第二百十八条第一項の申立ては、相続人がする。

2　相続人が数人あるときは、前項の申立ては、各相続人がすることができる。

第二節　相続人の破産

（破産者の単純承認又は相続放棄の効力等）

第二百三十八条　破産手続開始の決定前に破産者のために相続の開始があった場合において、破産者が破産手続開始の決定後にした単純承認は、破産財団に対しては、限定承認の効力を有する。破産者が破産手続開始の決定後にした相続の放棄も、同様とする。

2　破産管財人は、前項後段の規定にかかわらず、相続の放棄の効力を認めることができる。この場合においては、相続の放棄があったことを知った時から三月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

3　前項の規定による申述の受理は、家事審判法の適用に関しては、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

（限定承認又は財産分離の手続との関係）

第二百三十九条　相続人についての破産手続開始の決定は、限定承認又は財産の分離を妨げない。ただし、当該相続人のみが相続財産につき債務の弁済に必要な行為をする権限を有するときは、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は、中止する。

（相続債権者、受遺者及び相続人の債権者の地位）

第二百四十条　相続人について破産手続開始の決定があった場合には、相続債権者及び受遺者は、財産の分離があったとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があったときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる。

2　相続人について破産手続開始の決定があり、かつ、相続財産について破産手続開始の決定があったときは、相続人の債権者の債権は、相続人の破産財団については、相続債権者及び受遺者の債権に優先する。

3　第二百二十五条に規定する期間内にされた破産手続開始の申立てにより相続人について破産手続開始の決定があったときは、相続人の固有財産については相続人の債権者の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先し、相続財産については相続債権者及び受遺者の債権が相続人の債権者の債権に優先する。

4　相続人について破産手続開始の決定があり、かつ、当該相続人が限定承認をしたときは、相続債権者及び受遺者は、相続人の固有財産について、破産債権者としてその権利を行使することができない。第二百三十八条第一項の規定により限定承認の効力を有するときも、同様とする。

（限定承認又は財産分離の手続において相続債権者等が受けた弁済）

第二百四十一条　相続債権者又は受遺者は、相続人について破産手続開始の決定があった後に、限定承認又は財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。相続人の債権者が、相続人について破産手続開始の決定があった後に、財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合も、同様とする。

2　前項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済（相続人が数人ある場合には、当該破産手続開始の決定を受けた相続人の相続分に応じた部分に限る。次項において同じ。）と同一の割合の配当を受けるまでは、破産手続により、配当を受けることができない。

3　第一項の相続債権者若しくは受遺者又は相続人の債権者は、前項の弁済を受けた債権の額については、議決権を行使することができない。

（限定承認又は財産分離等の後の相続財産の管理及び処分等）

第二百四十二条　相続人について破産手続開始の決定があった後、当該相続人が限定承認をしたとき、又は当該相続人について財産の分離があったときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定承認又は財産の分離があった後に相続人について破産手続開始の決定があったときも、同様とする。

2　破産管財人が前項の規定による相続財産の管理及び処分を終えた場合において、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は、当該相続人の固有財産とみなす。この場合において、破産管財人は、その残余財産について、破産財団の財産目録及び貸

借対照表を補充しなければならない。

3　第一項前段及び前項の規定は、第二百三十八条第一項の規定により限定承認の効力を有する場合及び第二百四十条第三項の場合について準用する。

第三節　受遺者の破産

（包括受遺者の破産）

第二百四十三条　前節の規定は、包括受遺者について破産手続開始の決定があった場合について準用する。

（特定遺贈の承認又は放棄）

第二百四十四条　破産手続開始の決定前に破産者のために特定遺贈があった場合において、破産者が当該決定の時においてその承認又は放棄をしていなかったときは、破産管財人は、破産者に代わって、その承認又は放棄をすることができる。

2　民法第九百八十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第十一章　外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第二百四十五条　破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この章において同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この章において同じ。）に対し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2　前項に規定する場合には、破産管財人は、外国管財人に対し、外国倒産処理手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（外国管財人の権限等）

第二百四十六条　外国管財人は、債務者について破産手続開始の申立てをすることができる。

2　外国管財人は、前項の申立てをするときは、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

3　外国管財人は、破産者の破産手続において、債権者集会の期日に出席し、意見を述べることができる。

4　第一項の規定により外国管財人が破産手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があったときはその主文を、破産手続開始の決定があったときは第三十二条第一項の規定により公告すべき事項を、同項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じたときはその旨を、破産手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない。

（相互の手続参加）

第二百四十七条　外国管財人は、届出をしていない破産債権者であって、破産者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、破産者の破産手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2　破産管財人は、届出をした破産債権者であって、破産者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3　破産管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授権がなければならない。

第十二章　免責手続及び復権

第一節　免責手続

（免責許可の申立て）

第二百四十八条　個人である債務者（破産手続開始の決定後にあっては、破産者。第四項を除き、以下この節において同じ。）は、破産手続開始の申立てがあった日から破産手続開始の決定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2　前項の債務者（以下この節において「債務者」という。）は、その責めに帰することができない事由により同項に規定する期間内に免責許可の申立てをすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、当該申立てをすることができる。

3　免責許可の申立てをするには、最高裁判所規則で定める事項を記載した債権者名簿を提出しなければならない。ただし、当該申立てと同時に債権者名簿を提出することができないときは、当該申立ての後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

4　債務者が破産手続開始の申立てをした場合には、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなす。ただし、当該債務者が破産手続開始の申立ての際に反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

5　前項本文の規定により免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、第二十条第二項の債権者一覧表を第三項本文の債権者名簿とみなす。

6　債務者は、免責許可の申立てをしたときは、第二百十八条第一項の申立て又は再生手続開始の申立てをすることができない。

7　債務者は、次の各号に掲げる申立てをしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める決定が確定した後でなければ、免責許可の申立てをすることができない。

一　第二百十八条第一項の申立て　当該申立ての棄却の決定

二　再生手続開始の申立て　当該申立ての棄却、再生手続廃止又は再生計画不認可の決定

（強制執行の禁止等）

第二百四十九条　免責許可の申立てがあり、かつ、第二百十六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百十七条第一項の規定による破産手続廃止の決定の確定又は第二百二十条第一項の規定による破産手続終結の決定があったときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）又は破産債権に基づく国税滞納処分はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産者の財産に対して既にされているものは中止する。

2　免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続は、その効力を失う。

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる破産債権については、それぞれ当該各号に定める決定が確定した日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

一　第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権　免責許可の申立てについての決定

二　前号に掲げる請求権以外の破産債権　免責許可の申立てを却下した決定又は免責不許可の決定

（免責についての調査及び報告）

第二百五十条　裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2　破産者は、前項に規定する事項について裁判所が行う調査又は同項の規定により破産管財人が行う調査に協力しなければならない。

（免責についての意見申述）

第二百五十一条　裁判所は、免責許可の申立てがあったときは、破産手続開始の決定があった時以後、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者（第二百五十三条第一項各号に掲げる請求権を有する者を除く。次項、次条第三項及び第二百五十四条において同じ。）が裁判所に対し意見を述べることができる期間を定めなければならない。

2　裁判所は、前項の期間を定める決定をしたときは、その期間を公告し、かつ、破産管財人及び知れている破産債権者にその期間を通知しなければならない。

3　第一項の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して一月以上でなければならない。

（免責許可の決定の要件等）

第二百五十二条　裁判所は、破産者について、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。

一　債権者を害する目的で、破産財団に属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分その他の破産財団の価値を不当に減少させる行為をしたこと。

二　破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、又は信用取引により商品を買い入れてこれを著しく不利益な条件で処分したこと。

三　特定の債権者に対する債務について、当該債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをしたこと。

四　浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。

五　破産手続開始の申立てがあった日の一年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと。

六　業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと。

七　虚偽の債権者名簿（第二百四十八条第五項の規定により債権者名簿とみなされる債権者一覧表を含む。次条第一項第六号において同じ。）を提出したこと。

八　破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと。

九　不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。

十　次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあったこと。

イ　免責許可の決定が確定したこと　当該免責許可の決定の確定の日

ロ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと　当該再生計画認可の決定の確定の日

ハ　民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する免責の決定が確定したこと　当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

十一　第四十条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十条第二項に規定する義務その他この法律に定める義務に違反したこと。

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合であっても、裁判所は、破産手続開始の決定に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる。

3　裁判所は、免責許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び破産管財人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4　裁判所は、免責不許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5　免責許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　免責許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三条　免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

一　租税等の請求権

二　破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

三　破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

四　次に掲げる義務に係る請求権

イ　民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ　民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ　民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ　民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ　イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの

五　雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権

及び使用人の預り金の返還請求権
六　破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）
七　罰金等の請求権
2　免責許可の決定は、破産債権者が破産者の保証人その他破産者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び破産者以外の者が破産債権者のために供した担保に影響を及ぼさない。
3　免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。
（免責取消しの決定）
第二百五十四条　第二百六十五条の罪について破産者に対する有罪の判決が確定したときは、裁判所は、破産債権者の申立てにより又は職権で、免責取消しの決定をすることができる。破産者の不正の方法によって免責許可の決定がされた場合において、破産債権者が当該免責許可の決定があった後一年以内に免責取消しの申立てをしたときも、同様とする。
2　裁判所は、免責取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び申立人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
3　第一項の申立てについての裁判及び職権による免責取消しの決定に対しては、即時抗告をすることができる。
4　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
5　免責取消しの決定が確定したときは、免責許可の決定は、その効力を失う。
6　免責取消しの決定が確定した場合において、免責許可の決定の確定後免責取消しの決定が確定するまでの間に生じた原因に基づいて破産者に対する債権を有するに至った者があるときは、その者は、新たな破産手続において、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7　前条第三項の規定は、免責取消しの決定が確定した場合について準用する。

第二節　復権

（復権）
第二百五十五条　破産者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、復権する。次条第一項の復権の決定が確定したときも、同様とする。
一　免責許可の決定が確定したとき。
二　第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。
三　再生計画認可の決定が確定したとき。
四　破産者が、破産手続開始の決定後、第二百六十五条の罪について有罪の確定判決を受けることなく十年を経過したとき。
2　前項の規定による復権の効果は、人の資格に関する法令の定めるところによる。
3　免責取消しの決定又は再生計画取消しの決定が確定したときは、第一項第一号又は第三号の規定による復権は、将来に向かってその効力を失う。
（復権の決定）
第二百五十六条　破産者が弁済その他の方法により破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れたときは、破産裁判所は、破産者の申立てにより、復権の決定をしなければならない。
2　裁判所は、前項の申立てがあったときは、その旨を公告しなければならない。
3　破産債権者は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して三月以内に、裁判所に対し、第一項の申立てについて意見を述べることができる。
4　裁判所は、第一項の申立てについての裁判をしたときは、その裁判書を破産者に、その主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
5　第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
6　前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第十三章　雑則

（法人の破産手続に関する登記の嘱託等）
第二百五十七条　法人である債務者について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。
2　前項の登記には、破産管財人の氏名又は名称及び住所、破産管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに破産管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各破産管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。
3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
4　第一項の債務者について保全管理命令が発せられたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。
5　前項の登記には、保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第九十六条第一項において準用する第七十六条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。
6　第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
7　第一項の規定は、同項の破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合又は破産手続終結の決定があった場合について準用する。
（個人の破産手続に関する登記の嘱託等）
第二百五十八条　個人である債務者について破産手続開始の決定があった場合において、次に掲げるときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。
一　当該破産者に関する登記があることを知ったとき。
二　破産財団に属する権利で登記がされたものがあることを知ったとき。
2　前項の規定は、当該破産者につき、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決

定が確定した場合又は破産手続終結の決定があった場合について準用する。

3　裁判所書記官は、第一項第二号の規定により破産手続開始の登記がされた権利について、第三十四条第四項の決定により破産財団に属しないこととされたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人がその登記がされた権利を放棄し、その登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とする。

4　第一項第二号（第二項において準用する場合を含む。）及び前項後段の規定は、相続財産について破産手続開始の決定があった場合について準用する。

（保全処分に関する登記の嘱託）

第二百五十九条　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一　債務者の財産に属する権利で登記されたものに関し第二十八条第一項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があったとき。

二　登記のある権利に関し第百七十一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第百七十七条第一項若しくは第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があったとき。

2　前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

（否認の登記）

第二百六十条　登記の原因である行為が否認されたときは、破産管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（破産手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の破産者への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、破産者について、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定したとき、又は破産手続終結の決定があったときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。破産管財人が、第二項第二号に掲げる登記に係る権利を放棄し、否認の登記の抹消の嘱託の申立てをしたときも、同様とする。

（非課税）

第二百六十一条　第二百五十七条から前条までの規定による登記については、登録免許税を課さない。

（登録のある権利への準用）

第二百六十二条　第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第三項（同条第四項において同条第三項後段の規定を準用する場合を含む。）並びに前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

（責任制限手続の廃止による破産手続の中止）

第二百六十三条　破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定があったときは、破産手続は、その決定が確定するまで中止する。

（責任制限手続の廃止の場合の措置）

第二百六十四条　破産者のために開始した責任制限手続について責任制限手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、制限債権者のために、債権の届出をすべき期間及び債権の調査をするための期間又は期日を定めなければならない。

2　裁判所は、前項の規定により定めた期間又は期日を公告しなければならない。

3　知れている制限債権者には、第三十二条第一項第一号及び第二号並びに前項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

4　破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者には、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、第一項の規定により定めた債権の調査をするための期間又は期日（当該期間又は期日に変更があった場合にあっては、変更後の期間又は期日）が第三十一条第一項第三号の規定により定めた期間又は期日と同一であるときは、届出をした破産債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

5　前三項の規定は第一項の規定により定めた債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合について、第百十八条第三項から第五項までの規定は第一項の規定により定めた債権の調査をするための期間を変更する決定があった場合について、第百二十一条第九項から第十一項までの規定は第一項の規定により定めた債権の調査をするための期日を変更する決定があった場合又は当該期日における債権の調査の延期若しくは続行の決定があった場合について準用する。この場合において、第百十八条第三項及び第百二十一条第九項中「破産管財人」とあるのは「届出をした制限債権者（第二百六十四条第一項の規定により定められた債権の届出をすべき期間の経過前にあっては、知れている制限債権者）、破産管財人」と、同条第十項中「破産管財人」とあるのは「届出をした制限債権者、破産管財人」と読み替えるものとする。

6　第三十一条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する期間及び期日について準用する。

第十四章　罰則

（詐欺破産罪）

第二百六十五条　破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあっては、相続財産。次項において同じ。）について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　債務者の財産（相続財産の破産にあっては、相続財産に属する財産。以下この条において同じ。）を隠匿し、又は損壊する行為

二　債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　債務者の財産を債権者の不利益に処分し、

又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、債務者について破産手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、破産管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

第二百六十六条　債務者（相続財産の破産にあっては、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、破産手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等の特別背任罪）

第二百六十七条　破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　破産管財人又は保全管理人が法人であるときは、前項の規定は、破産管財人又は保全管理人の職務を行う役員又は職員に適用する。

（説明及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十八条　第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六条において準用する第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

2　第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者又は第二百三十条第一項各号に掲げる者（相続人を除く。）若しくは同項第二号若しくは第三号に掲げる者（相続人を除く。）であった者（以下この項において「説明義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下この項及び第四項において「代表者等」という。）が、その説明義務者の業務に関し、第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、前項前段と同様とする。説明義務者の代表者等が、その説明義務者の業務に関し、第九十六条において準用する第四十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときも、同様とする。

3　破産者が第八十三条第一項（第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は相続財産について破産手続開始の決定があった場合において第二百三十条第一項第二号又は第三号に掲げる者が第八十三条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

4　第八十三条第二項に規定する破産者の子会社（同条第三項において破産者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その破産者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第二項（第九十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による検査を拒んだときも、第一項前段と同様とする。

（重要財産開示拒絶等の罪）

第二百六十九条　破産者が第四十一条の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条　破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産（相続財産の破産にあっては、相続財産に属する財産）の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者（相続財産の破産にあっては、相続財産）について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百五十五条第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

（審尋における説明拒絶等の罪）

第二百七十一条　債務者が、破産手続開始の申立て（債務者以外の者がしたものを除く。）又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産管財人等に対する職務妨害の罪）

第二百七十二条　偽計又は威力を用いて、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百七十三条　破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理（次項において「破産管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に関し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不

正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　破産債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第百三十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である破産管財人若しくは保全管理人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百七十四条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（破産者等に対する面会強請等の罪）

第二百七十五条　破産者（個人である破産者に限り、相続財産の破産にあっては、相続人。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終了後にあっては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証をさせる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百七十六条　第二百六十五条、第二百六十六条、第二百七十条、第二百七十二条及び第二百七十四条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百六十七条及び第二百七十三条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百七十三条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百七十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条（第一項を除く。）、第二百六十九条から第二百七十二条まで、第二百七十四条又は第二百七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法の廃止）

第二条　破産法（大正十一年法律第七十一号）は、廃止する。

（破産事件等に関する経過措置）

第三条　この法律（以下「新法」という。）の施行前にされた破産の申立て又は新法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

2　新法の施行前にされた破産の申立て又は新法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産者の免責に関する事件については、なお従前の例による。

3　新法の施行前にされた復権の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（否認に関する経過措置）

第四条　新法の施行前にされた行為の否認については、新法第六章第二節（新法第百七十一条から第百七十五条までを除く。）及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（相殺の禁止に関する経過措置）

第五条　新法の施行前に破産債権者につき破産者に対する債務負担の原因が生じた場合における破産債権者による相殺の禁止及び新法の施行前に破産者に対して債務を負担する者につき破産債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新法第七十一条及び第七十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　新法の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合における附則第二条の規定による廃止前の破産法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第三百七十四条から第三百七十六条まで及び第三百七十八条の規定の適用については、新法の規定によりされた破産手続開始の決定は、旧法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

第七条　新法第二百五十四条第一項及び第二百五十五条第一項第四号の規定の適用については、旧法第三百七十四条の罪は、新法第二百六十五条の罪とみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日

法務委員長　山本　保

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法等の倒産処理手続関係法律、民法その他関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるためのものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　倒産処理手続関係法律の整備等（第一条―第五条）
第二章　その他の関係法律の整備等（第六条―第百三十七条）
附則

第一章　倒産処理手続関係法律の整備等

（民事再生法の一部改正）

第一条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第九十三条の二」に、「第百十八条」を「第百十八条の三」に、「役員等」を「役員」に、「第十四章　罰則（第二百四十六条―第二百五十二条）」を

第十四章　再生手続と破産手続との間の移行
第一節　破産手続から再生手続への移行（第二百四十六条・第二百四十七条）
第二節　再生手続から破産手続への移行（第二百四十八条―第二百五十四条）
第十五章　罰則（第二百五十五条―第二百六十六条）

に改める。

第四条第二項中「法律第百九号）」の下に「の規定」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

第五条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項及び第四項並びに第百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。）について再生事件又は更生事件（以下この条において「再生事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社又は有限会社（以下この条及び第百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子会社」という。）についての再生手続開始の申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子会社について再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

第五条第六項中「裁判所」を「地方裁判所」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

9　第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

第五条第四項中「法人について再生事件」を「法人について再生事件等」に、「場合には、」を「場合における」に、「法人の再生事件」を「法人の再生事件等」に、「できる。」を「でき、」に、「についても、同様とする」を「は、当該法人の代表者の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　子会社又は親法人及び子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子会社とみなして、前項の規定を適用する。子会社又は親法人及び子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下この項及び第五十九条第三項において「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社の同条第四項に規定する連結子会社（当該大会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。）についての再生手続開始の申立ては、当該大会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該連結子会社について再生事件等が係属している場合における当該大会社についての再生手続開始の申立ては、当該連結子会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

第七条第四号を次のように改める。

四　次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ　第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所

ロ　再生債権者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

八　再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

第七条第五号中「第五項まで」を「第九項まで」に、「前号の」を「これらの規定に規定する」に改める。

第十条第一項中「によってする」を「による」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

5　前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

第十条第六項を削る。

第十一条第二項中「第七十九条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する第五十四条第一項の規定による処分の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに同条第二項の規定により指定された行為

二　前項に規定する第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分の登記　管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十条第一項ただし書（第八十三条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の許可があったときはその旨並びに管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第七十条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容

第十一条第七項中「によって」を「により」に改め、同条第八項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三十条第一項」の下に「（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第百四十二条第一項又は第二項」を「第百三十四条の二第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第百四十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十三条第一項中「しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に、「、否認」を「、当該否認」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（再生手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。第五項において同じ。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生計画認可の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

5　前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。この場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされているときは、登記官は、職権で、同項第二号及び第三号に掲げる登記の抹消に代えて、同項第二号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

第十六条及び第十六条の二を削る。

第十七条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「各号に定める」の下に「命令、保全処分、処分又は」を加え、同項第一号中「規定による処分」の下に「、第百三十四条の二第一項の規定による保全処分」を加え、同項第二号中「期日の指定」の下に「の裁判」を、「定める」の下に「命令、保全処分、処分若しくは」を加え、同条を第十六条とする。

第十八条第一項第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第一章中同条の次に次の一条を加える。

第二十条　削除

第二十一条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

第二十二条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十三条第一項中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第二十四条の二　裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は再生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（再生債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業者の過半数

で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。第二百四十六条第三項を除き、以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

第二十六条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二十七条第二項中「手続は」の下に「、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間」を加える。

第二十八条第一項前段中「かつ、その決定書」を「その裁判書」に改め、「申立人に」の下に「送達し、かつ」を加え、「記載した書面を」を削り、「、それぞれ送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第二項及び第三項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二十九条第一項中「場合には」を「場合において」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十一条第一項中「の上に」を「につき」に、「実行の手続」を「実行手続」に改め、同条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第三十二条中「規定による処分」の下に「、第百三十四条の二第一項の規定による保全処分」を加える。

第三十四条の見出し中「開始」を「再生手続開始」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、知れている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第三十七条本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第三十五条を次のように改める。

（再生手続開始の公告等）

第三十五条　裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九条の二第一項に規定する社債管理会社等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一　再生手続開始の決定の主文

二　前条第一項の規定により定めた期間

三　再生債務者が発行した第百六十九条の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理会社等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2　前条第二項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び第三十七条本文の規定による知れている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　再生債務者及び知れている再生債権者

二　第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項前段の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人

4　前項の規定にかかわらず、再生債務者がその財産をもって約定劣後再生債権（再生債権者と再生債務者との間において、再生手続開始前に、当該再生債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法（平成十六年法律第　　号）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、当該約定劣後再生債権を有する者であって知れているものに対しては、前項の規定による通知をすることを要しない。

5　第一項第二号、第三項第一号及び前項の規定は、前条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、同条第二項の決定があったときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三十七条を次のように改める。

（再生手続開始決定の取消し）

第三十七条　再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五条第三項各号に掲げる者（保全管理人及び同条第四項の規定により通知を受けなかった者を除く。）にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十四条第二項の決定があったときは、知れている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三十七条第一項中「破産、」を「破産手続開始、」に、「又は再生債務者」を「、再生債務者」に、「若しくは再生債権」を「又は再生債権」に、「破産手続並びに」を「破産手続、」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　再生手続開始の決定があったときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかった場合における同法第五十五条第二項及び第百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）

二　第一項の規定により効力を失った手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権

三　前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

第三十九条に次の一項を加える。

4　再生手続開始の決定があったときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第百八十一条第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

第四十条第二項中「当然に」を「当然」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟等の取扱い）

第四十条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　第二項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があった後に再生手続が終了したときは、第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5　前項の場合には、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第二項に規定する訴訟手続が第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかかわらず、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

7　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項又は第百四十条第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然受継する。

第四十一条第一項第九号中「目的」の下に「である財産」を加える。

第四十二条第二項中「再生債権者」の下に「（再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。）」を加え、同項ただし書中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　裁判所は、第一項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。

第四十三条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第四項中「第十条第四項に規定する」を「書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する」に改める。

第四十八条第一項中「再生債務者等は、」の下に「共有者の間で」を加える。

第四十九条第一項中「当時」を「の時において」に、「を解除し」を「の解除をし」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第五十四条」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（双務契約についての破産法の準用）

第五十一条　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「再生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。

第五十二条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「再生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人）」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と読み替えるものとする。

第五十三条第一項中「再生債務者の財産の上に存する」を「再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権（」に改め、「留置権」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　担保権の目的である財産が再生債務者等による任意売却その他の事由により再生債務者財産に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

第五十五条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第五十六条第二項後段を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であって第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの、管財人」と読み替えるものとする。

第五十七条第二項中「重要な」を「裁判所は、監督委員が再生債務者の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な」に改め、「、裁判所は」を削る。

第五十九条を次のように改める。

（監督委員による調査等）

第五十九条　監督委員は、次に掲げる者に対して再生債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一　再生債務者

二　再生債務者の代理人

三　再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　再生債務者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

3　監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社（再生債務者が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。再生債務者が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該再生債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

4　再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該再生債務者の子会社とみなす。再生債務者の子会社又は再生債務者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

第六十二条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十四条第一項中「その他」を「、その他」に改める。

第六十五条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第五項中「記載した書面を」を削り、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第六十五条第七項及び第八項を削る。

第六十七条第三項中「によって」を「により」に改め、「関しないもの」の下に「（第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたものを除く。）」を加え、同条第四項中「によって」を「により」に、「提起され、又は」を「提起され、若しくは」に改め、「受継されたもの」の下に「又は第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたもの」を加え、同条第五項中「再生債務者」の下に「又は第二項後段の再生債権者」を加える。

第六十八条第一項中「前条第二項前段の規定によって」を「前条第二項の規定により」に、「を当然に」を「（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）を当然」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　再生手続が終了したときは、管財人を当事者とする再生債務者の財産関係の訴訟手続は、中断する。

第六十八条第三項中「前項の場合においては、再生債務者において当該訴訟手続」を「再生債務者は、前項の規定により中断した訴訟手続（再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合における第百三十七条第一項の訴えに係るものを除く。）」に改め、同条第四項中「同条第三項又は第四項の規定による受継があった後に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項前段」と、「訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）」とあるのは「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第六十八条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定は、前条第三項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合における同条第二項後段の規定により中断した訴訟手続について準用する。この場合において、第三項中「再生債務者」とあるのは、「前条第二項後段の再生債権者」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「裁判所は」の下に「、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（取締役等の報酬）

第七十六条の二　管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者は、再生債務者に対して報酬を請求することができない。

第七十七条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十六条第一項の規定により破産の宣告をすべき」を「第二百五十二条第六

項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第七十九条第一項中「その他」を「その他」に改める。

第八十条第二項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

第八十三条第一項中「並びに第七十七条第一項及び第二項」を「及び第七十七条第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五条第一項の規定による公告）」とあるのは「第八十条第一項の規定による公告」と、第七十七条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

第八十三条に次の一項を加える。

4　第七十六条の二の規定は、保全管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者について準用する。

第八十四条第一項中「請求権」の下に「（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第八十五条に次の一項を加える。

6　第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。

第八十五条の次に次の一条を加える。

（再生債務者等による相殺）

第八十五条の二　再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもって再生債権と相殺することが再生債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

第八十六条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条から第百七条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条から第百七条までの規定中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項中「破産手続に」とあるのは「再生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と読み替えるものとする。

第八十七条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

第八十八条中「別除権者は」の下に「、当該別除権に係る第五十三条第一項に規定する担保権によって担保される債権については」を加え、同条ただし書中「第五十三条第一項に規定する」を「当該」に、「再生手続が開始された」を「再生手続開始」に改める。

第八十九条第二項中「他の再生債権者」の下に「（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）」を加える。

第九十条第四項中「許可」の下に「の決定又は次条第一項の選任の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

第九十条に次の一項を加える。

6　再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

第九十条の次に次の一条を加える。

（裁判所による代理委員の選任）

第九十条の二　裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2　前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のために同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4　第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5　第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一　前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二　裁判所が相当と認める額の報酬

6　第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

第九十二条第一項中「再生債権の届出期間」を「第九十四条第一項に規定する債権届出期間」に、「その期間」を「当該債権届出期間」に、「再生手続に」を「再生計画の定めるところに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

第九十二条に次の二項を加える。

3　前項に規定する場合において、再生債権者が、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、再生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、再生債権者が有する敷金の返還請求権は、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4　前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

第九十三条を次のように改める。

（相殺の禁止）

第九十三条　再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら再生債権をもってする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　再生手続開始、破産手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因

三　再生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

四　再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

第九十四条第一項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「原因」の下に「、約定劣後再生債権であるときはその旨」を加え、同条第二項中「目的」の下に「である財産」を加える。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条　削除

第九十九条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第二項中「内容」の下に「（約定劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下この節において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　再生債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第百一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　債権届出期間内に約定劣後再生債権の届出がなかったときは、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が知っているものについては、適用しない。

第百二条第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、「届出再生債権者」の下に「（債権届出期間の経過前にあっては、知れている再生債権者）」を加え、同条第四項中「第十条第四項」を「第四十三条第四項」に改める。

第百三条第一項中「届出又は」を「届出があり、又は」に改め、同条第三項中「第百一条第五項前段」を「第百一条第六項前段」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百三条の二　前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五条第一項ただし書中「第百七条及び第百九条」を「第百七条第一項並びに第百九条第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百六条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の訴えが提起された第一審裁判所は、再生裁判所が再生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合（再生裁判所が第七条第四号の規定により再生事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠となる規定が同号ロ又はハの規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない場合にあっては、同条第二項に規定する地方裁判所）に移送することができる。

第百九条第三項中「第百六条第四項及び第五項」を「第百六条第五項及び第六項」に、「第百六条第四項中」を「第百六条第五項中」に改める。

第百十二条中「共益債権者として」を「、再生債務者財産から」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再生手続終了の場合における再生債権の確定手続の取扱い）

第百十二条の二　再生手続が終了した際現に係属する第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは中断しないものとする。

2　第六十八条第二項及び第三項の規定は、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合における管財人を当事者とする第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続について準用する。

3　再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合において、再生手続終了後に第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判があったときは、第百六条第一項の規定により同項の訴えを提起することができる。

4　再生手続が終了した際現に係属する第百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であって、再生債務者等が当事者でないものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5　再生手続が終了した際現に係属する訴訟手続（再生債務者等が当事者であるものを除く。）であって、第百七条第一項又は第百九条第二項の規定による受継があったものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは中断しないものとする。

6　前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

第百十三条第二項中「を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項後段を削り、同条第四項中「又は」の下に「第三項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項前段」を「第二項」に、「同項後段において準用する第百九条第二項」を「前項」に、「前項に」を「第二項に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該届出があった追徴金又は過料の請求権に関し再生手続開始の当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債務者等は、当該届出があった追徴金又は過料の請求権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった追徴金又は過料の請求権に関し再生手続開始当時再生債務者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

第百十四条中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改める。

第百十五条第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三十四条第二項の決定があったときは、再生計画案の決議をするための債権者集会の期日を除き、届出再生債権者を呼び出すことを要しない。

第百十七条を削る。

第百十八条を第百十七条とし、第四章第四節中同条の次に次の三条を加える。

（債権者委員会の意見聴取）

第百十八条　裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、再生債務者等に対して、その旨を通知しなければならない。

2　再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務）

第百十八条の二　再生債務者等は、第百二十四条第二項又は第百二十五条第一項若しくは第二項の規定により報告書等（報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2　再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（再生債務者等に対する報告命令）

第百十八条の三　債権者委員会は、再生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、再生債務者等に再生債務者の業務及び財産の管理状況その他再生債務者の事業の再生に関し必要な事項について第百二十五条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、再生債務者等に対し、第百二十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第百十九条第三号を次のように改める。

三　再生計画の遂行に関する費用の請求権（再生手続終了後に生じたものを除く。）

第百十九条第四号中「第九十一条第一項」を「第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第百十二条、第百十七条第四項」に改め、同条第七号中「その他」を削り、「生じたもの」の下に「（前各号に掲げるものを除く。）」を加える。

第百二十条の次に次の一条を加える。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第百二十条の二　社債管理会社が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理会社の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2　社債管理会社が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3　裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理会社の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4　前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

5　第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6　前各項の規定は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社　同項に規定する社債

二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社　同法第二条第二十四項に規定する投資法人債

三　相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下この号及び第百六十九条の二第三項において同じ。）が発行する社債に係る社債管理会社　相互会社が発行する社債

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九条に規定する特定社債管理会社　同法第二条第七項に規定する特定社債

五　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この号及び第百六十九条の二第三項において「旧資産流動化法」という。）第百九条に規定する特定社債管理会社　旧資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債

第百二十二条第四項中「又は」の下に「一般優先債権を被担保債権とする」を加える。

第百二十六条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第百二十七条を次のように改める。

（再生債権者を害する行為の否認）

第百二十七条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　再生債務者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

3　再生債務者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同

視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

第百二十七条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第百二十七条の二　再生債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害する処分（以下この条並びに第百三十二条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二　再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ　再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者

ロ　再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は再生債務者である有限会社の総社員の議決権の過半数を子会社又は親法人及び子会社が有する場合における当該親法人

ハ　株式会社又は有限会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三　再生債務者の親族又は同居者

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第百二十七条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一　再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が再生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　再生手続開始の申立て等があったこと。

二　再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（再生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第百二十八条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、再生債務者が再生手続開始前の罰金等につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第百三十一条の見出し中「知っていたことに基づく」を「要件とする」に改め、同条中「申立て」を「申立て等」に、「行為は、」を「行為（第百二十七条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は」に改める。

第百三十二条の見出し中「効果等」を「効果」に改め、同条第二項中「第百二十七条第一項第五号に掲げる」を「第百二十七条第三項に規定する」に、「善意であった」を「、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかった」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（再生債務者の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第百三十二条の二　第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存しない場合　共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合　再生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　否認権限を有する監督委員又は管財人は、第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

第百三十三条中「再生債務者の」を「第百二十七条の三第一項に規定する」に改める。

第百三十四条第一項第二号中「再生債務者の親族又は同居者」を「第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれか」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（否認権のための保全処分）

第百三十四条の二　裁判所は、再生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3　裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7　前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があった場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第百三十四条の三　前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があったときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

第百三十六条第一項中「原因たる」を「原因となる」に改め、同条第四項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改め、同条に次の一項を加える。

5　否認の請求の手続は、再生手続が終了したときは、終了する。

第百三十七条に次の三項を加える。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続で否認権限を有する監督委員が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了したときは中断するものとする。

7　第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。

第百三十九条中「再生手続開始の日」の下に「（再生手続開始の日より前に破産手続が開始されている場合にあっては、破産手続開始の日）」を加える。

第百四十条の見出しを「（詐害行為取消訴訟等の取扱い）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十条の二第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第百四十条第三項を削り、同条第四項中「の規定によって中断した」を「に規定する」に、「第二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第一項の」を「又は第一項に規定する」に改め、「第一項の訴訟を提起した」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第百四十一条第一項第一号中「（第百三十七条第一項の訴えを含む。次号において同じ。）」を「若しくは第百三十七条第一項の訴え」に、「前条第一項の」を「前条第一項に規定する」に改め、同項第二号中「否認」を「第百三十七条第一項」に、「前条第一項の」を「前条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に改める。

第六章第三節の節名中「役員等」を「役員」に改める。

第百四十二条第七項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百四十三条第三項中「原因たる」を「原因となる」に改め、同条に次の一項を加える。

6　査定の手続（第一項の査定の裁判があった後のものを除く。）は、再生手続が終了したときは、終了する。

第百四十四条第三項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百四十六条に次の二項を加える。

5　査定の裁判を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　再生手続が終了したときは、前条第一項の訴えに係る訴訟手続であって再生債務者等が当事者でないものは、中断する。この場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

第百四十八条第一項中「当時再生債務者の財産の上に」を「の時において再生債務者の財産につき」に、「当該財産の上に」を「当該財産につき」に改め、同条第三項及び第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百五十条第六項中「決定書」を「裁判書」に、「第十条第三項」を「第十条第三項本文」に改める。

第百五十四条第一項を次のように改める。

再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一　全部又は一部の再生債権者の権利の変更

二　共益債権及び一般優先債権の弁済

三　知れている開始後債権があるときは、その内容

第百五十四条に次の一項を加える。

4　第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があった場合には、再生計画において、株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めることができる。

第百五十五条第一項中「差等」を「差」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、約定劣後再生債権の届出がある場合における再生計画においては、再生債権（約定劣後再生債権を除く。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者との間においては、第三十五条第四項に規定する配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

第百五十六条中「一般的基準」の下に「（約定劣後再生債権の届出があるときは、約定劣後再生債権についての一般的基準を含む。）」を加える。

第百六十二条を次のように改める。

（新株の発行に関する定め）

第百六十二条　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、株主以外の者に対して新株を発行しようとするときは、再生計画において、株主以外の者に対して発行することができる株式の種類及び数を定めなければならない。

第百六十六条第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新株の発行を定める条項に関する許可）

第百六十六条の二　第百五十四条第四項に規定する条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2　再生債務者は、前項の再生計画案を提出しようとするときは、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

3　裁判所は、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該新株の発行が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

4　前条第三項及び第四項の規定は、第二項の許可の決定があった場合について準用する。

第百六十九条第一項第三号中「を満たさない」を「に該当する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる再生債権者（以下「議決権者」という。）の議決権行使の方法及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

第百六十九条第三項を次のように改める。

3　裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び再生計画案の内容又はその要旨を第百十五条第一項本文に規定する者（同条第二項に規定する者を除く。）に通知しなければならない。

第百六十九条第四項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（社債権者等の議決権の行使に関する制限）

第百六十九条の二　再生債権である社債又は第百二十条の二第六項各号に定める債権（以下この条において「社債等」という。）を有する者は、当該社債等について社債管理会社又は同項各号に掲げる法人（以下この条において「社債管理会社等」という。）がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一　当該社債等について再生債権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二　当該社債管理会社等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき（当該申出のあった再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。）。

2　前項第二号に規定する申出のあった再生債権である社債等を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3　再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第五項に規定する投資法人債権者集会、相互会社が発行する社債に係る社債権者集会、資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会又は旧資産流動化法第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

第百七十条第一項中「前条第二項第一号」を「第百六十九条第二項第一号」に改める。

第百七十二条の見出しを「（議決権の行使の方法等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百六十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

3　前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

第百七十二条の四第一項中「第百七十二条の二各号に掲げる同意のいずれかがあり、又は債権者集会の期日において出席した議決権者の過半数であって出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者が期日の続行に同意した」を「次の各号のいずれかに掲げる同意がある」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第百七十二条の三第一項各号のいずれかに掲げる同意

二　債権者集会の期日における出席した議決権者の過半数であって出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の期日の続行についての同意

第百七十二条の四に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合には、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号のいずれかに掲げる同意があるときに限り、適用する。

第百七十二条の四を第百七十二条の五とし、第百七十二条の三を第百七十二条の四とする。

第百七十二条の二各号列記以外の部分中「同意」の下に「のいずれも」を加え、同条に次の六項を加える。

2　約定劣後再生債権の届出がある場合には、再生計画案の決議は、再生債権（約定劣後再生債権を除く。以下この条、第百七十二条の五第四項並びに第百七十四条の二第一項及び第二項において同じ。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う。ただし、議決権を有する約定劣後再生債権を有する者がないときは、この限りでない。

3　裁判所は、前項本文に規定する場合であっても、相当と認めるときは、再生計画案の決議は再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれないで行うものとすることができる。

4　裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項の決定を取り消すことができる。

5　前二項の規定による決定があった場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決定の言渡しがあったときは、この限りでない。

6　第一項の規定にかかわらず、第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において再生計画案を可決するには、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号に掲げる同意のいずれもがなければならない。

7　第一項第一号又は前項の場合において、第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときは、第一項第一号に規定する議決権者のうち再生計画案に同意するものの割合の算定については、当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権者の数に一を、再生計画案に同意する旨の議決権の行使をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

第百七十二条の二を第百七十二条の三とし、第百七十二条の次に次の一条を加える。

（基準日による議決権者の確定）

第百七十二条の二　裁判所は、相当と認めるときは、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における再生債権者表に記録されている再生債権者を議決権者と定めることができる。

2　裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

第百七十三条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第百七十四条第三項及び第四項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則）

第百七十四条の二　第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られなかったため再生計画案が可決されなかったときにおいても、裁判所は、再生計画案を変更し、その同意が得られなかった種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払うことその他これに準じて公正かつ衡平に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画認可の決定をすることができる。

2　第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行うべき場合において、再生計画案について、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、再生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のために前項に規定する条項を定めて、再生計画案を作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

3　前項の申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならない。

第百七十五条第三項中「第十九条」を「第十八条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、約定劣後再生債権を有する者は、再生計画の内容が約定劣後再生債権を有する者の間で第百五十五条第一項に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

第百八十一条第一項各号列記以外の部分中「再生債権」の下に「（約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権を除く。）」を加える。

第百八十三条第六項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再生計画に新株の発行に関する条項を定めた場合の取扱い）

第百八十三条の二　第百五十四条第四項の規定により再生計画において株主以外の者に対する新株の発行に関する条項を定めたときは、再生債務者は、商法第二百八十条ノ五ノ二第一項本文の規定にかかわらず、認可された再生計画において定める種類及び数の新株を株主以外の者に対して発行することができる。

2　前項に規定する新株の発行による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第百八十四条第一項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第二項を削る。

第百八十九条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百九十条の見出し及び同条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

第百九十条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であった破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の額から同項の再生計画により弁済を受けた額を控除した額とする。

4　前項の破産手続においては、同項の破産債権については、第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、従前の再生債権の額をもって配当の手続に参加することができる債権の額とみなし、破産財団に当該弁済を受けた額を加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができない。

5　第一項の破産手続開始の決定がされたときは、再生債務者が再生手続終了後に再生計画によらずに再生債権者に対してした担保の供与は、その効力を失う。

第百九十一条第三号中「第百七十二条の四第一項本文」を「第百七十二条の五第一項本文及び第四項」に改める。

第百九十二条第二項中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第百九十三条第一項第三号中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改める。

第百九十五条第三項中「第百七十五条第二項」を「第百七十五条第三項」に、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第百九十七条第一項中「実行の手続」を「実行手続」に改める。

第百九十九条第五項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二百六条第二項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第二百八条中「原因たる」を「原因となる」に改める。

第二百九条第四項中「記載した書面を」を削り、「第三十五条第二項の書面を、第三十四条」を「第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第二百十二条第二項中「として」を「としての」に、「を定めて」を「及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、」に改め、同条第三項中「決議をするための債権者集会の期日」の下に「、前項に規定する期限」を加え、「記載した呼出状を第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に、「この場合には」を「この場合においては」に改め、同条に次の一項を加える。

5　簡易再生の決定があった場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百十二条第二項」とする。

第二百十三条第五項中「によって」を「により」に改める。

第二百十四条第三項中「第百七十二条の二」を「第百七十二条の三第一項及び第六項」に改める。

第二百十五条第一項中「権利」の下に「約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権及び」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、約定劣後再生債権の届出がないときは、再生債務者は、約定劣後再生債権について、その責任を免れる。

第二百十六条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中「場合には」の下に「、第六十七条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　簡易再生の決定があった場合における第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第二百十七条第四項中「記載した書面を第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第五項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百十八条第三項中「第百七十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第二百二十条中「場合には」の下に「、第六十七条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　同意再生の決定があった場合における第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第二百二十一条第一項中「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項第二号中「目的」の下に「である財産」を加える。

第二百二十二条第三項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　知れている再生債権者には、前条第三項各号及び第四項の規定により債権者一覧表に記載された事項を通知しなければならない。

5　第二項及び第三項の規定は債権届出期間に変更を生じた場合について、第三項の規定は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。

第二百二十三条第七項及び第二百二十六条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二百二十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、再生債権のうち次に掲げる請求権については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

一　再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

二　再生債務者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

三　次に掲げる義務に係る請求権

イ　民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ　民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ　民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ　民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ　イからニまでに掲げる義務に類する義務であって、契約に基づくもの

第二百三十条第三項中「として」を「としての」に、「を定めて」を「及び第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、」に改め、同条第四項中「再生計画案を記載した書面」を「前項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項前段」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の場合において、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者のうち第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものがあるときは、当該議決権者一人につき、前項に規定する議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加えて、前項の規定を適用するものとする。

第二百三十条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の決定があった場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百三十条第三項」とする。

第二百三十一条第二項第二号中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「無異議債権」を「第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円以下の場合においては、当該無異議債権」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、計画弁済総額が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の総額の十分の一を下回っているとき。

第二百三十二条第二項中「権利とし、」の下に「第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び」を加え、同条第三項中「無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利」を「前項に規定する場合における同項の規定により変更された再生債権であって無異議債権及び評価済債権以外のもの」に改め、「取り消された時」の下に「。次項及び第五項において同じ。」を加え、同条第五項中「第三項」を「第三項から第五項まで」に、「同項本文」を「これらの規定」に改め、「弁済期間」と、」の下に「第三項本文中」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「とあり、並びに第百八十九条第三項及び第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利」とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利」とする」を「とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権」と、第百八十九条第三項中「再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利の全部及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）であって、履行されていない部分」と、第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）であって、履行されていない部分」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であって無異議債権及び評価済債権であるものについては、第百五十六条の一般的基準に従って弁済をし、かつ、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額から当該弁済期間内に弁済をした額を控除した残額につき弁済をしなければならない。

5　第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であって無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

第二百三十四条第三項中「第百七十五条」の下に「（第二項を除く。）」を加える。

第二百三十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第二百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。

第二百三十五条第六項中「債務（」の下に「第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び」を加える。

第二百三十七条第一項中「第二百三十条第四項前段」を「第二百三十条第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

第二百三十八条中「第三十五条、第四十条、第三章第一節及び第二節」を「第三十四条第二項、第三十五条、第三十七条本文（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）及びただし書、第四十条、第四十条の二（民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。）、第四十二条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項（これらの規定中約定劣後再生債権に係る部分に限る。）」に、「第百五十五条第一項及び第二項」を「第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）」に改め、「第七章第三節」の下に「（第百七十二条を除く。）」を、「第百七十四条第一項」の下に「、第百七十四条の二、第百七十五条第二項」を加える。

第二百三十九条第五項第二号中「十年」を「七年」に改め、同号ハ中「第三百六十六条ノ十一」を「第二百五十二条第一項」に、「免責」を「免責許可」に改める。

第二百四十条第二項中「再生計画案を記載した書面を送付する」を「再生計画案の内容又はその要旨を通知する」に、「記載した書面を送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第二百四十一条第二項第五号中「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

第二百四十五条中「第八十七条」を「第八十七条第一項及び第二項、第百七十二条」に改める。

第十四章を次のように改める。

第十四章　再生手続と破産手続との間の移行

第一節　破産手続から再生手続への移行

（破産管財人による再生手続開始の申立て）

第二百四十六条　破産管財人は、破産者に再生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該破産者について再生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、再生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは当該破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による再生手続開始の申立てについては、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（再生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　裁判所は、再生手続開始の決定をする場合において、第三十九条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があった債権及び同法第九十七条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第三十五条第一項の規定による公告に、再生債権であって前項の破産手続において破産債権としての届出があったものを有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている再生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があった債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第九十四条第一項に規定する債権届出期間の初日に、再生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、再生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権の原因の届出

二　当該破産債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権についての議決権の額並びに同項に規定する再生債権の原因の届出

三　破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第三号に掲げるその旨の届出　第九十四条第一項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出

四　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出　第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第九十四条第一項に規定する債権届出期間内に再生債権の届出をした場合には、当該破産債権としての届出をした者が有する第三項の破産債権としての届出があった債権については、適用しない。

6　前各項の規定は、第一項の再生手続開始の決定に係る再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生である場合には、適用しない。

第二節　再生手続から破産手続への移行

（再生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第二百四十八条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき再生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を再生裁判所に移送することができる。

（再生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第二百四十九条　破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。以下この条において同じ。）があった場合には、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、再生裁判所に当該再生債務者についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止

又は再生計画取消しの決定があった場合も、同様とする。

2　前項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した後でなければ、することができない。

（再生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十条　破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定が確定した場合において、裁判所は、当該再生債務者に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。

2　破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（再生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十一条　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十四条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定があった場合

二　破産手続開始後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があった場合

2　裁判所は、前項第一号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。同項第二号の再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があったときにおける同号の規定による保全処分等についても、同様とする。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十二条　破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、再生手続開始の申立て等（再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合にあっては再生手続開始の申立て、再生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいい、再生計画取消しの決定であって再生手続の終了前にされた申立てに基づくもの以外のものが確定した場合にあっては再生計画取消しの申立てをいう。以下この項において同じ。）は、当該再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第二百五十条第一項の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　再生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　再生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定後、第百九十一条から第百九十三条まで、第二百三十七条及び第二百四十三条の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止の決定の確定後又は再生計画不認可の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第二百四十九条第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定による再生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、再生手続開始の決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

3　破産手続開始後の再生債務者について第二百四十九条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第二百五十条第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

一　第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）の確定に伴い破産手続開始の決定があった場合　再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立て

二　再生計画取消しの決定で前号に掲げるもの以外のものの確定に伴い破産手続開始の決定があった場合　再生計画取消しの申立て

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合（同項第一号に掲げる場合に限る。）における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合（同項第二号に掲げる場合を除く。）における破産法第百四十九条第一項の規定の適用については、同項中「破産手続開始前三月間」とあるのは、「破産手続開始前三月間（破産手続開始の日前に再生手続開始の決定があるときは、再生手続開始前三月間）」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（再生手続が開始されなかった場合における第五十条第二項並びに第百二十条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。）は、財団債権とする。破産手続開始後の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、第百九十一条から第百九十三条まで、第二百三十七条及び第二百四十三条の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止又は再生計画不認可の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第二百五十三条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であって前項の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている破産債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があった債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該再生債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　第八十七条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二　当該再生債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三　第八十四条第二項各号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四　第八十七条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出　届出があった再生債権の内容としての額から届出があった再生債権についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五　約定劣後再生債権である旨の届出があった債権についての第九十四条第一項に規定するその旨の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

六　第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前項各号（第四号を除く。）の規定にかかわらず、第一項の再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生であるときは、届出があった再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額（第二百二十五条の規定により届出をしたものとみなされる再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額を含む。）を破産債権の額及び原因並びに破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額として届出をしたものとみなす。

6　前三項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があった債権については、適用しない。

7　前各項の規定は、再生計画の履行完了前に再生債務者についてされる破産手続開始の決定に係る破産手続について準用する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第二百五十四条　再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合において、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続（再生手続が終了した際現に係属する同項の訴えに係る訴訟手続で第百四十一条第一項の規定により中断しているものを含む。第三項及び第四項において同じ。）は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の否認権限を有する監督委員又は管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第六十八条第二項又は第百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十一条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第百十二条の二第一項の規定により引き続き係属するものとされる第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第百十二条の二第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第百十二条の二第四項の規定により中断した第百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

本則に次の一章を加える。

第十五章　罰則

（詐欺再生罪）

第二百五十五条　再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　債務者の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

第二百五十六条　債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（監督委員等の特別背任罪）

第二百五十七条　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員（以下この項において「監督委員等」という。）が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第二百五十八条　第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業

者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者の法定代理人の代理人、使用人その他の従業者が、その法定代理人の業務に関し、第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　再生債務者が第五十九条第一項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第五十九条第三項に規定する再生債務者の子会社（同条第四項の規定により再生債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その再生債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第三項（第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百五十九条　再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（監督委員等に対する職務妨害の罪）

第二百六十条　偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百六十一条　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員（以下この条において「監督委員等」という。）が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。監督委員等が法人である場合において、その役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、監督委員等に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第百六十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である監督委員等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百六十二条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（再生債務者等に対する面会強請等の罪）

第二百六十三条　再生債務者（個人である再生債務者に限る。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に再生債権（再生手続が再生計画認可の決定の確定後に終了した後にあっては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を再生計画の定めるところによらずに弁済させ、又は再生債権につき再生債務者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債務者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百六十四条　第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十九条、第二百六十条及び第二百六十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百五十七条及び第二百六十一条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百六十一条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条

（第一項を除く。）、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条又は第二百六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第二百六十六条　再生債務者又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第百八十六条第三項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（会社更生法の一部改正）

第二条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条・第四十条」を「第三十九条―第四十条」に、「第十一章　雑則（第二百四十六条・第二百四十七条）」を「第十一章　更生手続と破産手続との間の移行等（第二百四十六条・第二百四十七条）」、「第十二章　罰則（第二百五十四条―第二百六十一条）」を「第十二章　雑則（第二百五十八条―第二百六十五条）」、「第十三章　罰則（第二百六十六条―第二百七十六条）」に改める。

第二条第五項中「及び第百五十九条」を「、第百五十九条、第二百四十六条第一項から第三項まで、第二百四十八条第一項から第三項まで、第二百五十条並びに第二百五十五条第一項及び第二項」に改め、同条第八項第六号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第五十八条第二項」に改め、同項第七号中「第六十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第八号中「第九十一条第三項第三号又は第四号」を「第九十一条の二第二項第二号又は第三号」に改める。

第十条第三項中「によって」を「により」に改める。

第十一条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「当該各号に定める」の下に「命令、保全処分、許可又は」を加え、同項第一号中「監督命令」の下に「、第三十九条の二第一項の規定による保全処分」を加え、同項第二号中「期日の指定」の下に「の裁判」を、「前号に定める」の下に「命令、保全処分、許可若しくは」を加え、同条を第十一条とする。

第十五条を第十二条とし、第十六条を第十三条とし、第一章中同条の次に次の三条を加える。

（最高裁判所規則）

第十四条　この法律に定めるもののほか、更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第十五条及び第十六条　削除

第十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第二号中「に係る」を「についての」に改め、「を含む。」の下に「第四十六条第七項第二号、第八十六条の二第二項第二号及び第三号並びに第百十四条第一項第六号において同じ。」を加える。

第十八条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十九条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第二十条第二項中「に係る」を「についての」に改める。

第二十三条中「又は第三十五条第二項に規定する監督命令」を「、第三十五条第二項に規定する監督命令又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第二十七条第六項中「並びに」を「及び」に改める。

第三十四条第一項中「並びに第八十二条第一項及び第二項」を「及び第八十二条第一項から第三項まで」に、「、「第三十一条第一項の規定による公告」を「第三十一条第一項の規定による公告」と、第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。

第三十九条第二号中「次条」の下に「若しくは第四十条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（否認権のための保全処分）

第三十九条の二　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3　裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6　第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第四十二条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、知れている更生債権者等の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第四十四条第三項本文の規定による知れている更生債権者等に対する通知をせず、かつ、第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条の規定により更生債権等の届出をした更生債権者等（以下「届出をした更生債権者等」という。）を関係人集会（更生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

第四十三条第一項第三号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　前条第二項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び次条第三項本文の規定による知れている更生債権者等に対する通知をせず、かつ、届出をした更生債権者等を関係人集会（更生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3　次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一　管財人、更生会社及び知れている更生債権者等

二　知れている株主等

三　第一項第四号に規定する財産所持者等であって知れているもの

四　保全管理命令、監督命令又は第三十九条の規定による調査命令があった場合における保全管理人、監督委員又は調査委員

4　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者に対しては、同項の規定による通知をすることを要しない。

一　更生会社がその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、当該会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合　約定劣後更生債権を有する者であって知れているもの

二　更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかである場合　知れている株主等

第四十三条に次の一項を加える。

5　第一項第二号、第三項第一号から第三号まで及び前項の規定は第一項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について、第一項第三号、第三項第一号及び第二号並びに前項の規定は第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）について準用する。ただし、前条第二項の決定があったときは、知れている更生債権者等に対しては、当該通知をすることを要しない。

第四十四条第三項中「前条第二項に規定する者（同条第三項」を「前条第三項各号（第四号を除く。）に掲げる者（同条第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十二条第二項の決定があったときは、知れている更生債権者等に対しては、当該通知をすることを要しない。

第四十六条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）」を加え、同条第七項第二号中「第十七条第二項第二号に規定する」を削る。

第四十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項から前項までの規定は、約定劣後更生債権である更生債権については、適用しない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（管財人による相殺）

第四十七条の二　管財人は、更生会社財産に属する債権をもって更生債権等と相殺することが更生債権者等の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

第四十八条第二項を次のように改める。

2　更生債権者等が更生手続開始当時更生会社に対して負担する債務が賃料債務である場合には、更生債権者等は、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

第四十八条に次の二項を加える。

3　前項に規定する場合において、更生債権者等が、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、更生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、更生債権者等が有する敷金の返還請求権は、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4　前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

第四十九条を次のように改める。

（相殺の禁止）

第四十九条　更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済すること

ができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら更生債権等をもってする相殺に供する目的で更生会社の財産の処分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に更生会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後に更生会社に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、更生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があったことを更生債権者等が知った時より前に生じた原因

三　更生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　更生会社に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に他人の更生債権等を取得したとき。

二　支払不能になった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三　支払の停止があった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。

四　更生手続開始の申立て等があった後に更生債権等を取得した場合であって、その取得の当時、更生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

2　前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する更生債権等の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一　法定の原因

二　支払不能であったこと又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があったことを更生会社に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因

三　更生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因

四　更生会社に対して債務を負担する者と更生会社との間の契約

第五十条第一項中「破産、」を「破産手続開始、」に、「又は更生会社」を「、更生会社」に、「実行若しくは」を「実行又は更生債権等に基づく」に、「並びに更生会社」を「、更生会社」に改め、「実行手続並びに」の下に「更生債権等に基づく」を加え、同条第九項を次のように改める。

9　更生手続開始の決定があったときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかった場合における同法第五十五条第二項及び第百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）又は再生手続における共益債権（再生手続が開始されなかった場合における民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十条第二項並びに第百二十条第三項及び第四項に規定する請求権を含む。）

二　第一項の規定により効力を失った手続のために更生会社に対して生じた債権及びその手続に関する更生会社に対する費用請求権

三　第五項の規定により続行された手続又は処分に関する更生会社に対する費用請求権

四　第七項の解除の決定により申立てが可能となった担保権の実行手続に関する更生会社に対する費用請求権

第五十条に次の一項を加える。

11　更生手続開始の決定があったときは、更生手続が終了するまでの間（更生計画認可の決定があったときは、第二百四条第二項に規定する更生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合にあっては、弁済が完了した時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

第五十一条第一項中「によって」を「により」に改める。

第五十二条第二項中「によって」を「により」に改め、同条第五項中「によって」を「により」に改め、「訴訟手続」の下に「（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」を加え、同条第六項中「によって」を「により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第五十二条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3　前項の場合においては、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員（民事再生法第百二十八条第二項に規定する否認権限を有する監督委員をいう。第五項において同じ。）に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があった後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は中断する。

5　前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を当然受継する。

第五十三条中「前条」を「第五十二条」に改める。

第六十条第一項中「管財人は、」の下に「共有者の間で」を加える。

第六十一条第一項中「当時」を「の時において」に、「を解除し」を「の解除をし」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第五十四条」に改める。

第六十三条を次のように改める。

（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と読み替えるものとする。

第七十二条第七項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第七十五条第一項中「裁判所は」の下に「、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、更生会社又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第七十七条第一項中「支配人その他の使用人」を「使用人その他の従業者並びにこれらの者であった者」に改め、同条第三項を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第八十条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第八十二条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十一条第四項若しくは第五項又は第十三条」を「第二百五十四条第六項又は第二百五十七条」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第八十五条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第八十六条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第八十六条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生会社がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生会社財産のために否認することができる。

3　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

第八十六条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第八十六条の二　更生会社が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条並びに第九十一条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一　更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人

二　更生会社の総株主の議決権の過半数を有する者

三　更生会社の総株主の議決権の過半数を子会社（法人が株式会社の総株主の議決権の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。以下この号において同じ。）又は親法人（子会社である株式会社又は有限会社の総株主の議決権の過半数又は総社員の議決権の過半数を有する法人をいう。以下この号において同じ。）及び子会社が有する場合における当該親法人

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第八十六条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が支払不能になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生会社の義務に属せず、又はその時期が更生会社の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第八十七条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第九十条の見出し中「知っていたことに基づく」を「要件とする」に改め、同条中「申立て」を「申立て等」に、「行為は、」を「行為（第八十六条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があった後にされたものであること又は」に改める。

第九十一条の見出し中「効果等」を「効果」に改め、同条第二項中「第八十六条第一項第四号に掲げる」を「第八十六条第三項に規定する」に、「善意であった」を「、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかった」に改め、同条第三項を削る。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（更生会社の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第九十一条の二　第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利

二　更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存しない場合　共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2　前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、更生会社が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が更

生会社がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合　更生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三　更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合　共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　管財人は、第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により更生会社財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、更生会社の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

第九十二条中「更生会社の」を「第八十六条の三第一項に規定する」に改める。

第九十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　転得者が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。

第九十三条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第九十八条を削る。

第九十七条中「更生手続開始の日」の下に「（更生手続開始の日より前に破産手続又は再生手続が開始されている場合にあっては、破産手続開始又は再生手続開始の日）」を加え、第三章第四節中同条を第九十八条とする。

第九十六条に次の二項を加え、同条を第九十七条とする。

5　第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6　第一項の訴えに係る訴訟手続は、第二百三十四条第二号又は第五号に掲げる事由が生じたときは、第五十二条第四項の規定にかかわらず、終了するものとする。

第九十五条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九十六条とする。

5　否認の請求の手続は、更生手続が終了したときは、終了する。

第九十四条を第九十五条とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第九十四条　第三十九条の二第一項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、更生手続開始の決定があったときは、管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2　管財人が更生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3　管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、第三十九条の二第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が更生会社財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を更生会社財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

4　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

第百一条第三項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百二条に次の一項を加える。

6　役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

第百四条第四項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百七条第三項中「次条第一項」の下に「又は第百十二条第二項」を加える。

第百十四条第一項第六号中「第十七条第二項第二号に規定する」を削る。

第百十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十二条第二項の決定があったときは、更生計画案の決議をするための関係人集会の期日を除き、届出をした更生債権者等を呼び出すことを要しない。

第百十五条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第百十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第百二十三条第一項中「受けたが」を「受けたにもかかわらず」に改める。

第百三十四条第三項中「並びに」の下に「開始後債権に基づく」を加える。

第百三十五条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは

「更生債権者又は更生担保権者」と読み替えるものとする。

第百三十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後更生債権を有する者は、議決権を有しない。

第百三十八条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同項第二号中「債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加える。

第百四十三条を次のように改める。

第百四十三条　削除

第百四十四条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第百四十六条第一項第一号中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同条第二項中「届出がされ」を「届出があり」に、「変更がされた」を「変更があった」に改め、同条第三項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第百四十七条第三項中「決定書」を「裁判書」に、「、株主等及び第四十三条第一項第四号に規定する財産所持者等」を「及び株主等」に改める。

第百四十八条第一項中「届出がされ」を「届出があり」に、「変更がされた」を「変更があった」に改め、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第百四十八条の二　前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の更生債権等を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2　前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4　前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5　第一項の場合において、同項の更生債権等を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした更生債権等の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6　前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一条第一項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同項ただし書中「第百五十六条及び第百五十八条」を「第百五十六条第一項並びに第百五十八条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加え、同条第五項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第百五十六条第一項中「優先権がある債権」の下に「又は約定劣後更生債権」を加える。

第百六十三条第四項中「は、管財人が当事者でない場合で」を「であって、管財人が当事者でないものは、」に、「終了するものとし、管財人が当事者でない場合で」を「中断するものとし、」に改め、「又は管財人が当事者である場合」を削る。

第百六十四条第二項中「刑事訴訟を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項後段を削り、同条第四項中「又は」の下に「第三項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項前段」を「第二項」に、「同項後段において準用する第百五十八条第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該届出があった請求権に関し更生手続開始当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする管財人は、当該届出があった請求権を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった請求権に関し更生手続開始当時更生会社の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

第百六十八条第一項第三号中「前号」の下に「及び次号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　約定劣後更生債権

第百八十九条第二項中「場合において」を「場合においては」に、「については」を「として」に、「定めるものとする」を「定めなければならない」に改め、同条第三項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第百九十六条第四項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第五項第二号ハ中「更生担保権者」の下に「の議決権の総額」を加える。

第百九十九条第五項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百条第一項第二号中「破産の場合に」を「破産手続が開始された場合に」に改める。

第二百二条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第百六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

一　更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合　約定劣後更生債権を有する者

二　更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合　株主等

第二百二条第五項中「第十六条」を「第十三条」に改める。

第二百四条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第二百八条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第二項を削る。

第二百三十八条第三項中「第十六条」を「第十三条」に改める。

第十二章を削る。

第二百五十四条を削る。

第二百五十三条中「第二百四十八条、第二百四十九条第六項、第二百五十条、第二百五十一条」を「第二百六十条、第二百六十一条第六項、第二百六十二条、第二百六十三条」に改め、第十一章中同条を第二百六十五条とする。

第二百五十二条第一項中「第二百四十六条から第二百四十八条まで及び第二百五十条」を「第二百五十八条から第二百六十条まで及び第二百六十二条」に、同条第八項中「これらの更生計画」を「当該更生計画」に改め、同条を第二百六十四条とする。

第二百五十一条を第二百六十三条とする。

第二百五十条第一項中「しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に、「、否認」を「、当該否認」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一　当該否認の登記

二　否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三　前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3　前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（更生手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。第五項において同じ。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の更生会社への移転の登記をしなければならない。

4　裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、更生会社について、更生計画認可の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

5　前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。この場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされているときは、登記官は、職権で、同項第二号及び第三号に掲げる登記の抹消に代えて、同項第二号に掲げる登記に係る権利の更生会社への移転の登記をしなければならない。

第二百五十条を第二百六十二条とする。

第二百四十九条第一項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改め、同条を第二百六十一条とする。

第二百四十八条第一項第一号中「第二十八条第一項」の下に「（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「に関し」の下に「第三十九条の二第一項若しくは」を、「第四十条第一項」の下に「（これらの規定を第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項を削り、同条を第二百六十条とする。

第二百四十七条を第二百五十九条とする。

第二百四十六条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第三十五条第二項の規定により指定された行為

第二百四十六条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条を第二百五十八条とする。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一節　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第二百四十六条　破産管財人は、破産者である株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、更生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（当該株式会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該株式会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは当該株式会社の使用人の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号

に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第四十三条第一項の規定による公告に、更生債権であって前項の破産手続において破産債権としての届出があったものを有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている更生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があった債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額（同条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があった破産債権にあっては、当該債権の額。次号において同じ。）及び原因の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額及び同号に掲げる更生債権の原因の届出

二　当該破産債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額並びに同項第一号に掲げる更生債権の原因の届出

三　破産法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第二号に掲げるその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる一般の優先権がある債権である旨の届出

四　破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があった債権についての同法第百十一条第一項第三号に掲げるその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

5　前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該破産債権としての届出をした者が有する第三項の破産債権としての届出があった債権については、適用しない。

第二節　再生手続から更生手続への移行

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第二百四十八条　再生手続における管財人は、再生債務者である株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2　裁判所は、更生手続によることが債権者の一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3　裁判所は、第一項の許可の申立てがあった場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、第二百四十六条第三項に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。

4　第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十九条　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第四十三条第一項の規定による公告に、更生債権であって前項の再生手続において再生債権としての届出があったものを有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている更生債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があった債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該再生債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出が

あった債権についての当該債権の額並びに同条第一項に規定する再生債権の原因及び議決権の額の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額並びに同号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

二　当該再生債権としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出　第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容及び原因並びに同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

三　民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があった債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出　第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

5　前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があった債権については、適用しない。

第三節　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第二百五十条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第二百五十一条　破産手続開始前の更生会社について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十二条　破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十三条　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十六条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の株式会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生会社につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十四条　破産手続開始前の株式会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失っ

た整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第二百五十二条第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第二百五十一条第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生会社について第二百五十一条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第二百五十二条第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは会社更生法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は同法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第六十二条第二項並びに第百二十八条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第二百五十七条において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の株式会社について第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第二百五十五条　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であって前項の更生手続において更生債権等としての届出があったものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている破産債権者に通知しなければならない。

3　第一項の規定による決定があった場合には、同項の更生手続において更生債権等としての届出があった債権については、当該更生債権等としての届出をした者（当該更生手続において当該届出があった債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

4　前項の場合においては、当該更生債権等としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一　第百三十六条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二　更生債権等としての届出があった債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出　破産法第百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三　第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額の届出　届出があった更生債権等の内容としての額から届出があった更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四　第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる債権についての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五　一般の優先権がある債権である旨の届出があった債権についての第百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出　破産法第百十一条第一項第二号に掲げる優先的破産債権である旨の届出

六　約定劣後更生債権である旨の届出があった債権についての第百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出　破産法第百十一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

七　更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。次項において同じ。）の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出　破産法第百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5　前二項の場合においては、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であって更生債権としての届出及び更生担保権としての届出の双方の届出があったものについて届出をしたものとみなされる破産債権の額は、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権の額として届出をしたものとみなされる額を合算したものとする。

6　前三項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が破産法第百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該更生債権等としての届出をした者が有する第三項の更生債権等としての届出があった債権については、適用しない。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第二百五十六条　第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第二百五十四条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十四条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第百六十三条第四項の規定により中断した第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものについて準用する。

第四節　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第二百五十七条　株式会社について再生事件が係属している場合において、第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

本則に次の一章を加える。

第十三章　罰則

（詐欺更生罪）

第二百六十六条　更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は株主等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　株式会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　株式会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　株式会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主等の不利益に処分し、又は債権

者、担保権者若しくは株主等に不利益な債務を株式会社が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第二百六十七条　株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に関し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務について、他の債権者又は担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその株式会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（管財人等の特別背任罪）

第二百六十八条　管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この項において「管財人等」という。）が法人であるときは、前項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十九条　第七十七条第一項に規定する者が同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第七十七条第一項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、同条第一項に規定する者の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第七十七条第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その更生会社の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条、第百二十六条又は第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社又は連結子会社の代表者等が、その更生会社の子会社又は連結子会社の業務に関し、同項（第三十四条第一項、第三十八条又は第百二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第二百七十条　更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者又は株主等を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（管財人等に対する職務妨害の罪）

第二百七十一条　偽計又は威力を用いて、管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第二百七十二条　管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である管財人等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第二百七十三条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第二百七十四条　第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十条、第二百七十一条及び前条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第二百六十八条及び第二百七十二条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第二百七十二条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第二百七十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条（第一項を除く。）、第二百七十条、第二百七十一条又は第二百七十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第二百七十六条　更生会社又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第三条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第七十一条」に改める。

第二条第二項中「法律第百九号）」の下に「の規定」を加える。

第八条第一項中「によってする」を「による」に改め、同条第三項中「によって」を「により」に改め、「次項に規定する場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

第八条第四項を次のように改める。

4　この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみなす。

第八条第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、承認管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十九条第一項ただし書（第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の許可があったときはその旨並びに承認管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第三十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨及び各承認管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

第九条第四項第一号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百十九条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第二百五十七条第一項又は第四項」に改め、同項第三号中「第二百四十六条第一項若しくは第四項」を「第二百五十八条第一項若しくは第四項」に改め、同条第六項中「によって」を「により」に改め、同条第七項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「強制和議認可の決定、」を削り、「によって」を「により」に改める。

第十条第六項第一号中「第百二十条（同法第百二十条ノ二」を「第二百五十八条第一項第二号若しくは第二百五十九条第一項第一号（同条第二項」に改め、「第十二条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二百四十八条第一項」を「第二百六十条第一項」に、「によって」を「により」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に改め、同条第七項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「強制和議認可の決定、」を削り、「によって」を「により」に改める。

第十四条第一項中「承認管財人又は保全管理人」を「承認管財人（承認管財人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は保全管理人（保全管理人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、同項第一号中「第三十一条第一項」の下に「の規定」を加え、「含む。）」の下に「の規定、第四十条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第三十五条第一項の規定」を加える。

第十七条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十八条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十四条第二項中「裁判所は」の下に「、前項の即時抗告があった場合において」を加える。

第二十五条第八項中「決定書」を「裁判書」に、「第八条第三項」を「第八条第三項本文」に改める。

第二十九条第一項中「その決定書」を「その裁判書」に改め、同項後段を削り、同条第三項から第五項までの規定中「決定書」を「裁判書」に改める。

第三十条第五項中「決定書」を「裁判書」に、「第八条第三項」を「第八条第三項本文」に改める。

第三十三条第四項及び第五項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第六項中「を記載した書面」を削り、「送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「及び第五項」を削り、同項を同条第七項とする。

第三十六条第三項から第五項までの規定中「によって」を「により」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　第三十五条の規定は、承認管財人代理について準用する。

第四十一条を次のように改める。

（承認管財人による調査）

第四十一条　承認管財人は、次に掲げる者に対して債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一　債務者

二　債務者の代理人

三　債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四　前号に掲げる者に準ずる者

五　債務者の従業者（第二号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であった者について準用する。

3　承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社（債務者が株式会社の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数又は有限会社の総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する持分についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）に対して、その日本国内における業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。債務者が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第一項に規定する大会社である場合における当該債務者の同条第四項に規定する連結子会社に対しても、同様とする。

4　債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該債務者の子会社とみなす。債務者の子会社又は債務者及びその子会社が他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する場合も、同様とする。

第四十三条第一項中「裁判所は」の下に「、承認管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは」を加え、「郵便物等」を「郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、外国管財人等又は承認管財人は、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第五十条第一項中「又はその承継人」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、承認管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の承認管財人がしなければならない。

第五十二条第二項及び第三項中「決定書」を「裁判書」に改め、同条第四項中「及び第五項」を削る。

第五十五条第一項中「第四十九条」を「第四十条第三項及び第四十九条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条第二項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は承認管財人」と、同条第三項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人、承認管財人」と読み替えるものとする。

第五十六条第一項第三号中「破産終結の決定、強制和議認可の決定」を「破産手続終結の決定」に改める。

第五十七条第六項、第五十八条第六項、第五十九条第五項及び第六十条第六項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十一条第二項中「破産終結の決定」を「破産手続終結の決定」に改め、「又は強制和議認可の決定、」を「、又は」に改める。

第六十三条第五項中「決定書」を「裁判書」に改める。

第六十五条から第六十九条までを次のように改める。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第六十五条　第四十一条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第四十一条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者（以下この項において「報告義務者」という。）の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項（これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　債務者又はその法定代理人が第四十一条第一項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第四十一条第三項に規定する債務者の子会社（同条第四項の規定により債務者の子会社とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）又は連結子会社の代表者等が、その債務者の子会社又は連結子会社の業務に関し、同条第三項（第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

（承認管財人等に対する職務妨害の罪）

第六十六条　偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第六十七条　承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理（次項において「承認管財人等」という。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その承認管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職

務を行うその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　前各項の場合において、犯人又は法人である承認管財人若しくは保全管理人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第六十八条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項又は第四項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十九条　第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2　承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第四十条第三項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する第三十五条第一項の規定に違反したときも、前項と同様とする。

本則に次の二条を加える。

(国外犯)

第七十条　第六十六条及び第六十八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

2　第六十七条の罪は、刑法第四条の例に従う。

(両罰規定)

第七十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十五条(第一項を除く。)、第六十六条、第六十八条又は第六十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条—第三十条」に、「第十一節　雑則(第百五十九条—第百六十七条)」を

「第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等
第一款　破産手続から更生手続への移行(第百五十八条の二・第百五十八条の三)
第二款　再生手続から更生手続への移行(第百五十八条の四・第百五十八条の五)
第三款　更生手続から破産手続への移行(第百五十八条の六—第百五十八条の十二)
第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行(第百五十八条の十三)
第十二節　雑則(第百五十九条—第百六十七条)」

に、「第百九十四条・第百九十五条」を「第百九十四条—第百九十五条」に、「第十一節　雑則(第三百三十二条—第三百四十条)」を

「第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等
第一款　破産手続から更生手続への移行(第三百三十一条の二・第三百三十一条の三)
第二款　再生手続から更生手続への移行(第三百三十一条の四・第三百三十一条の五)
第三款　更生手続から破産手続への移行(第三百三十一条の六—第三百三十一条の十二)
第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行(第三百三十一条の十三)
第十二節　雑則(第三百三十二条—第三百四十条)」

に、「第三百八十三条」を「第三百八十三条の二」に、

「第一節　管轄の特例等(第四百四十六条—第四百四十九条)
第二節　監督庁による再生手続開始の申立て等(第四百五十条—第四百五十六条)
第三節　預金保険機構の権限(第四百五十七条—第四百七十三条)
第四節　投資者保護基金の権限(第四百七十四条—第四百八十九条)」

を

「第一節　監督庁による再生手続開始の申立て等(第四百四十六条—第四百五十六条)
第二節　預金保険機構の権限(第四百五十七条—第四百七十三条)
第三節　投資者保護基金の権限(第四百七十四条—第四百八十九条)」

に、

「第一節　管轄の特例等(第四百九十条—第四百九十二条)
第二節　監督庁による破産の申立て等(第四百九十三条—第四百九十六条)
第三節　預金保険機構の権限(第四百九十七条—第五百九条の二)
第四節　投資者保護基金の権限(第五百十条—第五百二十二条)
第五節　保険契約者保護機構の権限(第五百二十三条—第五百三十七条)」

を

「第一節　監督庁による破産手続開始の申立て等(第四百九十条—第四百九十六条)
第二節　預金保険機構の権限(第四百九十七条—第五百十三条)
第三節　投資者保護基金の権限(第五百十四条—第五百二十九条)
第四節　保険契約者保護機構の権限(第五百三十条—第五百四十七条)」

に、「第五百三十八条」を「第五百四十八条」に、「第五百三十九条—第五百四十七条」を「第五百四十九条—第五百六十条」に改める。

第四条第五項中「この章」の下に「（第百五十八条の六及び第百五十八条の十一第一項を除く。）」を加え、同条第八項第六号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第五十八条第二項」に改め、同項第七号中「第六十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第八号中「第九十一条第三項第三号又は第四号」を「第九十一条の二第二項第二号又は第三号」に改める。

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条中「第十四条及び第十五条」を「第十一条及び第十二条」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第十五条第一項第一号」を「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条を第十二条とし、第二章第一節中同条の次に次の二条を加える。

（最高裁判所規則）

第十三条　この章並びに第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、協同組織金融機関の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第十四条　削除

第十五条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十六条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第十七条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第十八条中「に係る」を「についての」に改め、「更生特例法第二十五条第二項」と」の下に「、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と」を加える。

第二十四条第一項中「並びに第八十二条第一項及び第二項」を「及び第八十二条第一項から第三項まで」に、「同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」を「同法第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」とあるのは、「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第二十四条に次の一項を加える。

4　会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。

第二十八条中「（協同組合による金融事業に関する法律」を「、「（協同組合による金融事業に関する法律」に改め、「、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と」を削る。

第二十九条第二号中「次条」の下に「若しくは第三十条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（否認権のための保全処分）

第二十九条の二　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　会社更生法第三十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による保全処分について準用する。この場合において、同条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第三十一条中「整理手続」と」の下に「、同法第四十二条第二項中「第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条若しくは第百三十九条、更生特例法第八十二条において準用する第百四十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第八十四条」と」を加え、「同条第二項」を「同条第三項第四号」に改める。

第三十三条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生協同組織金融機関が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生協同組織金融機関との間において、更生手続開始前に、当該協同組織金融機関について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下この章において同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）」を加える。

第三十四条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「第四十七条」の下に「及び第四十七条の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十七条第七項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同法第四十七条の二中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項中「第四十八条第一項及び第四十九条」を「第四十八条から第四十九条の二まで」に、「第四十九条第二号及び第四号中「、整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と」を「第四十九条第一項第四号中「、整理開始又は特別清算開始」とあるのは「又は整理開始」と」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「及び企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」を「及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」に改め、「準用する第二十四条第二項」と」の下に「、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第百二十五条第二項において準用する第二百四条第二項」と」を加える。

第三十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「第二百三十四条第三号又は第四号」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第三号又は第四号」と、「第九十七条第一項」とあるのは「更生特例法第六十条において準用する第九十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第三十七条の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　会社更生法第五十二条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により訴訟手続が中断した場合について準用する。

第四十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2　破産法第五十四条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第八項に規定する更生債権をいう。）」と読み替えるものとする。

第四十二条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始の決定」と、同項及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と読み替えるものとする。

第四十九条中「「（協同組合による金融事業に関する法律」を「「（協同組合による金融事業に関する法律」に改め、「、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と」を削る。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第五十二条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第五十四条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第十一条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第十二条において準用する同法第十三条」を「第百五十八条の十第六項又は第百五十八条の十三」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第五十六条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第五十七条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　更生協同組織金融機関が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の

当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生協同組織金融機関が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生協同組織金融機関がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

3　更生協同組織金融機関が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第五十七条の二　更生協同組織金融機関が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生協同組織金融機関において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生協同組織金融機関が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第五十七条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一　更生協同組織金融機関が支払不能（更生協同組織金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。）になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその時期が更生協同組織金融機関の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人である場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生協同組織金融機関の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第五十八条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権又は第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第六十条中「第九十七条まで」を「第九十八条まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条第三項」と、同条第一項並びに同法第九十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第九十四条第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項若しくは第三項又は第五十七条の二第一項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の二第二項各

号に掲げる者のいずれか」とあるのは「更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の三第一項」とあるのは「更生特例法第五十七条の三第一項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の二第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第二項において準用する第三十九条の二第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは「更生特例法第百五十条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　削除

第六十六条中「第十七条第二項第二号に規定する」を削り、「第百十五条第三項」を「第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項」に改める。

第六十八条及び第六十九条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十一条」に改める。

第八十条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条及び第百五条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項、第三項及び第四項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続をいう。）に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十三項に規定する更生債権者等をいう。）」と読み替えるものとする。

第八十一条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十六条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第八十七条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「、同法第百四十七条第三項中「第四十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項第四号」と」を削る。

第八十九条第一項中「第百六十四条第一項から第四項まで」を「第百六十四条第一項から第四項まで」に改め、同条第二項中「異議又は」の下に「同条第三項の規定による」を加え、「「更生特例法第八十一条」を「、「更生特例法第八十一条」に改め、「、同法第百六十条中「第百五十二条第一項」とあるのは「更生特例法第八十八条において準用する第百五十二条第一項」と」を削る。

第九十三条第一項第三号中「前号」の下に「及び次号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　約定劣後更生債権

第百十三条及び第百二十条第二項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第百二十三条後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号又は第五号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

第百二十五条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第百二十六条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第百四十九条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第九十三条第一項第四号又は第五号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第十二条」と読み替えるものとする。

第百五十二条第一項及び第百五十五条第二項中「第十六条」を「第十三条」に、「第十四条」を「第十二条」に改める。

第百五十九条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二十四条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第二十五条第二項の規定により指定された行為

第百五十九条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「において準用する会社更生法」を「（第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法」に改

め、同項第二号中「第三十条第一項」を「第二十九条の二第一項若しくは第三十条第一項（これらの規定を第三十一条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「会社更生法」を「同法」に改め、同条第五項を削る。

第百六十二条第二項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第百六十三条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に、「同条第二項」を「同条第六項」に改め、「、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十五条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と」を削る。

第百六十五条第一項中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改め、同条第六項中「第二百五十二条第七項」を「第二百六十四条第七項」に改め、同条第七項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改める。

第百六十六条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改める。

第百六十七条を次のように改める。

第百六十七条　削除

第二章中第十一節を第十二節とし、第十節の次に次の一節を加える。

第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一款　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第百五十八条の二　会社更生法第二百四十六条の規定は、破産者である協同組織金融機関に第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十六条第四項中「第二十条第一項」とあるのは、「更生特例法第十八条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の三　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同条第四項第二号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第百五十八条の四　会社更生法第二百四十八条の規定は、再生債務者である協同組織金融機関に第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十八条第三項中「第二百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第百五十八条の二において準用する第二百四十六条第三項」と、同条第四項中「第二十条第一項」とあるのは「更生特例法第十八条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の五　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三款　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第百五十八条の六　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第百五十八条の七　破産手続開始前の更生協同組織金融機関について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第三十六条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生協同組織金融機関についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生協同組織金融機関について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生協同組織金融機関について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第百五十八条の八　破産手続開始前の協同組織金融機関について第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該協同組織金融機関に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該協同組織金融機関について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生協同組織金融機関について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第百五十八条の九　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第百五十八条の十二第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の協同組織金融機関につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生協同組織金融機関につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生協同組織金融機関につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第百五十五条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第百五十八条の十　破産手続開始前の協同組織金融機関に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った整理手続における整理開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第百五十八条の八第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第百五十八条の七第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生協同組織金融機関について第百五十八条の七第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第百五十八条の八第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第十九条において準用する会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十六条において準用する会社更生法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十二条第二項に規定する請求権並びに第七十五条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第百五十八条の十三において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の協同組織金融機関について第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第百五十八条の十一　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第八十八条において準用する会社更生法第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第百三十六条第一項第三号ロからニまで」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第一項第三号ロからニまで」と、「第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」と、同項第二号から第四号までの規定中「第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」と、同項第三号中「第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」と、同項第四号中「第百三十六条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第八十条第一項において準用する第百三十六条第二項第一号から第三号まで」と、同項第五号及び第六号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第二号」と、同項第七号中「第百三十八条第一項第三号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項第三号」とあるのは「更生特例法第八十一条第四号に掲げる事由が生じた場合において、第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第三十七条において準用する同法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第三十七条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第三十七条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第六十条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の協同組織金融機関についての更生事件に係

るものは、その中断の日から一月（その期間中に第百五十八条の九第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第百五十八条の十第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第百五十八条の十第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第八十八条において準用する会社更生法第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第八十八条において準用する同法第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第八十八条において準用する同法第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第八十八条において準用する同法第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第八十八条において準用する会社更生法第百六十三条第四項の規定により中断した第八十八条において準用する同法第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の協同組織金融機関についての更生事件に係るものについて準用する。

第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第百五十八条の十三　協同組織金融機関について再生事件が係属している場合において、第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第百五十二条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

第百六十九条第五項中「この章」の下に「（第三百三十一条の六及び第三百三十一条の十一第一項を除く。）」を加え、同条第八項第六号中「第六十三条」を「第五十八条第二項」に改め、同項第七号中「第六十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第八号中「第九十一条第三項第三号又は第四号」を「第九十一条の二第二項第二号又は第三号」に改める。

第百七十六条及び第百七十七条を削る。

第百七十八条中「第十四条及び第十五条」を「第十一条及び第十二条」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第十五条第一項第一号」を「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号」に改め、同条を第百七十六条とする。

第百七十九条を第百七十七条とし、第三章第一節中同条の次に次の二条を加える。

（最高裁判所規則）

第百七十八条　この章並びに次章第三節及び第六節に定めるもののほか、相互会社の更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第百七十九条　削除

第百八十条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百八十一条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「によって」を「の規定により」に、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百八十二条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

第百八十三条中「に係る」を「についての」に改め、「第百九十条第二項」と」の下に「、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と」を加える。

第百八十九条第一項中「並びに第八十二条第一項及び第二項」を「及び第八十二条第一項から第三項まで」に改め、「第一条の二第四項」と」の下に「、同法第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を除く。）」とあるのは、「訴訟手続」と読み替えるものとする。

第百八十九条に次の一項を加える。

5　会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。

第百九十四条第二号中「次条」の下に「若しくは第百九十五条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（否認権のための保全処分）

第百九十四条の二　裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2　会社更生法第三十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による保全処分について準用する。この場合において、同条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第百九十六条中「第三項を除く」を「第三項第二号を除く」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第百八十条」と、同法第四十二条第二項中「第百三十八条から第百四十条まで又は第百四十二条」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条若しくは第百三十九条、更生特例法第二百四十九条において準用する第百四十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第二百五十一条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第百九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第百九十条第一項各号」と、同条第三項第四号中「第三十九条」とあるのは

「更生特例法第百九十四条」と、同条第四項第二号中「債務」とあるのは「基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務」と、「株主等」とあるのは「基金の拠出者」と、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで及び前項」とあるのは「第三項第一号及び第三号並びに前項」と、「第三項第一号及び第二号並びに前項」とあるのは「第三項第一号及び前項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節第二款」と、同条第三項中「第四号」とあるのは「第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

第百九十八条第三項第一号中「知れている更生債権者」の下に「（更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、当該会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下この章において同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者及び更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該基金の拠出者を除く。）」を加える。

第百九十九条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「第四十七条」の下に「及び第四十七条の二」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第四十七条第六項中「約定劣後更生債権である更生債権」とあるのは「約定劣後更生債権である更生債権及び基金に係る更生債権」と、同条第七項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

第二百条第一項中「第四十八条第一項及び第四十九条」を「第四十八条から第四十九条の二まで」に改め、同条第二項を削る。

第二百一条中「準用する第二十四条第二項」と」の下に「、同条第十一項中「第二百四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十五条第二項において準用する第二百四条第二項」と」を加える。

第二百二条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「第二百三十四条第三号又は第四号」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第三号又は第四号」と、「第九十七条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第九十七条第一項」と読み替えるものとする。

第二百二条の次に次の一条を加える。

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第二百二条の二　民法第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2　会社更生法第五十二条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により訴訟手続が中断した場合について準用する。

第二百六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　破産法第五十四条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、破産法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）」と、「破産財団」とあるのは「更生会社財産（同条第十四項に規定する更生会社財産をいう。）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3　破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第九項に規定する更生債権者をいう。）」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第八項に規定する更生債権をいう。）」と読み替えるものとする。

第二百七条第二項を次のように改める。

2　破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始の決定」と、同項及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する

法律第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「相互会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と読み替えるものとする。

第二百十八条の次に次の一条を加える。

（管財人の情報提供努力義務）

第二百十八条の二　管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対し、更生手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第二百二十条第一項中「又はその承継人」を削り、同条第三項中「第百七十六条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第百七十七条において準用する同法第十三条」を「第三百三十一条の十第六項又は第三百三十一条の十三」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならない。

第二百二十二条の見出しを「（財産状況報告集会への報告）」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

（更生債権者等を害する行為の否認）

第二百二十三条　次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が更生債権者等を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二　更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　更生会社がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、更生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、更生会社財産のために否認することができる。

3　更生会社が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

第二百二十三条の次に次の二条を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第二百二十三条の二　更生会社が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害する処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

第二百二十三条の三　次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一　更生会社が支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。）になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ　当該行為が更生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合　更生手続開始の申立て等があったこと。

二　更生会社の義務に属せず、又はその時期が更生会社の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能

であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一　債権者が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人である場合

二　前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

3　第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

第二百二十四条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

第二百二十六条中「第九十七条まで」を「第九十八条まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第三項」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項若しくは第三項又は第二百二十三条の二第一項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれか」とあるのは「更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の三第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十三条の三第一項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の二第二項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第二項において準用する第三十九条の二第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは「更生特例法第三百二十三条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条　削除

第二百三十二条中「第十七条第二項第二号に規定する」を削り、「第百十五条第三項」を「第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項」に改める。

第二百三十四条及び第二百三十五条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第百七十八条」を「第百七十六条」に改める。

第二百四十七条第二項を次のように改める。

2　破産法第百四条及び第百五条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第一項に規定する更生手続をいう。）に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。）」と読み替えるものとする。

第二百四十七条に次の一項を加える。

3　第一項において準用する会社更生法第百三十六条第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該基金の拠出者は、議決権を有しない。

第二百四十八条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「含む。）」と」の下に、「同項第二号中「又は約定劣後更生債権」とあるのは「、約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と」を加える。

第二百五十二条を次のように改める。

第二百五十二条　削除

第二百五十三条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

第二百五十四条中「第百四十六条第一項第一号中」の下に「「又は約定劣後更生債権」とあるのは「、約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、」を加え、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「、同法第百四十七条第三項中「第四十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項第四号」と」を削る。

第二百五十五条中「この場合において」の下に「、同法第百五十一条第一項及び第三項並びに第百五十六条第一項中「又は約定劣後更生債権」とあるのは「、約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と」を加える。

第二百五十六条第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第二項中「異議又は」の下に「同条第三項の規定による」を加え、「「更生特例法第二百四十八条」を「、「更生特例法第二百四十八条」に改め、「、同法第百六十条中「第百五十二条第一項」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第百五十二条第一項」と」を削る。

第二百六十条第一項第三号中「前号」の下に「、次号及び第五号」を加え、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　約定劣後更生債権

五　基金に係る更生債権

第二百八十二条及び第二百九十条第二項中「第百十五条第一項」を「第百十五条第一項本文」に改める。

第二百九十三条後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第百七十七条」と読み替えるものとする。

第二百九十三条に次の一項を加える。

2　前項において準用する会社更生法第二百二条第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもって基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、基金の拠出者は、更生計画の内容が第二百六十条第一項第五号に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

第二百九十五条第一項中「免かれ」を「免れ」に改める。

第二百九十六条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第三百六条第五項中「同じ。」を「同じ。」と」に改める。

第三百二十二条第三項中「会社更生法」を「第二百九十三条第二項及び会社更生法」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二百九十三条第二項中「前項において準用する会社更生法第二百二条第一項」とあるのは「第三百二十二条第二項」と、同法第二百二条第二項中「第百六十八条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号又は第六号」と、同条第五項中「第十三条」とあるのは「更生特例法第百七十七条」と読み替えるものとする。

第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第十六条」を「第十三条」に、「第百七十九条」を「第百七十七条」に改める。

第三百三十二条第五項を次のように改める。

5　前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一　前項に規定する保全管理命令の登記　保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第百八十九条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容

二　前項に規定する監督命令の登記　監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第百九十条第二項の規定により指定された行為

第三百三十二条第九項中「によって」を「により」に改め、同条第十項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百三十四条第一項第一号中「において準用する会社更生法」を「（第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法」に改め、同項第二号中「第百九十五条第一項」を「第百九十四条の二第一項若しくは第百九十五条第一項（これらの規定を第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「会社更生法」を「同法」に改め、同条第五項を削る。

第三百三十五条第二項中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第三百三十六条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に、「同条第二項」を「同条第六項」に改め、「、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と」を削る。

第三百三十八条第一項中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改め、同条第六項中「第二百五十二条第三項」を「第二百六十四条第三項」に改め、同条第七項中「第二百五十二条第四項」を「第二百六十四条第四項」に改め、同条第八項中「第二百五十二条第七項」を「第二百六十四条第七項」に改め、同条第九項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改める。

第三百三十九条中「第二百五十条」を「第二百六十二条」に改める。

第三百四十条を次のように改める。

第三百四十条　削除

第三章中第十一節を第十二節とし、第十節の次に次の一節を加える。

第十一節　更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等

第一款　破産手続から更生手続への移行

（破産管財人による更生手続開始の申立て）

第三百三十一条の二　会社更生法第二百四十六条の規定は、破産者である相互会社に第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十六条第四項中「第二十条第一項」とあるのは、「更生特例法第百八十三条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の三　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該破産手続において破産債権としての届出があったもの（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第百三十八条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号及び第四号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二款　再生手続から更生手続への移行

（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）

第三百三十一条の四　会社更生法第二百四十八条の規定は、再生債務者である相互会社に第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実がある場合について準用する。この場合において、同法第二百四十八条第三項中「第二百四十六条第三項」とあるのは「更生特例法第三百三十一条の二において準用する第二百四十六条第三項」と、同条第四項中「第二十条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十三条において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の五　裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があった再生債権の内容及び原因、民事再生法第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であって当該再生手続において再生債権としての届出があったもの（同法第九十七条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第百九十六条において準用する第四十三条第一項」と、同条第三項及び第五項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号」と、同項第三号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三款　更生手続から破産手続への移行

（更生手続開始の決定があった場合の破産事件の移送）

第三百三十一条の六　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があった場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第三百三十一条の七　破産手続開始前の更生会社について更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定があった場合には、第二百一条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定があった場合も、同様とする。

2　前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

3　第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第三百三十一条の八　破産手続開始前の相互会社について第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該相互会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該相互会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

2　破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第三百三十一条の九　裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項

に規定する保全管理命令又は同法第百七十一条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第三百三十一条の十二第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一　破産手続開始前の相互会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合

二　破産手続開始前の更生会社につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合

三　破産手続開始後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に第三百二十八条第一項において準用する会社更生法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2　裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3　第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。

4　破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第三百三十一条の十　破産手続開始前の相互会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第百六十条（第一項第一号を除く。）、第百六十二条（第一項第二号を除く。）、第百六十三条第二項、第百六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十六条並びに第百六十七条第二項（同法第百七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、更生手続開始の申立て等（更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該相互会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。）は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一　第三百三十一条の八第一項本文の規定による破産手続開始の決定があった場合

二　更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があった場合

三　更生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由の発生後又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定後に、破産手続開始の決定があった場合

四　第三百三十一条の七第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があった場合

2　更生計画不認可又は更生手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、次に掲げる決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

一　更生手続開始の決定

二　更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の決定

3　破産手続開始後の更生会社について第三百三十一条の七第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があった場合又は第三百三十一条の八第二項の規定による破産手続開始の決定があった場合における破産法の関係規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

4　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百七十六条前段の規定の適用については、更生計画認可の決定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

5　第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があった場合における破産法第百四十八条第一項第三号の規定の適用については、同号中「包括的禁止命令」とあるのは「包括的禁止命令若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十四条において準用する会社更生法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令」と、「期間がある」とあるのは「期間又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百一条において準用する会社更生法第五十条第二項の規定により国税滞納処分をすることができない期間がある」とする。

6　前項に規定する破産手続開始の決定があった場合には、共益債権（更生手続が開始されなかった場合における第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十二条第二項に規定する請求権並びに第二百四十一条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第三百三十一条の十三において同じ。）は、財団債権とする。破産手続開始後の相互会社について第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第三百三十一条の十一　裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した更生手続において届出があった更生債権等の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五十五条において準用する会社更生法第百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の数、更生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であって当該更生手続において更生債権等としての届出があったもの（租税等の請求権及び第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権を除く。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2　会社更生法第二百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による決定があった場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第百三十六条第一項第三号ロからニまで」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第一項第三号ロからニまで」と、「第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第三号又は第二項第三号」と、同項第二号から第四号までの規定中「第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号」と、同項第三号中「第百三十六条第一項第三号ロからニまで」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イ」と、同項第四号中「第百三十六条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第二百四十七条第一項において準用する第百三十六条第二項第一号から第三号まで」と、同項第五号及び第六号中「第百三十八条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第二号」と、同項第七号中「第百三十八条第一項第三号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第三百三十一条の十二　第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第二百二条において準用する同法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

2　前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3　第一項の場合において、第二百二条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4　第二百二条において準用する会社更生法第五十二条第四項の規定により中断した第二百二十六条において準用する同法第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の相互会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第三百三十一条の九第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第三百三十一条の十第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第三百三十一条の十第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5　第二百五十五条において準用する会社更生法第百六十三条第一項の規定により引き続き係属するものとされる第二百五十五条において準用する同法第百五十一条第一項本文に規定する更生債権等査定申立ての手続及び第二百五十五条において準用する同法第百五十三条第一項に規定する価額決定の申立ての手続は、第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第二百五十五条において準用する同法第百六十三条第三項の規定は、適用しない。

6　第四項の規定は、第二百五十五条において準用する会社更生法第百六十三条第四項の規定により中断した第二百五十五条において準用する同法第百五十二条第一項に規定する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であって破産手続開始前の相互会社についての更生事件に係るものについて準用する。

第四款　更生手続の終了に伴う再生手続の続行

第三百三十一条の十三　相互会社について再生事件が係属している場合において、第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第三百二十五条第一項において準用する同法第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が続行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

第三百四十二条の表第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条	この法律	この法律並びに更生特例法第四章第一節、第三節及び第四節

第三百四十二条の表第二百四十九条第一項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百六十一条第一項」に改め、同表第二百四十九条第四項の項中「第二百四十九条第四項」を「第二百六十一条第四項」に改め、同表第二百四十九条第四項第二号の項中「第二百四十九条第四項第二号」を「第二百六十一条第四項第二号」に改め、同表第二百四十九条第五項の項中「第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百四十九条第六項の項中「第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に改め、同表第二百五十二条第八項の項中「第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百五十二条第七項中「「理事」を「、「理事」に改め、「、「支配人」とあるのは「参事等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と」を削る。

第三百五十五条中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第三百五十六条の見出しを「（登記嘱託書等の添付書面等）」に改める。

第三百五十八条の表第十四条第一項の項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条	この法律	この法律並びに更生特例法第四章第二節、第三節及び第六節

第三百五十八条の表第二百四十九条第一項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百六十一条第一項」に改め、同表第二百四十九条第四項の項中「第二百四十九条第四項」を「第二百六十一条第四項」に改め、同表第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に改め、同表第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百四十六条第一項」を「第二百四十九条第一項」に改め、同表第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百四十九条第六項」を「第二百六十一条第六項」に改め、同表第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百四十九条第一項」を「第二百四十九条第一項」に改め、同表第二百四十九条第四項の項中「第二百四十九条第四項」を「第二百六十一条第四項」に改め、同表第二百四十九条第五項」を「第二百六十一条第五項」に改め、同表第二百五十二条第八項」を「第二百六十四条第八項」に改め、同表第二百五十四条の項を削る。

第三百四十六条第一項」を「第二百四十九条第一項」に改める。

第三百七十四条中「第二百四十六条第一項」を「第二百五十八条第一項」に改める。

第三百七十五条の見出しを「（登記嘱託書等の添付書面等）」に改める。

第三百七十六条を次のように改める。

（定義）

第三百七十六条　この節から第六節までにおいて「更生手続」、「更生事件」、「更生債権者等」、「裁判所」、「更生債権等」、「更生債権者」、「更生債権」又は「更生計画」とは、株式会社についてはそれぞれ会社更生法第二条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいい、協同組織金融機関についてはそれぞれ第四条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいい、相互会社についてはそれぞれ第百六十九条に規定する更生手続、更生事件、更生債権者等、裁判所、更生債権等、更生債権者、更生債権又は更生計画をいう。

第三百七十七条第一項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百七十九条を削る。

第三百七十八条第一項中「前条第一項」を「第三百七十七条第一項」に改め、同条を第三百七十九条とし、第三百七十七条の次に次の一条を加える。

（更生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第三百七十八条　監督庁は、会社更生法第九条前段（第九条及び第百七十四条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定にかかわらず、前条第一項の規定による更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項及び第三百八十三条第一項中「の申立てを」を「の規定による申立てを」に改める。

第四章第三節中第三百八十三条の次に次の一条を加える。

（更生事件の通知の特例）

第三百八十三条の二　金融機関等及び証券会社に係る更生事件についての会社更生法第四十二条第二項（第三十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、知れている更生債権者等の数が千人以上であるものとみなす。

第三百八十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第三百八十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第三百八十六条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項（」を「第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項」に、「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項第一号」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第三百八十九条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「関係人集会を招集する」を「関係人集会が招集された」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第三百九十条第二項中「預金等債権に係る債権者」を「預金者等」に改める。

第三百九十二条第四項中「第百三十八条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百三十八条第一項各号（第八十一条において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第三百九十八条中「含む。）において準用する場合を含む。）」を「含む。）」に、「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改める。

第三百九十九条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百三条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四百四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該証券会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第四百五条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項第一号の規定」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百八条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「関係人集会を招集する」を「関係人集会が招集された」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百九条第二項中「顧客債権に係る債権者」を「顧客」に改める。

第四百十一条第四項中「第百三十八条第一項に規定する」を「第百三十八条第一項各号に掲げる」に改める。

第四百十七条中「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項の規定にかかわらず」に改める。

第四百十八条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百二十一条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四百二十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「更生債権者である」を「当該保険会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる」に改める。

第四百二十三条に見出しとして「（更生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第四十三条第二項前段」を「第四十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項（」を「第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項」に、「第四十三条第四項」を「第四十三条第五項」に、「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項第一号」に、「第四十四条第三項」を「第四十四条第三項本文」に改め、同条第四項中「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、更生債権等の届出をすべき期間に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第四百二十六条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「関係人集会を招集する」を「関係人集会が招集された」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）の決定があったときは、この限りでない。

第四百二十七条第二項中「保険契約に係る権利を有する者」を「保険契約者等」に改める。

第四百二十九条第四項中「第百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する」を「第百三十八条第一項各号（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に掲げる」に改める。

第四百三十五条中「の費用は」を「に関する費用は、同法第百四十八条第二項（第二百五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改める。

第四百三十六条第一項中「更生債権者等」の下に「（会社更生法第四十二条第二項（第百九十六条において準用する場合を含む。）に規定する届出をした更生債権者等をいう。）」を加える。

第四百三十九条中「第六十一条」を「第六十一条第一項から第四項まで」に改める。

第四百四十条第一項中「第五百三十六条第一項」を「第五百四十六条第一項」に、「第五百三十六条及び第五百三十七条」を「第五百四十六条及び第五百四十七条」に改める。

第四百四十三条第一項中「第百四十八条まで」を「第百四十八条の二まで」に改める。

第五章第一節を削る。

第四百五十条第一項中「破産の原因たる事実」を「破産手続開始の原因となる事実」に改め、第五章第二節中同条を第四百四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第四百四十七条　監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、前条第一項の規定による再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百五十一条第一項中「前条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改め、同条を第四百四十八条とする。

第四百五十二条第一項中「、第二十七条第一項、第三十条第一項」を「又は第二十七条第一項」に、「及び第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する」を「の

規定による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十六条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十六条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十六条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十七条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止の命令、同法第二十七条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十七条第四項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十九条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

第四百五十二条を第四百四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（保全処分の申立て等）

第四百五十条　金融機関について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第三十条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第三十条第一項の規定による保全処分又は同条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令の申立て等）

第四百五十一条　金融機関について再生手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、民事再生法第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、民事再生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第七十九条第一項の処分又は同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百五十三条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第四百五十二条とする。

第四百五十四条第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第四百五十三条とする。

第四百五十五条を削る。

第四百五十六条を第四百五十四条とし、第五章第二節中同条の次に次の二条を加える。

（再生事件の管轄、移送及び通知の特例）

第四百五十五条　金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2　金融機関及び証券会社に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第四百五十六条　削除

第五章中第二節を第一節とする。

第四百五十七条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第四百五十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第四百五十九条に見出しとして「（再生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第三十五条第二項の規定による送達」を「第三十五条第三項第一号の規定による通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければ」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第四百六十一条第一項」を「第四百六十三条第一項」に、「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に、「同条第二項又は同法第三十七条」を「同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「第三十四条により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百六十九条及び第四百七十条を削る。

第四百六十八条第一項中「再生債務者等」の下に「（民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「民事再生法」を「同法」に改め、「をいう。」の下に「以下この章において同じ。」を加え、同条を第四百七十条とする。

第四百六十七条中「この条」を「この章」に改め、「費用は」の下に「、同条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条を第四百六十九条とする。

第四百六十六条第二項中「第四百六十一条第三項」を「第四百六十三条第三項」に改め、同条を第四百六十八条とする。

第四百六十五条を第四百六十七条とする。

第四百六十四条中「第四百六十二条」を「第四百六十四条」に、「調査期間内」を「調査」に改め、同条を第四百六十六条とする。

第四百六十三条を第四百六十五条とする。

第四百六十二条の見出しを「（預金者表の提出の効果）」に改め、同条中「第四百六十条第四項前段」を「第四百六十二条第四項前段」に改め、同条を第四百六十四条とする。

第四百六十一条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四百六十三条とする。

第四百六十条第一項中「前条第二項」を「第四百五十九条第二項」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「（民事再生法第九十四条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条を第四百六十二条とする。

第四百五十九条の次に次の二条を加える。

（債権者集会の期日の通知）

第四百六十条　裁判所書記官は、金融機関の再生手続において、債権届出期間（民事再生法第九十四条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、同法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第四百六十一条　機構が第四百六十三条第一項の規定による預金者表の提出をする前における民事再生法第百十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第四百六十七条の規定は、機構が民事再生法第百十七条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百六十七条中「機構代理預金者」とあるのは、「預金者等」と読み替えるものとする。

第四百七十二条第一項中「第四百六十八条第一項」を「第四百七十条第一項」に改め、同条第二項中「第四百六十条第二項」を「第四百六十二条第二項」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。

第四百七十四条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第四百七十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（包括的禁止命令に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第四百七十六条に見出しとして「（再生手続開始の決定等に関する通知の特例）」を付し、同条第一項中「第三十五条第二項の規定による送達」を「第三十五条第三項第一号の規定による通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければ」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第四百七十八条第一項」を「第四百八十条第一項」に、「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に、「同条第二項又は同法第三十七条」を「同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「第三十四条により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第四百八十六条及び第四百八十七条を削る。

第四百八十五条第一項中「（民事再生法第百二条第一項に規定する届出再生債権者をいう。）」を削り、同条を第四百八十七条とする。

第四百八十四条中「民事再生法第百三条第一項に規定する」及び「（以下この条において「特別調査期間」という。）」を削り、「費用は」の下に「、民事再生法第百三条第二項の規定にかかわらず」を加え、同条を第四百八十六条とする。

第四百八十三条第二項中「第四百七十八条第三項」を「第四百八十条第三項」に改め、同条を第四百八十五条とする。

第四百八十二条を第四百八十四条とする。

第四百八十一条中「第四百七十九条」を「第四百八十一条」に、「調査期間内」を「調査」に改め、同条を第四百八十三条とする。

第四百八十条を第四百八十二条とする。

第四百七十九条の見出しを「（顧客表の提出の効果）」に改め、同条中「第四百七十七条第四項前段」を「第四百七十九条第四項前段」に改め、同条を第四百八十一条とする。

第四百七十八条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第四百八十条とする。

第四百七十七条第一項中「前条第二項」を「第四百七十六条第二項」に、「送達」を「通知」に改め、同条を第四百七十九条とする。

第四百七十六条の次に次の二条を加える。

（債権者集会の期日の通知）

第四百七十七条　裁判所書記官は、証券会社の再生手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第四百七十八条　基金が第四百八十条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第百十七条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、再生債務者が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2　第四百八十四条の規定は、基金が民事再生法第百十七条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百八十四条中「基金代理顧客」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

第四百八十九条第一項中「第四百八十五条第一項」を「第四百八十七条第一項」に改め、同条第二項中「第四百七十七条第二項」を「第四百七十九条第二項」に改める。

第五章中第四節を第三節とする。

第六章第一節を削る。

第六章第二節の節名中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第四百九十三条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第一項中「破産の原因たる事実」を「破産手続開始の原因となる事実」に、「裁判所に対し、破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項及び第三項中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定により監督庁が破産手続開始の申立てをするときは、破産法第二十条第二項及び第二十三条第一項前段の規定は、適用しない。

第四百九十三条第五項を削り、第六章第二節中同条を第四百九十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（破産手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）

第四百九十一条　監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、前条第一項の規定による破産手続開始の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百九十四条中「破産」を「破産手続開始」に、「前条第一項」を「第四百九十条第一項」に、「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（他の手続の中止命令等の申立て等）

第四百九十三条　金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第二十四条第一項又は第二十五条第一項（これらの規定を同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十四条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十五条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止の命令、同法第二十五条第四項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十五条第五項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十七条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百九十五条第一項中「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「第百五十五条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第二十八条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十八条第一項の規定による保全処分又は同条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

第四百九十五条を第四百九十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保全管理命令の申立て等）

第四百九十五条　金融機関等について破産手続開始の申立てがあった場合においては、監督庁は、破産法第九十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申立てをすることができる。

2　前項に規定する場合においては、監督庁は、破産法第九条前段の規定にかかわらず、同法第九十一条第一項の規定による処分又は同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることができる。

3　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四百九十六条を次のように改める。

（破産事件の管轄、移送及び通知の特例）

第四百九十六条　金融機関等に係る破産事件についての破産法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数が千人以上であるものとみなす。

2　金融機関等に係る破産事件についての破産法第三十一条第五項の規定の適用については、知れている破産債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第六章中第二節を第一節とする。

第四百九十七条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改める。

第八章を削る。

第五百三十八条を第五百四十八条とする。

第五百三十六条の前の見出しを削る。

第五百三十七条中「第五百二十五条第一項各号に掲げる」を「第五百三十六条第一項に規定する」に改め、第六章第五節中同条を第五百四十七条とする。

第五百三十六条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条を第五百四十六条とし、同条の前に見出しとして「（補償対象保険金の弁済に関する特例）」を付する。

第五百三十五条第一項中「第五百三十三条第一項又は前条」を「第五百三十三条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百三十六条第二項の規定による公告について準用する。

第五百三十五条第三項を削り、同条を第五百四十五条とする。

第五百三十二条から第五百三十四条までを削る。

第五百三十一条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百三十一条を第五百四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百四十三条　保護機構代理債権に係る特別調査期間又は特別調査期日に関する費用は、破産法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保護機構の負担とする。ただし、保護機構は、同法第百六十九条の規定により原状に復した保険契約に係る権利について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、保護機構代理保険契約者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百四十四条　破産債権の調査において、保護機構代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、保護機構が保護機構代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

第五百三十条を第五百四十一条とする。

第五百二十九条中「第五百二十七条」を「第五百三十八条」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「保護機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、」を「保護機構代理債権に係る破産債権査定申立てを取り下げ、若しくは保護機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条第三号中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に改め、同条を第五百四十条とする。

第五百二十八条第一項中「保護機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百三十九条とする。

第五百二十七条を削る。

第五百二十六条第一項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　保護機構は、第一項の規定による保険契約者表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、保護機構が保険契約者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第五百二十六条に次の一項を加える。

5　保険会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第五百二十六条を第五百三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約者表の提出の効果）

第五百三十八条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利（保険契約者等が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百三十六条第四項前段の規定による記載の追加に係る保険契約に係る権利については、当該記載の追加が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同法第百十二条第一項の規定による届出があったものとみなす。

第五百二十五条第一項を次のように改める。

保護機構は、第五百三十二条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した保険契約者表を作成しなければならない。

第五百二十五条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　保護機構は、保険契約者表を縦覧に供することを開始した後、当該保険契約者表に記載されている保険契約に係る権利を有する者から、少額配当受領申出があったときは、当該保険契約者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第五百二十五条を第五百三十六条とする。

第五百二十四条を削る。

第五百二十三条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用す

る場合を含む。以下この条において同じ。）を「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条を第五百三十条とし、同条の次に次の五条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第五百三十一条　保険会社について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、保険契約者等（保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第五百三十二条　保険会社について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である保険契約者等に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　保険会社の破産手続において、第五百三十七条第一項の規定による保険契約者表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である保険契約者等であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、保護機構に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百三十三条　保護機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である保険契約者等に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに保護機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百三十四条　裁判所書記官は、保険会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、保護機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百三十五条　保護機構が第五百三十七条第一項の規定による保険契約者表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（保険契約者保護機構（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構であって、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（保険契約者保護機構を含む。）の申立て」とする。

2　第五百四十一条の規定は、保護機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百四十一条中「保護機構代理保険契約者」とあるのは、「保険契約者等」と読み替えるものとする。

第五百二十二条第一項中「第五百二十条第一項又は前条」を「第五百十七条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百二十条第二項の規定による公告について準用する。

第五百二十二条第三項を削り、第六章第四節中同条を第五百二十九条とする。

第五百十九条から第五百二十一条までを削る。

第五百十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百十八条を第五百二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百二十七条　基金代理債権に係る特別調査期間又は特別調査期日に関する費用は、破産法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第百六十九条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百二十八条　破産債権の調査において、基金代理債権の額等について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合（基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、基金が基金代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

第五百十七条を第五百二十五条とする。

第五百十六条中「第五百十四条」を「第五百二十二条」に、「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「基金代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、」を「基金代理債権に係る破産債権査定申立てを取り下げ、若しくは基金代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条を第五百二十四条とする。

第五百十五条第一項中「基金が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百二十三条とする。

第五百十四条を削る。

第五百十三条第一項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　基金は、第一項の規定による顧客表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、基金が顧客表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第五百十三条に次の一項を加える。

5　証券会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

第五百十三条を第五百二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（顧客表の提出の効果）

第五百二十二条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百二十条第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については、当該記載の追加が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同法第百十二条第一項の規定による届出があったものとみなす。

第五百十二条第一項を次のように改める。

基金は、第五百十六条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

第五百十二条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されている顧客債権に係る債権者から、少額配当受領申出があったときは、当該顧客表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第五百十二条を第五百二十条とする。

第五百十一条を削る。

第五百十条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第三十一条第一項第一号」に、「同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条を第五百十四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第五百十五条　証券会社について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、顧客に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第五百十六条　証券会社について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である顧客に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　証券会社の破産手続において、第五百二十一条第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である顧客であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項に

あっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百十七条　基金は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である顧客に対し、遅滞なく、少額配当受領の意思があるときは債権届出期間の末日の前日までに基金に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百十八条　裁判所書記官は、証券会社の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、基金に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百十九条　基金が第五百二十二条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であって、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2　第五百二十五条の規定は、基金が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百二十五条中「基金代理顧客」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

第五百九条の二第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、第六章第三節中同条を第五百十三条とする。

第五百九条第一項中「第五百七条第一項又は前条」を「第五百条及び前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産法第十条第一項及び第二項の規定は、第五百三条第二項の規定による公告について準用する。

第五百九条第三項を削り、同条を第五百十二条とする。

第五百六条から第五百八条までを削る。

第五百五条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第五百五条を第五百九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第五百十条　機構代理債権に係る破産法第百十九条第一項に規定する特別調査期間（以下この章において「特別調査期間」という。）又は同法第百二十二条第一項に規定する特別調査期日（以下この章において「特別調査期日」という。）に関する費用は、同法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第百六十九条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第五百十一条　破産債権の調査において、機構代理債権の額等（破産法第百二十五条第一項に規定する額等をいう。以下この章において同じ。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者（同法第三十一条第五項に規定する届出をした破産債権者をいう。以下この章において同じ。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2　破産債権の調査において、機構が機構代理債権の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官は、これを当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

第五百四条を第五百八条とする。

第五百三条中「第五百一条」を「第五百五条」に、「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟に関する行為」を「破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為」に改め、同条ただし書中「機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、」を「機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。以下この章において同じ。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において」に改め、同条を第五百七条とする。

第五百二条第一項中「機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同項ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条を第五百六条とする。

第五百条及び第五百一条を削る。

第四百九十九条第一項を次のように改める。

機構は、第四百九十九条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

第四百九十九条第二項及び第三項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（以下この章において「少額配当受領申出」という。）があったときは、当該預金者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第四百九十九条を第五百三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（預金者表の提出）

第五百四条　機構は、債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出しなければならない。

2　前条第四項前段の規定は、機構が、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3　機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第五項の規定は、機構が預金者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

5　金融機関の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

（預金者表の提出の効果）

第五百五条　破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された預金者表に記載されている預金等債権（預金者等が当該提出があるまでに同法第百十一条第一項の規定により届け出たものを除く。）については債権届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第五百三条第四項前段の規定による記載の追加に係る預金等債権については、当該記載の追加が同法第百十二条第一項に規定する一般調査期間（以下この章において「一般調査期間」という。）の満了前又は同項に規定する一般調査期日（以下この章において「一般調査期日」という。）の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同項の規定による届出があったものとみなす。

第四百九十八条を次のように改める。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第四百九十八条　金融機関について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があった場合には、預金者等に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第四百九十八条の次に次の四条を加える。

（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）

第四百九十九条　金融機関について破産手続開始の決定をしたときは、破産債権者である預金者等に対しては、破産法第三十二条第三項第一号の規定による通知をすることを要しない。

2　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3　金融機関の破産手続において、第五百四条第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、破産債権者である預金者等であって同法第百十一条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知をすることを要しない。

4　前項に規定する場合においては、機構に対して、破産法第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）について生じた変更の内容又は破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければならない。ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（少額配当受領申出に関する通知）

第五百条　機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である預金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が破産法第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思（以下この章において「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間（同項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同じ。）の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（債権者集会の期日の通知）

第五百一条　裁判所書記官は、金融機関の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

（債権者委員会）

第五百二条　機構が第五百四条第一項の規定による預金者表の提出をする前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（預金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第五百八条の規定は、機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第五百八条中「機構代理預金者」とあるのは、「預金者等」と読み替えるものとする。

第六章中第三節を第二節とし、第四節を第三節とし、第五節を第四節とする。

本則に次の一章を加える。

第八章　罰則

（詐欺更生罪）

第五百四十九条　第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者（協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　協同組織金融機関の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　協同組織金融機関の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　協同組織金融機関の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　協同組織金融機関の財産を債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等の不利益に処分し、又は債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等に不利益な債務を協同組織金融機関が負担する行為

2　前項に規定するもののほか、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第二十二条第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、第四条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その協同組織金融機関の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、前項と同様とする。

3　第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者（相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者も、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一　相互会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　相互会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　相互会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　相互会社の財産を債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員の不利益に処分し、又は債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員に不利益な債務を相互会社が負担する行為

4　前項に規定するもののほか、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定がされ、又は第百八十七条第二項に規定する保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員を害する目的で、第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その相互会社の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、第一項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第五百五十条　協同組織金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その協同組織金融機関の業務に関し、特定の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者に対するその協同組織金融機関の債務について、他の債権者又は協同組織金融機関に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその協同組織金融機関の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその協同組織金融機関の義務に属しないものをし、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　相互会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、その相互会社の業務に関し、特定の債権者又は相互会社に係る担保権者に対するその相互会社の債務について、他の債権者又は相互会社に係る担保権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であってその相互会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期がその相互会社の義務に属しないものをし、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときも、前項と同様とする。

（管財人等の特別背任罪）

第五百五十一条　第四条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、協同組織金融機関に係る担保権者若しくは組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、相互会社に係る担保権者若しくは社員に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3　第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この項において「管財人等」という。）が法人であるときは、前二項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第五百五十二条　第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社（第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。）の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その開始前協同組織金融機関等の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関又は同条第七項に規定する更生協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条又は第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5　第三百四十七条第二項に規定する組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関（第七項において「組織変更後の信用金庫等」という。）の理事、監事、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6　前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7　第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その組織変更後の信用金庫等の業務に関し、第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

第五百五十三条　第百六十九条第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社又は同項第五号に掲げる株式会社（第三項において「開始前会社等」という。）の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3　第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その開始前会社等の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4　第百六十九条第六項に規定する開始前会社又は同条第七項に規定する更生会社の子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）又は連結子会社（同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社又は連結子会社の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五条又は第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5　第三百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項に規定する新相互会社（第七項において「組織変更後の相互会社等」という。）の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であった者が、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6　前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7　第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）が、その組織変更後の相互会社等の業務に関し、第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

第五百五十四条　第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　第百六十九条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者又は社員を害する目的で、相互会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者も、相互会社について第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、前項と同様とする。

（管財人等に対する職務妨害の罪）

第五百五十五条　偽計又は威力を用いて、第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（収賄罪）

第五百五十六条　第四条第一項又は第百六十九条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問（第四十四条又は第二百十条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問をいう。次項において同じ。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　第一項の更生手続における管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人である場合において、管財人等の職務を行うその役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、その管財人等の職務に関し、管財人等に賄賂を収受させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

4　前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　第一項の更生手続における第四条第十三項若しくは第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百十三条若しくは第二百八十二条において準用する会社更生法第百八十九条第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前各項の場合において、犯人又は法人である管財人等が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第五百五十七条　前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（国外犯）

第五百五十八条　第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十四条、第五百五十五条及び前

条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

2　第五百五十一条及び第五百五十六条（第五項を除く。）の罪は、刑法第四条の例に従う。

3　第五百五十六条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

（両罰規定）

第五百五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条（第一項及び第五項を除く。）、第五百五十三条（第一項及び第五項を除く。）、第五百五十四条、第五百五十五条又は第五百五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第五百六十条　第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関又はその更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第百二十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2　第百六十九条第七項に規定する更生会社又はその更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第二百九十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合も、前項と同様とする。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五条　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条―第五条）」を「（第一条・第二条）」に、「第六条」を「第三条」に、「破産の」を「破産手続開始の」に、「第三十三条」を「第三十二条の二」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改め、同条第三項中「民事再生法」の下に「（平成十一年法律第二百二十五号）」を加え、第二章第一節中同条を第三条とする。

第七条第一項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四条とする。

第八条第一項中「に規定する」を「次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「同法第二十六条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「及び同条第三項」を「及び同法第二十六条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十七条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「同法第二十七条第三項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に、「決定及び同条第四項」を「決定及び同法第二十七条第四項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十九条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第三十条第一項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び同条第二項」を「及び同法第三十条第二項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第五条とする。

第九条を第六条とする。

第十条中「第六条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とし、第二章第一節中同条の次に次の三条を加える。

（再生事件の管轄、移送及び通知の特例）

第九条　農水産業協同組合に係る再生事件についての民事再生法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

2　農水産業協同組合に係る再生事件についての民事再生法第三十四条第二項の規定の適用については、知れている再生債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第十条及び第十一条　削除

第十二条の見出し及び同条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第十三条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「送達」を「通知」に改め、同条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項第一号」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第一項及び第二項の規定により公告すべき」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「第三十四条の規定により定めた期間」を「第三十四条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間（以下「再生債権届出期間」という。）」に、「第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定又は同法第三十七条」を「第三十五条第五項本文において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十七条本文」に、「送達」を「通知」に改め、同条第四項中「民事再生法第三十四条の規定により定めた期間」を「再生債権届出期間」に、「記載した書面を送達しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第十五条第一項中「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「民事再生法第三十四条の規定により裁判所が定めた再生債権の届出をすべき期間（以下この節において「再生債権届出期間」という。）」を「再生債権届出期間」に改める。

第十六条第五項中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「（平成十二年法律第九十五号）」を削る。

第十八条第一項ただし書中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改める。

第十九条中「民事再生法第百一条第四項に規定する一般調査期間内又は同法第百三条第一項

に規定する特別調査期間（第二十二条において「特別調査期間」という。）内に」を「再生債権の調査において」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改める。

第二十二条中「特別調査期間に」を「民事再生法第百三条第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）に」に、「民事再生法第百三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十三条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（債権者集会の期日の通知）

第二十四条　裁判所書記官は、農水産業協同組合の再生手続において、再生債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、民事再生法第三十四条第二項の決定があったときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「第百十八条第一項」を「第百十七条第一項及び第四項」に、「同項」を「同条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「）をもって」と」の下に「、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）の申立て」と」を加え、同条第二項中「第百十八条第二項」を「第百十七条第二項」に改める。

第二十七条第二項を次のように改める。

2　第二十三条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第二十七条第三項を削る。

「第一節　監督庁による破産の申立て等」を「第一節　監督庁による破産手続開始の申立て等」に改める。

第二十九条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第一項中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に、「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第三条第二項」に、「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第三項中「破産の」を「破産手続開始の」に、「第百三十八条」を「（平成十六年法律第　　号）第二十条第二項及び第二十三条第一項前段」に改め、同条第四項を削る。

第三十条第一項中「破産」を「破産手続開始」に、「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三十一条の見出し中「保全処分」を「他の手続の中止命令等」に改め、同条第一項中「破産の」を「破産手続開始の」に、「第百五十五条第一項に規定する」を「第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十八条第一項（これらの規定を同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による」に改め、同条第二項中「第百十二条前段の規定にかかわらず、同法第百五十五条第一項又は第二項の規定による裁判」を「第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び同法第二十四条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十五条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止の命令、同法第二十五条第四項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び同法第二十五条第五項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十七条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判、同法第二十八条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分及び同法第二十八条第二項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定並びに同法第九十一条第一項の処分及び同条第四項の規定による決定」に改め、同条第四項を削る。

第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条中「監督庁は」の下に「、破産法第九条前段の規定にかかわらず」を加え、「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三十三条を第三十二条とし、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（破産事件の管轄、移送及び通知の特例）

第三十二条の二　農水産業協同組合に係る破産事件についての破産法第五条第八項及び第九項並びに第七条第四号ロ及びハの規定の適用については、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあっては、破産債権者）の数が千人以上であるものとみなす。

2　農水産業協同組合に係る破産事件についての破産法第三十一条第五項の規定の適用については、知れている破産債権者の数が千人以上であるものとみなす。

第三章第二節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（包括的禁止命令に関する通知の特例）

第三十三条　農水産業協同組合について破産法第二十六条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の決定があった場合には、貯金者等に対しては、同法第二十六条第一項の規定による通知は、することを要しない。

2　前項の場合には、裁判所は、機構に対して、破産法第二十六条第一項の決定の主文を通知しなければならない。

第三十四条の見出し中「債権届出の期間」を「届出期間」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第百四十二条第一項」を「第三十一条第一項第一号」に、「同項第一号の債権届出の期間」を「破産債権の届出をすべき期間」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条の見出しを「（破産手続開始の決定等に関する通知の特例）」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「債権者」を「破産債権者」に、「第百四十三条第二項」を「第三十二条第三項第一号」に、「送達」を「通知」に改め、同条第二項中「第百四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を送達し

なければ」を「第三十二条第一項及び第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければ」に改め、同条第三項中「第百四十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定」を「第三十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に変更を生じた場合に限る。）又は破産手続開始の決定を取り消す決定」に、「債権者」を「破産債権者」に、「第二百二十八条第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百四十三条第三項又は第百五十六条第二項において準用する同法第百四十三条第二項の規定による送達」を「第三十二条第五項において準用する同条第三項第一号の規定又は同法第三十三条第三項本文の規定による通知」に改め、同条第四項中「第百四十三条第一項第二号から第四号まで」を「第三十二条第一項第二号若しくは第三号」に改め、「事項」の下に「（同号に掲げる事項にあっては、同法第三十一条第一項第一号の期間又は同項第二号の期日に限る。）」を加え、「破産取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければ」を「破産手続開始の決定を取り消す決定の主文を通知しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

第三十五条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（少額配当受領申出に関する通知）

第三十五条の二　機構は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、破産債権者である貯金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が破産法第百十一条第一項第四号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思（次条第三項において「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間（同法第百十一条第一項に規定する債権届出期間をいう。以下同じ。）の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知しなければならない。

第三十六条を次のように改める。

（貯金者表の作成等）

第三十六条　機構は、第三十五条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、破産法第百十五条第二項に規定する事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

2　第十五条第二項から第五項までの規定は、機構が前項の規定により貯金者表を作成した場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「再生債権届出期間」とあるのは「債権届出期間」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

3　機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されている貯金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（次条第四項において「少額配当受領申出」という。）があったときは、当該貯金者表に、その旨の記載の追加をしなければならない。

第三十七条第一項中「破産債権届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第二項中「に規定する」を削り、「第三十六条第一項各号に掲げる」を「第三十六条第一項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　機構は、第一項の規定による貯金者表の提出又は前項において準用する第十五条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、破産法第百十一条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

4　前条第三項の規定は、機構が貯金者表を裁判所に提出した後、少額配当受領申出があった場合について準用する。

第三十七条に次の一項を加える。

5　農水産業協同組合の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」とする。

第三十八条第一項中「第二百二十八条第一項」を「第百十一条第一項」に、「破産債権届出期間内」を「債権届出期間内」に改め、同条第二項中「破産債権届出期間後に」を「当該記載の追加が同法第百十二条第一項に規定する一般調査期間（以下「一般調査期間」という。）の満了前又は同項に規定する一般調査期日（以下「一般調査期日」という。）の終了前の記載の追加であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があったものと、当該記載の追加が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の記載の追加であるときは同項の規定による」に改める。

第三十九条第一項中「機構が」の下に「破産法第百十三条第一項の規定による」を加え、同条ただし書中「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改める。

第四十条中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「債権の確定に関する訴訟」を「破産債権の確定に関する裁判手続」に改め、同条ただし書中「係る債権」を「係る破産債権査定申立て（破産法第百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定による変更は、破産法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、当該変更が一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前の変更であるときは債権届出期間の経過後であって一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前にされた届出事項の変更と、当該変更が一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後の変更であるときは同法第百十二条第四項の規定による変更とみなす。

第四十三条の見出し中「特別期日」を「特別調査期間等」に改め、同条中「特別期日（破産法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特別期日をいう。以下この条において同じ。）の費用は、同法第二百三十四条第二項後段」を「破産法第百

十九条第一項に規定する特別調査期間（以下この条において「特別調査期間」という。）又は同法第百二十二条第一項に規定する特別調査期日（以下この条において「特別調査期日」という。）に関する費用は、同法第百十九条第三項（同法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条ただし書中「第七十九条」を「第百六十九条」に、「特別期日」を「特別調査期間又は特別調査期日」に改める。

第四十四条第一項中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「機構代理債権について異議があった場合（次項に規定する場合を除く。）」を「機構代理債権の額等（破産法第百二十五条第一項に規定する額等をいう。次項において同じ。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者（同法第三十一条第五項に規定する届出をした破産債権者をいう。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）」に改め、同条第二項中「債権調査の期日」を「破産債権の調査」に、「について異議を述べた場合には、裁判所」を「の額等について異議を述べた場合には、裁判所書記官」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（債権者集会の期日の通知）

第四十五条　裁判所書記官は、農水産業協同組合の破産手続において、債権届出期間の満了前に債権者集会が招集された場合においては、機構に対し、当該債権者集会の期日を通知しなければならない。ただし、破産法第三十一条第五項の決定があったときは、この限りでない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（債権者委員会）

第四十五条の二　機構が第三十七条第一項の規定により貯金者表を提出する前における破産法第百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（農水産業協同組合貯金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2　第四十一条の規定は、機構が破産法第百四十四条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四十一条中「機構代理貯金者」とあるのは、「貯金者等」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「及び前条の規定」を削り、「第百十五条」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三十五条の二及び第四十四条第一項の規定による通知については、第二十七条第二項の規定を準用する。

第四十六条の二第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「第十六条」を「第百条第一項」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた債権届出の期間」を「債権届出期間」に改める。

第二章　その他の関係法律の整備等

（民法の一部改正）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始ノ決定

第七十条第一項中「請求」を「申立」に、「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第七十七条第一項中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第八十一条第一項及び第八十四条第五号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第百十一条第一項第二号中「若クハ破産又ハ代理人ガ」を「又ハ代理人ガ破産手続開始ノ決定若クハ」に改める。

第百三十七条第一号中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第百五十二条中「破産手続参加」の下に「、再生手続参加又ハ更生手続参加」を加え、「之ヲ取消シ又ハ其請求」を「其申立又ハ届出ヲ取下ゲ又ハ之」に改める。

第百五十三条中「破産手続参加」の下に「、再生手続参加、更生手続参加」を加える。

第百六十条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二百七十六条中「小作料ノ支払ヲ怠リ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル」を「小作料ノ支払ヲ怠リタル」に改める。

第三百九十八条ノ三第二項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三百九十八条ノ二十第一項第四号及び第二項、第四百四十一条、第四百五十二条、第四百六十条第一号並びに第五百八十九条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百二十一条を次のように改める。

第六百二十一条　削除

第六百三十一条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百四十二条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ契約ノ解除ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ハ破産管財人ガ契約ノ解除ヲ為シタル場合ニ於ケル請負人ニ限リ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ請負人ハ其損害賠償ニ付キ財団ノ配当ニ加入ス

第六百五十三条中「又ハ破産ニ因リテ終了ス」を「ニ因リテ終了ス委任者若クハ受任者ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ又ハ」に改める。

第六百七十九条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルコト

（非訟事件手続法の一部改正）

第七条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第二百二十条第二項」の下に「、第二百二十四条ノ五第一項」を加える。

第百三十五条ノ六十中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第百三十五条ノ六十一を次のように改める。

第百三十五条ノ六十一　破産手続開始前ノ会社ニ関スル商法第四百二条ノ規定ニ依リ破産手続開始ノ決定アリタル場合ニ於ケル破産法ノ

関係規定（破産法（平成十六年法律第
号）第七十一条第一項第四号並ニ第二項第二
号及ビ第三号、第七十二条第一項第四号並ニ
第二項第二号及ビ第三号、第百六十条（第一
項第一号ヲ除ク）、第百六十二条（第一項第二
号ヲ除ク）、第百六十三条第二項、第百六十
四条第一項（同条第二項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）、第百六十六条並ニ第百六十七条第
二項（同法第百七十条第二項ニ於テ準用スル
場合ヲ含ム）ノ規定ヲ謂フ第百三十八条ノ十
三ニ於テ之ニ同ジ）ノ適用ニ付テハ整理開始
ノ申立ハ其前ニ破産手続開始ノ申立ナキトキ
ハ之ヲ破産手続開始ノ申立ト看做シ整理ノ為
メニ生ジタル債権及ビ整理ノ手続ノ費用ハ之
ヲ財団債権トス

第百三十五条ノ六十二中「第四百三条」を「第
四百三条第二項」に、「第百六十六条」を「第八十
七条第一項」に改める。

第百三十八条ノ十三中「破産ノ宣告」を「破産
手続開始ノ決定」に、「破産法第一編ノ規定」を
「破産法ノ関係規定」に、「又ハ破産」を「又ハ破
産手続開始」に改める。

第百三十九条第四号中「株式会社ノ取締役」の
下に「、執行役」を、「代表取締役」の下に「、代
表執行役」を加える。

（不動産登記法の一部改正）

第八条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十
四号）の一部を次のように改正する。

第百十条ノ四中「破産ノ宣告」を「破産手続開
始ノ決定」に改める。

第百十九条ノ十一を第百十九条ノ十二とし、
第百十九条ノ十の次に次の一条を加える。

第百十九条ノ十一　民法第三百九十八条ノ二十
第一項第四号ノ規定ニ依リ根抵当権ノ担保ス
ベキ元本ガ確定シタル場合ノ登記ハ申請書ニ
債務者又ハ根抵当権設定者ニ付テ破産法（平
成十六年法律第　　号）第三十条第一項ノ
規定ニ依ル破産手続開始ノ決定ノ裁判書ノ謄
本ヲ添附シタルトキハ根抵当権者ノミニテ之
ヲ申請スルコトヲ得但其根抵当権又ハ之ヲ目
的トスル権利取得ノ登記ト共ニ為ス場合ニ限
ル

（商法の一部改正）

第九条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一
部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「取締役」の下に「、執行
役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関
する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十
一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ
以下同ジ）」を加える。

第四十八条第一項中「若ハ取締役」を「、取締
役若ハ執行役」に改める。

第七十四条第一項中「（株式会社の監査等に関
する商法の特例に関する法律第二十一条の五第
一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ以下同ジ）」
を削る。

第八十五条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始ノ決定

第九十四条第五号中「ノ破産」を「ニ付テノ破
産手続開始ノ決定」に改める。

第九十六条及び第百二十条中「破産」を「破産
手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第二百十条第四項第一号中「同項各号」を「同
項第一号」に、「金額ノ合計額」を「金額」に改
め、同項第二号中「同項各号」を「同項第一号及
第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　損失ノ処理ニ関スル議案ノ承認ノ決議

第二百八十九条第一項ニ規定スル資本ノ欠
損ノ填補ニ充ツルベキ額

第二百五十四条ノ二第二号中「破産ノ宣告」を
「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二百八十九条第四項中「前項」を「第二項」に
改める。

第二百九十三条ノ五第三項第五号中「第二百
八十九条第二項各号」を「第二百八十九条第二項
第一号」に改め、同項第六号中「第三百七十五条
第一項各号」を「第三百七十五条第一項第一号及
第二号」に改め、「定ムル額」の下に「ノ合計額」
を加え、同号の次に次の一号を加える。

六ノ二　最終ノ決済期後損失ノ処理ニ関スル
議案ノ承認ノ決議アリタル場合ニ於ケル第
二百八十九条第一項ニ規定スル資本ノ欠損
ノ填補ニ充ツルベキ額

第二百九十三条ノ五第三項第七号中「前二号」
を「前三号」に改める。

第三百八十三条第二項中「破産ノ」を「破産手
続開始ノ」に改める。

第四百二条中「破産法ニ従ヒ破産ノ宣告」を
「破産法（平成十六年法律第　　号）ニ従ヒ破
産手続開始ノ決定」に改める。

第四百三条第一項中「第百四条」を「第七十一
条及第七十二条」に改め、同条第二項中「第百六
十三条乃至第百六十六条」を「第七十六条、第七
十七条、第八十五条及第八十七条第一項」に改
める。

第四百七条及び第四百十七条第一項中「破産」
を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第四百三十九条第四項中「破産ノ」を「破産手
続開始ノ決定アリタル」に改める。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

第四百四十一条ノ二　債権者集会ノ決議ヲ要ス
ル事項ヲ可決スルニハ議決権ヲ行使スルコト
ヲ得ベキ出席債権者ノ過半数ニシテ其ノ出席
債権者ノ総債権ノ二分ノ一ヲ超ユル債権ヲ有
スル者ノ同意アルコトヲ要ス

債権者集会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有ス
ル者ハ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

第四百四十二条第一項中「、第三百二十一条
第二項及破産法第百七十九条」を「及第三百二十
一条第二項」に改める。

第四百五十条第三項を次のように改める。

協定ハ前項ノ認可ノ決定ノ確定ニ因リテ其ノ
効力ヲ生ズ

第四百五十条に次の二項を加える。

協定ハ債権者ノ全員ノ為且其ノ全員ニ対シテ
効力ヲ有ス

協定ハ債権者ガ会社ノ保証人其ノ他会社ト共
ニ債務ヲ負担スル者ニ対シテ有スル権利及債
権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第四百五十五条中「破産ノ宣告」を「破産手続
開始ノ決定」に改める。

第四百五十六条第一項中「第百四条、第二百
三条及第二百四条」を「第七十一条、第七十二
条、第百八十四条第二項乃至第四項及第百八十
五条第一項第二項」に改め、同条第二項中「第百
六十五条及第百六十六条」を「第七十七条及第八
十七条第一項」に改める。

第四百九十八条第一項第七号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

第五百四十条第三号中「ノ破産」を「ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルコト」に改める。

第六百五十一条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改め、同条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第六百五十二条中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（公証人法の一部改正）

第十条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「破産又ハ家資分散ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（信託法の一部改正）

第十一条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（健康保険法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百七十二条第一号ハ

二　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第十五条第一項

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十一条第一号

四　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第八条第一項

五　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十八条第二項

六　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十二条の三第二項第三号

七　ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第十一条第一項第一号

八　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第七条第一号

九　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十二条の二第二項第三号

十　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十三条の二第二項第三号

十一　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第二十四条第一号

十二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十九条の二第一号ハ

十三　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十一第一項第四号及び第四十七条第一項第四号

十四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十五条第一号ハ

十五　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第三十条第一号

十六　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第十条の二第一項第三号

十七　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十二条の二第二項第三号

十八　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第九条第一号

十九　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百十六条第一号

二十　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第七条及び附則第三条

二十一　社会保険労務士法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第六十四号）附則第三条

二十二　国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項

二十三　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十五条第一項第一号

二十四　国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第十四条第二項第三号

二十五　日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第十三条第二項第三号

二十六　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第十六条第一号

（無尽業法の一部改正）

第十三条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条中「清算、破産又ハ強制和議ノ場合」を「清算手続又ハ破産手続」に改める。

（手形法の一部改正）

第十四条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号及び第三号中「ノ破産ノ」を「ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル」に改める。

第四十四条第六項中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に、「破産決定書」を「破産手続開始ノ決定ノ裁判書」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十五条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「主務省令トス」を「主務省令トシ同法第六十二条第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手続開始ノ決定トシ同法第六十三条第一項中破産トアルハ之ヲ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散トス」に改める。

第五十一条第十号中「破産ノ宣告ヲ請求セザル」を「破産手続開始ノ申立ヲ為サザル」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第十六条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第六号中「ノ破産」を「ニ付テノ破産手続開始ノ決定」に改める。

第七十二条第一項中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第八十五条第一項第十六号中「破産宣告ノ請求」を「破産手続開始ノ申立」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ十二ノ二第二項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第六十二条ノ四第一項第三号中「破産ノ宣告」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第十八条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十条の九第八項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百六十条の二第十八項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国家公務員法等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の四

二　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条

三　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第十一条

（農業協同組合法の一部改正）

第二十一条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十一条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十三条の四十八第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第七十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百一条第一項第十二号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業災害補償法の一部改正）

第二十二条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十三条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百四十七条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを削り、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。

十一　第五十八条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二　第五十八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三　第五十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

（証券取引法の一部改正）

第二十三条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十四条」を「第百五十三条の二・第百五十四条」に改める。

第二十七条の十一第一項ただし書及び第二十七条の二十二の二第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十四条第一項第七号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第五十五条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十六条の十七第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第七十九条の十八第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第七十九条の四十九第六号中「第五章第四節及び第六章第四節」を「第五章第三節及び第六章第三節」に改める。

第七十九条の五十三第一項第二号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第四項中「第四百九十三条第一項」を「第四百九十条第一項」に、「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第五項中「第三百七十八条第二項、第四百五十一条第二項若しくは第四百九十四条」を「第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項若しくは第四百九十二条」に改める。

第七十九条の五十五第二項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知」に、「同項の規定」を「前項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

認定証券会社の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を基金に通知しなければならない。

第百条第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第百条の三中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第五章第七節中第百五十四条の前に次の一条を加える。

第百五十三条の二　証券取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百九十四条の四第三項中「裁判所から、破産法第百二十五条第一項又は第二項」を「第七十九条の十八第四項又は第百五十三条の二」に改める。

第二百八条第十八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十四条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第三十四条の二十二第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十五条の二第三号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十五条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「破産」を「破産手続開始ノ決定」に改める。

第二十八条第十一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二十六条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第五号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十九条中「破産に因る」を「破産手続開始の決定による」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百条第十四号を削り、同条第十五号中「民法第七十九条」を「第七十三条において準用する民法第七十九条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号中「民法第七十九条又は同法第八十一条」を「第七十三条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「民法」を「第七十三条において準用する民法」に、「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　第九十四条の二の規定による命令に従わなかつたとき。

（医療法の一部改正）

第二十七条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　破産手続開始の決定

第五十五条第一項第七号中「取消」を「取消し」に改める。

第五十六条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十八条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第七十六条第七号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（自転車競技法の一部改正）

第二十八条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十一中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

第十三条の十二第一項中「破産による」を「破産手続開始の決定による解散の」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十一条の二第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第九十二条第五項、第百条第五項及び第百六条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百三十条第一項第三十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国民生活金融公庫法の一部改正）

第三十条　国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（簡易生命保険法の一部改正）

第三十一条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「（保険契約者が破産手続開始の決定を受けた場合における保険料の払込み）」に改め、同条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（建設業法の一部改正）

第三十二条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十八条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十二条の十三第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第八十二条の十四中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第八十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

（測量法の一部改正）

第三十四条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の九第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「測量業者」を「個人である測量業者」に改め、同項第二号中「法人が」を「法人である測量業者が」に改め、同項第三号中「測量業者が破産により」を「法人である測量業者が破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「法人」の下に「である測量業者」を加え、「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第三十五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の二十二第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

（弁護士法の一部改正）

第三十六条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十二第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第三十条の二十七第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第七十九条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第三十七条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第五十一条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十六条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号及び第四号中「備付」を「備付け」に改め、同条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第三十八条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十五条第二項中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（貿易保険法等の一部改正）

第三十九条　次に掲げる法律の規定中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

一　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第九号、第三十条第二項第四号、第四十六条第二項第四号、第四十九条第二項第一号リ及び第二号ニ、第五十二条第二項第五号並びに第五十四条第二項第四号

二　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十二条第一項第三号

（船主相互保険組合法の一部改正）

第四十条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改め、同項第五号中「取消」を「取消し」に改める。

第四十六条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第十一号中「破産宣告を請求すること」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第四十一条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十六条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十八条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第八十二条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建築士法の一部改正）

第四十二条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の六中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（小型自動車競走法の一部改正）

第四十三条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十一中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改める。

第二十条の十二第一項中「破産による」を「破産手続開始の決定による解散の」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の七中「強制換価手続」の下に「（破産手続を除く。）」を加える。

第六十八条第四項中「執行機関」の下に「（破産法（平成十六年法律第　号）第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の十九第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る利子割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の四十第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る配当割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十一条の六十第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七十二条の六十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る事業税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件

を取り扱う裁判所）を加える。

第七十三条の三十六第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）を加える。

第七十四条の二十七第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第九十四条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第百六十七条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る自動車税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第二百条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る鉱区税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第二百八十五条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第三百三十一条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第三百七十三条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第四百五十九条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第四百八十五条の三第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第五百四十一条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る鉱産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百十三条第四項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百九十五条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第六百九十九条の二十五第四項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る自動車取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百条の三十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百条の六十六第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百一条の十八第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百一条の六十五第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百二十八条第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

第七百三十三条の二十四第四項中「執行機関」の下に「（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る法定外目的税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）」を加える。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第四十五条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十一条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第五十三条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十七条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第四十六条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第九十八条第一項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第百条及び第百六条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十六条の五十七第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第百六十三条の二第一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（中小企業信用保険法等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「破産」を「破産手続開始」に改める。

一　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号

二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二十七条第一項第五号

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項第一号

四　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第一号

（行政書士法の一部改正）

第四十八条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十九第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第十三条の二十一第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第二十五条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第四十九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第四十七条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十四条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五十条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第八十四条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十八条中「清算中の破産」を「清算法人についての破産手続の開始」に改める。

第九十三条第七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第五十一条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第四十三条第二項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第四十九条第一項中「破産に因る」を「破産手続開始の決定による」に、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第五十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第五十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に、「除く外」を「除くほか」に、「因る」を「よる」に改める。

第八十三条中「破産の場合を除く外」を「破産手続開始の決定があつた場合を除くほか」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第八十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第三号及び同条第二項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百四十三条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第百五十一条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百六十四条第四項中「から第四百四十一条まで」を「から第四百四十一条ノ二まで」に改め、同条第六項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百六十五条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第七十七条」に、「第百六十六条」を「第八十七条第一項」に改める。

第百六十九条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百九十二条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改める。

第二百二十二条第一項中「破産その他」を「破産手続開始の決定その他」に改める。

第二百五十一条第三十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（税理士法の一部改正）

第五十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十八第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第四十八条の二十一第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　号）第十六条」に改める。

第六十四条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第五十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条第六号中「取消」を「取消し」に改める。

第七十条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第五十五条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第百三十八条第五項及び第六項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百四十五条第十三号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十六条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第五十七条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「因り」を「より」に改め、同条第二号中「破産に因り」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「因り」を「より」に改める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第五十八条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第六十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十六条第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第五十九条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十四条中「破産の場合を除く外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか」に改める。

第百一条第十六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第六十条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十三条中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第七十八条第一項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第九十一条第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第六十一条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第二十三条第一項第五号中「取消」を「取消し」に改める。

第二十八条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十一条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第六十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第六十七条第六号中「取消」を「取消し」に改める。

第七十四条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第六十三条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十条中「破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定により債権者集会において申立てのあつた強制和議の条件」を削る。

（家畜取引法等の一部改正）

第六十四条　次に掲げる法律の規定中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

一　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第十条第二項

二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十八条第二項

三　電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第八条第二項

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第六十五条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第六十六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十一条及び第五十二条の十第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第六十七条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管財人の選任等）」を付する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（管財人代理）

第三十一条の二　管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。

2　前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第三十二条に見出しとして「（管財人の権限）」を付する。

第三十六条第一項を次のように改める。

破産法（平成十六年法律第　　号）第七十六条、第八十条、第八十五条、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定は管財人について、同法第七十九条及び第百五十五条の規定は会社の財産の管理について、同法第八十七条第一項の規定は管財人代理について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中「、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務」とあるのは「その職務」と、同法第七十九条及び第百五十五条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第七十九条及び第八十条中「破産財団」とあるのは「株式会社の財産」と、同法第九十条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「第百六十六条」を「第八十七条第一項」に改める。

第六十条第一項中「その代理人」を「管財人代理」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項及び第三項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第六十一条中「わいろ」を「賄賂」に改める。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第六十八条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「又は破産」を「又は破産手続開始の決定」に、「破産による」を「破産手続開始の決定による」に、「破算管財人」を「破産管財人」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第六十九条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第五十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十一条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特許法の一部改正）

第七十条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第百二十五条から第百二十七条まで」を「第百二十六条、第百二十七条」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第七十一条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「強制換価手続」の下に「（破産手続を除く。）」を加える。

第八十二条第一項中「執行機関」の下に「（破産法（平成十六年法律第　　号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）」を加える。

（養鶏振興法の一部改正）

第七十二条　養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（商工会法の一部改正）

第七十三条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第三号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

第五十五条中「破産」を「法人についての破産手続の開始」に改める。

第六十五条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第七十四条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第四十九条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十四条第十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第七十五条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条第二項」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条第二項」に改める。

第七十一条第九号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第七十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十七条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第七十七条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第　　号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第七十八条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（労働災害防止団体法の一部改正）

第七十九条　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第三十五条及び第五十条中「の破産」を「についての破産手続の開始」に改める。

第六十二条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

第八十条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百条第十六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第八十一条　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定

第三十七条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（執行官法の一部改正）

第八十二条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十三号中「又は破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「第三百九十条第二項（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）」に、「若しくは立会い又は」を「又は破産法（平成十六年法律第　　号）第百五十五条第一項の規定による」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第八十三条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第五十四条中「の破産」を「についての破産手続の開始」に改める。

第七十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（通関業法の一部改正）

第八十四条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八十五条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十二第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第二十五条の二十五第八項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第三十七条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第八十六条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第七十条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第百六条第八号及び第百七条第六号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第八十七条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第八号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二十三条第一項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第八十八条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十四条第九号中「第五章第三節及び第六章第三節」を「第五章第二節及び第六章第二節」に改める。

第四十九条第二項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十五条第二項第三号中「裁判所から破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十五条第一項」を「第百三十七条の二第一項」に改める。

第五十七条第三項中「破産法第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百三十七条の二第二項の規定による通知」に改める。

第六十六条第三項第二号中「第四百五十六条」を「第四百五十四条」に改める。

第六十九条の三第一項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻（たん）金融機関

第六十九条の三第三項第一号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項第五号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同条第五項中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十九条の四第一項中「支払の停止等（支払の停止又は破産」を「支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）、支払の停止又は破産手続開始」に、「第百四条（」を「第七十一条及び第七十二条（これらの規定を」に、「第四十九条（」を「第四十九条及び第四十九条の二（これらの規定を」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「及び民事再生法第九十三条」を「並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該支払不能等より前に生じた決済債務　当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

第六十九条の四第一項第二号中「支払の停止等」を「支払不能等」に改める。

第七十二条第二項中「第二百六十条の規定による公告」を「第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百三十七条の二第二項の規定による通知」に、「同項」を「前項」に改める。

第百二十八条中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百三十七条の次に次の一条を加える。

（金融機関の破産手続開始の通知等）

第百三十七条の二　金融機関について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に通知しなければならない。

2　金融機関の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第八十九条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4　破産法（平成十六年法律第　号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。

別表第一の一二の項上欄中「破産」を「破産手続開始」に改め、同表の一七の項上欄二中「破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「破産法」に改め、同項上欄ホ中「第三百六十六条ノ二第一項」を「第百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項」に、「免責」を「免責許可」に、「第三百六十七条第一項」を「第二百五十六条第一項」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第九十条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十六条第一項第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第九十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第四十九条第二項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条第三項第四号を次のように改める。

四　裁判所書記官から第百十八条の二第一項の規定による通知を受けたとき。

第五十九条第三項中「破産法第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百十八条の二第二項の規定による通知」に改める。

第六十七条第二項中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第六十九条の三第一項第二号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

第六十九条の三第三項第一号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十九条の四第一項中「支払の停止等（支払の停止又は破産」を「支払不能等（支払不能（当該農水産業協同組合が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。）、支払の停止又は破産手続開始」に、「第百四条及び民事再生法第九十三条」を「第七十一条及び第七十二条並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該支払不能等より前に生じた決済債務　当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

第六十九条の四第一項第二号中「支払の停止等」を「支払不能等」に改める。

第七十二条第二項中「第二百六十条の規定による公告」を「第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第百十八条の二第二項の規定による通知」に改める。

第百十二条中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（農水産業協同組合の破産手続開始の通知等）

第百十八条の二　農水産業協同組合について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第四項に規定する監督庁に通知しなければならない。

2　農水産業協同組合の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を機構に通知しなければならない。

第百十九条第一項ただし書中「前条」を「第百十八条」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第九十二条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条ただし書中「破産手続における配当の公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十五条第一項に規定する最後配当、同法第二百四条第一項に規定する簡易配当、同法第二百八条第一項に規定する同意配当若しくは同法第二百九条第一項に規定する中間配当の許可」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第九十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第八十九条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百八条の二第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第百九条第五項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十二条第一項第十七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（仮登記担保契約に関する法律の一部改正）

第九十四条　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「破産等の場合の」を「破産手続等における」に改め、同条第一項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）中」を「破産法（平成十六年法律第　号）中破産財団に属する財産につき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　破産財団に属しない破産者の土地等についてされている担保仮登記の権利者については、破産法中同法第百八条第二項に規定する抵当権を有する者に関する規定を準用する。

（農住組合法の一部改正）

第九十五条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第七十六条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九十六条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第六号中「破産した」を「破産手続開始の決定があつた」に改める。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第九十七条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第三十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第九十八条　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第九十九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第百条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第四号中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第百一条　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正）

第百二条　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百三条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第六十四条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十一条の三の三第三項中「裁判所から、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十五条第一項又は第二項」を「第九十一条の五」に改める。

第九十一条の四の次に次の一条を加える。

（金融先物取引所の破産手続開始等の通知）

第九十一条の五　金融先物取引所について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第百四条第四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第百四条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第百五条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「破産による」を「破産手続開始の決定による」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百六条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百七条　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十三条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第百八条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「破産」を「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散」に改める。

第十六条第一項第五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第百十条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第三十二条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第六十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第二百九条第八号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改める。

第二百三十四条第六号及び第七号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項第八号中「第六章第五節」を「第六章第四節」に改める。

第二百八十条第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同項第六号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二百九十条第一項第四号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同項第六号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百三十三条第一項第四十四号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第百十二条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五条の見出し中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第一項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、同項ただし書中「又は破産」を「又は破産手続開始」に改め、同条第二項中「破産の申立て」を「破産手続開始の申立て」に、「対して破産の宣告」を「対して破産手続開始の決定」に、「破産の宣告」を「当該決定」に改め、同条第三項中「前項の」及び「同項の」の下に「規定による」を加える。

（民事訴訟法の一部改正）

第百十三条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条　削除

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百十四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第三号中「の破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

第百二条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百十六条第一項第十五号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百十五条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第六号を次のように改める。

六　破産手続開始の決定

第三十二条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定による解散」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第百十六条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第百十七条　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（破産法等の適用除外）

第十一条　債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第　号）第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2　前項に規定する質権によって担保される債権については、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百六十四条第一項の規定は、適用しない。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十一条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第二百五十二条第一項第三十一号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第百十九条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第三条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改め、同条第一号中「破産法（大正十一年法律第七十一号）」を「破産法（平成十六年法律第　号）」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第百二十条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十条第一項第一号及び第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第百二十一条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十九第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条第二項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第百二十二条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第七号、」を削り、「第四十四号」の下に、「第五十五号」を加え、「若しくは第六十六号」を、「第六十六号若しくは第六十八号」に改める。

第四十条第一項中「破産宣告、」を「破産手続開始の決定、」に、「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改め、同条第三項中「破産宣告等」を「破産手続開始決定等」に改める。

別表第七号を次のように改める。

七　削除

別表第五十五号を次のように改める。

五十五　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

別表第六十号を次のように改める。

六十　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

別表第六十六号を次のように改める。

六十六　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

別表に次の一号を加える。

六十八　破産法（平成十六年法律第　　号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

（特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正）

第百二十三条　特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法（平成十一年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五条中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第八十五条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第百七十六条前段」に、「「破産宣告ノ」を「「破産手続開始の」に、「ノ規定ニ依ル処分ガ効力ヲ生ジタル日（其ノ日ガ破産宣告ノ日前ナルトキハ破産宣告ノ」を「の規定による処分が効力を生じた日（その日が破産手続開始の日前であるときは破産手続開始の」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第百二十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第四号を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第五十五条第九項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第十六条」に改める。

第八十四条第二号中「破産の宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百二十五条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（著作権等管理事業法の一部改正）

第百二十六条　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「破産した」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第百二十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第三号中「破産した」を「破産手続開始の決定があった」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（中間法人法の一部改正）

第百二十八条　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第九十九条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第百八条第五号を次のように改める。

五　破産手続開始の決定

第百五十四条第一項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産法（大正十一年法律第七十一号）第四十六条各号に掲げる請求権」を「破産法（平成十六年法律第　　号）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権」に改め、同条第二項中「第百二十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第百六十二条第十八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第百二十九条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正）

第百三十条　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年

法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第二十九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第百三十一条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条」を「第六十五条・第六十五条の二」に改める。

第二十三条第四号中「破産の原因たる」を「破産手続開始の原因となる」に改める。

第五十八条中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改め、「この節」の下に「及び第四節」を加える。

第五十九条第二項中「破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百六十条の規定による公告」を「破産法（平成十六年法律第　号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第六十五条の二の規定による通知」に、「同項」を「前項」に改める。

第三章第四節中第六十五条の次に次の一条を加える。

（破産直近上位機関等に係る配当の通知等に関する通知）

第六十五条の二　破産直近上位機関等の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を受託者に通知しなければならない。

（確定拠出年金法の一部改正）

第百三十二条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十三条第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第百三十三条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

第九十一条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第九十二条中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百条第一項第三十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百三十四条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第六十四条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百三十五条　会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「破産宣告」を「破産手続開始」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

第百三十六条　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三十二条中「差等」を「差」に改める。

第三十三条中「「差等」とあるのは「差」と、」を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百三十七条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百二十一条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

第百八十三条第一項第三十号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第　号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第四十八条の規定は行政書士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十一号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の民事再生法（附則第五条第十九項、第六条第一項、第十二条第一項及び第十三条において「旧民事再生法」という。）第二十一条又は第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に第一条の規定による改正後の民事再生法（以下この条

並びに附則第十二条第一項第一号及び第二項第一号において「新民事再生法」という。）第二百四十九条第一項前段に規定する再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定若しくは再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）があった場合又は第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に同条第一項後段に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があった場合には、新民事再生法第二百四十九条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十条第一項に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第二項本文に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に新民事再生法第百九十三条若しくは第百九十四条に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合には、新民事再生法第二百五十条の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十一条第一項第一号に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定がされた場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新民事再生法第二百五十三条の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新民事再生法第二百五十三条の規定を適用する。

6　施行日前に再生債権者につき再生債務者に対する債務負担の原因が生じた場合における再生債権者による相殺の禁止及び施行日前に再生債務者に対して債務を負担する者につき再生債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新民事再生法第九十三条及び第九十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の再生事件における否認については、新民事再生法第六章第二節（第百三十四条の二、第百三十四条の三、第百三十五条から第百三十八条まで、第百四十条及び第百四十一条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前にされた第二条の規定による改正前の会社更生法（附則第五条第一項、第九項及び第十七項、第十二条第一項並びに第十三条において「旧会社更生法」という。）第十七条又は第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る更生事件（第二条の規定による改正後の会社更生法（以下この条並びに附則第五条第二項から第四項まで、第六項、第七項、第十項から第十二項まで、第十四項、第十五項及び第十七項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号において「新会社更生法」という。）第二条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生会社（新会社更生法第二条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条（第七項を除く。）において同じ。）について施行日以後に新会社更生法第二百五十一条第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項後段に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項廃止の決定があった場合には、新会社更生法第二百五十一条の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の株式会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十二条第一項本文に規定する新会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十二条第二項本文に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新会社更生法第二百五十二条の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の株式会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十三条第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第一項の更生事件における破産手続開始前の更生会社について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合

には、新会社更生法第二百五十三条の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生会社又は開始前会社（新会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社をいう。第八項において同じ。）について施行日以後に新会社更生法第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新会社更生法第二百五十五条の規定を適用する。

6　施行日前に更生債権者等（新会社更生法第二条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生会社に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及び施行日前に更生会社に対して債務を負担する者につき更生債権等（新会社更生法第二条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新会社更生法第三章第四節（第九十四条から第九十七条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の更生事件における更生会社又は開始前会社について施行日以後に新会社更生法第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前にされた第三条の規定による改正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第十七条第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前にされた第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この項、第九項、第十項及び第十七項から第二十一項まで並びに附則第十二条第一項及び第十三条において「旧更生特例法」という。）第十五条若しくは第三百七十七条第一項の規定又は旧更生特例法第百五十八条第一項において準用する旧会社更生法第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る協同組織金融機関（第四条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この項から第十七項まで、第十九項及び第二十一項並びに附則第十二条第一項第三号及び第二項第三号において「新更生特例法」という。）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。第三項及び第四項において同じ。）の更生事件（新更生特例法第四条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生協同組織金融機関（新更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。以下この項から第六項まで及び第八項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の七第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項後段に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第百五十五条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定があった場合には、新更生特例法第百五十八条の七の規定を適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の八第一項本文に規定する新更生特例法第百五十条において準用する新会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の八第二項本文に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第百五十八条の八第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第百五十八条の八の規定を適用する。

4　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の九第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第一項の更生事件における破産手続開始前の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第一項の更生事件における破産手続開始後の更生協同組織金融機関について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第百五十五条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第百五十八条の九の規定を適用する。

5　第一項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生協同組織金融機関又は開始前協同組織金融機関（新更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。第八項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新更生特例法第百五十八条の十一の規定を適用する。

6　施行日前に更生債権者等（新更生特例法第四条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生協同組織金融機関に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及

び施行日前に更生協同組織金融機関に対して債務を負担する者につき更生債権等（新更生特例法第四条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新更生特例法第三十五条において準用する新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新更生特例法第二章第三節第四款（第六十条（新会社更生法第九十四条から第九十七条までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　第一項の更生事件における更生協同組織金融機関又は開始前協同組織金融機関について施行日以後に新更生特例法第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　施行日前にされた旧更生特例法第百八十条若しくは第三百七十七条第一項の規定又は旧更生特例法第三百三十一条第一項において準用する旧会社更生法第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る相互会社（新更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。第十一項及び第十二項において同じ。）の更生事件（新更生特例法第百六十九条第三項に規定する更生事件をいう。次項から第十三項まで、第十五項及び第十六項において同じ。）については、なお従前の例による。

10　前項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の更生会社（新更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。以下この項から第十四項まで及び第十六項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の七第一項前段に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定があった場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定があった場合には、新更生特例法第三百三十一条の七の規定を適用する。

11　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の相互会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の八第一項本文に規定する新更生特例法第三百二十三条において準用する新会社更生法第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の八第二項本文に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が効力を失った後に新更生特例法第三百三十一条の十第一項本文に規定する新更生特例法第三百二十三条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第三百三十一条の八の規定を適用する。

12　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における破産手続開始前の相互会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の九第一項第一号に規定する更生手続開始の申立ての棄却の決定があった場合、第九項の更生事件における破産手続開始前の更生会社について施行日以後に同条第一項第二号に規定する更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定した場合又は第九項の更生事件における破産手続開始後の更生会社について施行日以後に同条第一項第三号に規定する更生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に新更生特例法第三百二十八条第一項において準用する新会社更生法第二百四十一条第一項に規定する更生手続廃止の決定が確定した場合には、新更生特例法第三百三十一条の九の規定を適用する。

13　第九項の規定にかかわらず、同項の更生事件における更生会社又は開始前会社（新更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。第十六項において同じ。）について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新更生特例法第三百三十一条の十一の規定を適用する。

14　施行日前に更生債権者等（新更生特例法第百六十九条第十三項本文に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）につき更生会社に対する債務負担の原因が生じた場合における更生債権者等による相殺の禁止及び施行日前に更生会社に対して債務を負担する者につき更生債権等（新更生特例法第百六十九条第十二項本文に規定する更生債権等をいう。）の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新更生特例法第二百条において準用する新会社更生法第四十九条及び第四十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15　施行日前にされた行為の更生事件における否認については、新更生特例法第三章第三節第四款（第二百二十六条（新会社更生法第九十四条から第九十七条までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　第九項の更生事件における更生会社又は開始前会社について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一条及び第七十二条並びに第六章第二節（第百七十一条から第百七十五条までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17　施行日前にされた旧更生特例法第三百七十七条第一項又は旧会社更生法第十七条若しくは第二百四十四条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る銀行（新更生特例法第二条第一項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）、証券会社（新更生特例法第二条第四項に規定する証券会社をいう。第十九項及び第二十一項において同じ。）及び保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。次項において同じ。）を営む株式会社の更生事件（新会社更

生法第二条第三項に規定する更生事件をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

18　附則第三条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧更生特例法第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立てに係る銀行及び保険業を営む株式会社の更生事件について準用する。

19　施行日前にされた旧更生特例法第四百五十条第一項又は旧民事再生法第二十一条若しくは第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る金融機関（新更生特例法第二条第三項に規定する金融機関をいう。次項及び第二十一項において同じ。）及び証券会社の再生事件については、なお従前の例による。

20　附則第二条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧更生特例法第四百五十条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る金融機関の再生事件について準用する。

21　施行日前にされた旧更生特例法第四百九十三条第一項又は新破産法附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号。以下この項、次条第三項並びに附則第十二条第二項及び第十三条において「旧破産法」という。）第百三十二条第一項、第百三十三条（旧破産法第百三十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三百五十七条の三第一項の規定による破産の申立てに係る金融機関、証券会社及び保険会社（新更生特例法第二条第五項に規定する保険会社をいう。）の破産事件については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前にされた第五条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（以下この条において「旧再生特例法」という。）第六条第一項又は旧民事再生法第二十一条若しくは第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る農水産業協同組合（第五条の規定による改正後の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）の再生事件については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、施行日前にされた旧再生特例法第六条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る農水産業協同組合の再生事件について準用する。

3　施行日前にされた旧再生特例法第二十九条第一項の規定又は旧破産法第百三十二条第一項の規定、旧破産法第百三十五条において準用する旧破産法第百三十三条の規定若しくは旧破産法第三百五十七条の三第一項の規定による破産の申立てに係る農水産業協同組合の破産事件については、なお従前の例による。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前にされた破産の申立て又は施行日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、第六条の規定による改正後の民法第二百七十六条、第六百二十一条及び第六百四十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前にされた第九条の規定による改正前の商法（次項において「旧商法」という。）第三百八十一条第一項の規定による整理開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第二項の規定による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた旧商法第四百三十一条の規定による特別清算開始の申立て又は施行日前に職権でされた同条第三項において準用する旧商法第三百八十一条第二項の規定による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件については、なお従前の例による。

3　施行日前に債権者につき会社に対する債務負担の原因が生じた場合における債権者による相殺の禁止及び施行日前に債務者に対して債務を負担する者につき会社に対する債権の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、第九条の規定による改正後の商法第四百三条第一項又は第四百五十六条第一項において準用する新破産法第七十一条及び第七十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に決済債権者（金融機関（第八十八条の規定による改正後の預金保険法（以下この条において「新預金保険法」という。）第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）に対して決済債務（新預金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該金融機関に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における当該他の金融機関による相殺及び施行日前に金融機関に対して決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の金融機関による相殺については、新預金保険法第六十九条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に決済債権者（農水産業協同組合（第九十一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下この条において「新農水産業協同組合貯金保険法」という。）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）に対して決済債務（新農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の二第一項に規定する決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を有する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得した者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）につき当該農水産業協同組合に対する他の決済債務の負担の原因が生じた場合における決済債権者による相殺及び施行日前に農水産業協同組合に対して決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関（当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から

当該決済債務を引き受けた者を含む。以下この条において同じ。）につき決済債務に係る債権の取得の原因が生じた場合における当該他の農水産業協同組合その他の金融機関による相殺については、新農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前にされた破産の申立て又は施行日前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、第百十三条の規定による改正後の民事訴訟法第百二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条　施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧民事再生法第二百四十六条及び第二百四十七条の規定の適用については第一号に掲げる再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の適用については第二号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、旧更生特例法第五百三十九条及び第五百四十条の規定の適用については第三号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、それぞれみなす。

一　新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定　旧民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定

二　新会社更生法の規定によりされた更生手続開始の決定　旧会社更生法の規定によりされた更生手続開始の決定

三　新更生特例法第三十一条又は第百九十六条において準用する新会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定　旧更生特例法第三十一条又は第百九十六条において準用する旧会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定

2　次の各号に掲げる場合における施行日前にした行為に対する旧破産法第三百七十四条から第三百七十六条まで及び第三百七十八条の規定の適用については、当該各号に定める破産手続開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

一　附則第二条第三項の規定により新民事再生法第二百五十条の規定が適用される場合　新民事再生法第二百五十条の規定によりされた破産手続開始の決定

二　附則第三条第三項の規定により新会社更生法第二百五十二条の規定が適用される場合　新会社更生法第二百五十二条の規定によりされた破産手続開始の決定

三　附則第五条第三項又は第十一項の規定により新更生特例法第百五十八条の八又は第三百三十一条の八の規定が適用される場合　新更生特例法第百五十八条の八又は第三百三十一条の八の規定によりされた破産手続開始の決定

3　施行日前に破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この項において「手続開始決定」という。）を受けた者（当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了している者を除く。）が有する第百二十条の規定による改正前の債権管理回収業に関する特別措置法第二条第一項第十六号に規定する金銭債権は、第百二十条の規定による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法の規定及び当該規定に係る罰則の適用については、同法第二条第一項第十六号に規定する金銭債権とみなす。

4　施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法及び外国証券業者に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

5　施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第百二十二条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）の規定（前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、前条第一項前段又は新破産法附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧破産法第三百七十四条（詐欺破産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び旧破産法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）の

罪、旧更生特例法第五百三十九条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）及び第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）並びに第五百四十条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）及び第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪、旧民事再生法第二百四十六条（詐欺再生）及び第二百四十七条（第三者の詐欺再生）の罪並びに旧会社更生法第二百五十五条（詐欺更生）及び第二百五十六条（第三者の詐欺更生）の罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

日本学術会議法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月六日

文教科学委員長　北岡　秀二

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中央省庁等改革基本法第十七条第九号の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、平成十六年度一般会計予算（総務省所管）に、初回の会員候補者を選考するための経費として四千四百万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、政府及び日本学術会議は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関として独立性を保つとともに、科学の向上発達と行政・産業・国民生活への科学の反映浸透というその目的・機能を十分に発揮することができるよう努めること。

二、日本学術会議は、科学と社会のかかわりが増大している状況にかんがみ、時宜を得た答申、勧告、声明等を行うよう努めるとともに、国民に分かりやすい形での情報発信等、効果的・機動的な活動を行い、社会との交流の機会の充実に配意すること。

三、日本学術会議及びその委任を受けた幹事会等が職務を行うに際しては、多様な学問分野における学術動向について十分に配慮するとともに、公正性・中立性の確保に留意するよう努めること。

四、法改正後の日本学術会議会員の選出に当たっては、今回の法改正の趣旨にかんがみ、急速に進歩している科学技術や学問の動向に的確に対応する等のため、第一線の研究者を中心に、年齢層等のバランスに十分に配慮するとともに、女性会員等多様な人材を確保するよう努めること。

五、今後の日本学術会議の設置形態を検討するに当たっては、総合科学技術会議、日本学士院等との連携や役割分担の在り方等を踏まえるとともに、今回の法改正後の日本学術会議の活動状況の適切な評価に基づき、できる限り速やかに開始し、適当な時期に国会に報告すること。

右決議する。

日本学術会議法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月二十三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

日本学術会議法の一部を改正する法律案

日本学術会議法の一部を改正する法律

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条の二第二項中「あらたに」を「新たに」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第二項中「第二十二条」を「第十七条」に改め、「これを」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4　補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

第七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

第八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4　会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。

5　副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。

第八条に次の一項を加える。

6　補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第十条を次のように改める。

第十条　日本学術会議に、次の三部を置く。

第一部

第二部

第三部

第十一条第二項を削り、同条第一項中「分属するものとし、各部の定員は、政令でこれを定める」を「属するものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2　第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3　第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

第十二条を次のように改める。

第十二条　各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2　部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3　副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4　第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

第十四条第一項中「運営審議会」を「幹事会」に改め、同条第二項中「運営審議会」を「幹事会」に、「及び副部長並びに規則で定める会員」を「、副部長及び幹事」に改め、「、これを」を削り、同条に次の一項を加える。

3　日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

第十五条を次のように改める。

第十五条　日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2　連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3　連携会員は、非常勤とする。

4　前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二中「前条の研究連絡委員会のほか、」を「会員又は連携会員をもつて組織される」に改める。

第十五条の三を削る。

第十六条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「これを」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条　日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第十八条から第二十二条までを次のように改める。

第十八条から第二十二条まで　削除

第二十二条の二及び第二十二条の三を削る。

第二十六条中「総会における出席会員の三分の二以上の議決による」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条から第二十二条までの改正規定、第二十二条の二及び第二十二条の三を削る改正規定並びに附則第二条から第四条まで、第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。）及び第二項並びに第八条の規定　公布の日

二　第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。）、第七条及び第九条から第十一条までの規定　平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二条」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　　号）による改正前の第二十二条」とする。

第三条　施行日の前日において日本学術会議会員（以下「会員」という。）又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法（以下「旧法」という。）第七条第三項（旧法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条　一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3　委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二　日本学士院の院長

4　委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5　専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6　委員及び専門委員は、非常勤とする。

7　前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条　委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

2　委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

第六条　新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

2　新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

3　新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）

から適用する。

第七条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第九条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部日本学術会議図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部内閣府図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部日本学術会議図書館	内閣府

（内閣府設置法の一部改正）

第十条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二　科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

第四十条第三項の表に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）

（総務省設置法の一部改正）

第十一条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十一条」に、「第二十一条―」を「第二十二条・」に改める。

第四条第九十三号を次のように改める。

九十三　削除

第二十一条を削り、第三章第二節第六款中第二十条の二を第二十一条とする。

第二十二条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

本省に、中央選挙管理会を置く。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
六九〇円
（本体六六〇円）